

引きて水を渡る。官軍、急に之を撃つ。周退き走る。官軍、之を逐ひ、遂に柳子を圍む。會、大に風ふく。四面より火を縱つ。賊、寨を棄てて走る。沙陀、精騎を以て之を邀へ、屠殺して殆ど盡く。柳子より芳城に至るまで、死者相枕す。其將劉豐を斬る。周、麾下數十人を將ひ、宿州に奔る。宿州の守將梁丕、素より之と隙有り、城を開きて入るを聽し、執へて之を斬る。龐助、之を聞き、大に懼れ、許佶と議し、自ら將として出で戦はんとす。周重泣きて助に言つて曰はく、「柳子は地要に兵精に、姚周、勇敢にして謀有り、今、一旦、覆没し、危きこと累卵の如し。若かじ、遂に大號を建て、兵を悉して四出し、死を決して力戦せんには」と。又、崔彦曾を殺して以て人望を絶たんことを勸む。術士曹君長も亦言ふ、「徐州の山川、兩帥を容れず。今、觀察使尙ほ在り、故に留後未だ興らず」と。賊黨皆以て然りと爲す。夏四月壬辰、助、彦曾及び監軍張道謹・宣慰使仇大夫・僚佐焦璐・溫庭皓を殺し、其親屬賓客僕妾を并せて皆死す。淮南の監軍郭厚本・都押衙李湘の手足を斷ち、以て康承訓の軍に示す。助乃ち衆を集めて揚言して曰はく、「助始め國恩を望み、臣節を全くせんことを庶へり。今日の事、前志已に乖く。此より、助と諸君と、眞に反者なり。當に境内の兵を掃ひ、力を戮せ心を同じくし、敗を轉じて功と爲すべきのみ」と。衆、皆、善しと稱す。是に於て、城中の男子に命じ、悉く德場に集まらしめ、仍ほ分ちて諸將を遣はし、比屋大に索めしむ。「敢て一男子を

〔一六〕水。渙水なり。
 〔一七〕芳城。新唐書には芳亭に依る。
 〔一八〕國恩を望むとは、旌節を望みしを謂ふ。

匿す者は、其家を族せん」と。丁壯を選びて三萬人を得。更に旗幟を造り、給するに精兵を以てす。許佶等共に助を推し、天冊將軍・大會明王と爲す。助、王爵を辭す。是より先、辛讜復た泗州より、驍勇四百人を引き、糧を揚潤に迎ふ。賊、岸を夾みて之を攻む。轉戦すること百里、乃ち出づるを得、廣陵に至り、公館に止まり、敢て家に歸らず。舟、鹽米二萬石・錢萬三千緡を載せ、乙未、還りて斗山に至る。賊將王弘芝、衆萬餘を帥ひ、之を盱眙に拒ぎ、密に戰艦百五十艘を布き、以て淮流を塞ぎ、又、火船を縱ちて之を逆ふ。讜、命じて長叉を以て托過せしむ。卯より戦うて未に及び、衆寡、敵せず。官軍、利あらず。賊、木を戰艦に縛し、旁に出づること四五尺、戰棚を爲る。讜、勇士に命じ、小舟に乗り、其下の矢刃及ぶ能はざる所に入り、槍を以て火牛を掲げて之を焚かしむ。戰艦既に然え、賊皆潰走す。官軍乃ち過ぎて城に入るを得たり。龐助、父舉直を以て大司馬と爲し、許佶等と與に、留まりて徐州を守らしむ。或るひと曰はく、「將軍方に兵威を耀かす。父子の親を以て上下の節を失ふ可からず」と。乃ち舉直をして庭に趨拜せしめ、助、案に據りて之を受く。時に魏博屢豊縣を圍む。龐助、先づ之を撃たんと欲す。丙申、兵を引きて徐州を發す。

〔一九〕斗山。今の盱眙縣に在り、亦、陡山と曰ふ、淮流に臨む。
 〔二〇〕火牛。草を縛して之を爲り、熱して以て敵を燒く。
 〔二一〕綱が淮南に在りて師を喪へるを以て、馬舉に命じて之に代らしむ。

戊戌、前の淮南節度使同平章事令狐綯を以て太保分司と爲す。

龐助、夜、豐縣に至り、潛に城に入る。魏博の軍、皆、之を知らず、魏博、分ちて五寨と爲し、其の城に近き者、數千人を屯す。助、兵を縱ちて之を圍む。諸寨、之を救ふ。助、兵を要路に伏せ、官軍二千人を殺す。餘は皆返り走る。賊、寨を攻めて、克たす。夜に至り、圍を解きて去る。官軍、其衆を畏れ、且つ助自ら來ると聞き、諸寨皆宵潰ゆ。曹翔方に滕縣を圍む。魏博敗るるを聞き、兵を引きて退きて兗州を保つ。賊、悉く其城柵を毀ち、其資糧を運び、檄を徐州に傳へ、盛に自ら誇大し、官軍を謂つて國賊と爲すと云ふ。

馬舉、精兵三萬を將ゐて、泗州を救ふ。乙巳、軍を三道に分ち、淮を度り、中流に至りて大に譟ぐ。聲、數里に聞ゆ。賊大に驚き、衆寡を測らず、兵を斂めて城西の寨に屯す。舉就きて之を圍み、火を縱ちて柵を焚く。賊衆大に敗る。斬首數千級。王弘立・死す。吳迴退きて徐州を保つ。泗州の圍始めて解く。泗州、圍まるること凡そ七月。城を守る者、寐ぬるを得ず。面目、皆、瘡を生ず。

龐助、豐縣に留まること數日、兵を引きて西して康承訓を撃たんと欲す。或るひと曰はく、「天時、著に尙ひ、蠶麥方に急なり。若かじ、且く兵を休め食を聚め、然る後之を圖らんには」と。或るひと曰はく、「將軍、師を出して數日、(一)七萬の衆を摧き、(二)西軍・震恐す。此聲勢に乗せば、彼破れ走

〔一〕曹翔は、泰寧の帥、本、兗州に治す、故に退きて之を保つ。
 〔二〕泗州、去年九月末より圍を受く。
 〔三〕魏博の兵を破りしを謂ふなり。
 〔四〕西軍、康承訓の軍をいふなり。時に柳子に屯す、其地、

らんこと必せり。時、失ふ可からず」と。龐舉直、書を以て助に勸む、「勝に乗じて軍を進めよ」と。助の意遂に決す。丁未、豐縣を發し、庚戌、蕭に至り、襄城・留武・小隴の諸寨に約し、兵合はせて五六萬人、二十九日、遲明を以て柳子を攻めんとす。(三)淮南の敗卒の、賊中に在る者、逃れて康承訓に詣り、告ぐるに其期を以てす。承訓、先づ之が備を爲すを得、馬に秣ひ衆を整へ、伏を設けて以て之を待つ。丙辰、襄城等の兵、先づ柳子に至り、伏に遇うて敗れ走る。龐助既に自ら期を失ひ、遽に兵を引き、三十里の外より之に赴く。至る比ほひ、諸寨已に敗る。助が將ゐる所は、皆、市井の白徒なり。官軍の勢、盛なるを觀、皆、戰はずして潰ゆ。承訓、諸將に命じ、急に之を追はしめ、騎兵を以て其前を邀へ、歩卒をもて其後に蹙る。賊、狼狽して、之く所を知らず、自ら相蹈藉し、僵尸數十里、死する者數萬人。助、甲を解き、(四)布襦を服して遁れ、散卒を收め、纔に三千人に及び、彭城に歸り、其將張實をして、諸寨の兵を分ち、(五)第城驛に屯せしむ。助が初めて起るや、(六)下邳の土豪鄭鑑、衆三千を聚め、自ら資糧・器械を備へ、以て之に應ず。助、以て將と爲し、之を義軍と爲す。五月、沂州、軍を遣はして下邳を圍む。助、鑑に命じて之を救はしむ。鑑、所部を帥ゐて來り降る。

豐縣の西に在り。
 〔六〕淮南の敗卒。李潮・袁公弁の兵なり。
 〔七〕襦は短衣なり。
 〔八〕第城驛、宿州の西にあり。
 〔九〕下邳縣は徐州に屬す。州の東一百八十里に在り。

六月、陝の民、亂を作し、觀察使崔莒を逐ふ。莒、器韻を以て自ら矜り、政事を親らせず。民、旱

を訴ふ。薨、庭樹を指さして曰はく、「此れ尙ほ葉有り。何の早か之れ有らん」と。之を杖す。民怒る。故に之を逐ふ。薨、民舎に逃れ、渴して飲を求む。民、溺を以て之に飲ます。坐して昭州の司馬に貶せらる。

中書侍郎同平章事徐商を以て同平章事とし、荆南節度使に充つ。癸卯、翰林學士承旨戸部侍郎劉瞻を以て同平章事とす。瞻は桂州の人なり。

馬舉、泗州より、兵を引きて濠州を攻め、招義・鍾離・定遠を抜く。劉

行及、寨を城外に設け、以て拒守す。舉、先づ輕騎を遣はして戦を挑む。賊、其衆少きを見、争うて寨西に出で之を撃つ。舉、大軍數萬を引き、

它の道より其東南を撃ち、遂に其寨を焚く。賊入りて固守す。舉、其三面を撃りて之を圍む。北面は淮に臨む。賊、猶ほ・徐州と通するを得。龐助、

吳迴を遣はし、行及を助けて濠州を守り、兵を北津に屯し、以て相應せしむ。舉、別將を遣はし、淮を度りて之を撃ち、斬獲數千、其寨を平ぐ。

曹翔が退きて兗州に屯するや、滄州の卒四千人を留め、魯橋に戍せしむ。卒擅に還る。翔曰はく、「龐助が亂を作すを以て、故に之を討つ。今、滄の卒、約束に従はず。是れ自ら亂るなり」と。兵を勸して之を迎へ、兗州の城外に圍み、命に違ふ者二千人を擇び、悉く之を誅す。朝廷、魏博の軍

【三〇】 三縣は皆、濠州に屬す。昭義は漢の睢陵縣の地、州の東一百二十四里に在り。鍾離は漢の古縣、定遠は漢の曲陽縣の地、州の南八十里に在り。【三一】 北津。淮水の北岸なり。凡そ水に臨みて濟渡する處は津と謂ふ。【三二】 滄州の卒。横海の兵なり。【三三】 九域志に、濟州任城縣（今の山東省濟寧道濟寧縣）に魯橋鎮有り。

の敗るるを聞き、將軍宋威を以て徐州西北面招討使と爲し、兵三萬を將ゐて豐・蕭の間に屯せしむ。翔復た兵を引きて之に會す。秋七月、康承訓、臨渙に克ち、萬人を殺獲し、遂に襄城・留武・小睢等の寨を抜く。曹翔、滕縣を抜き、進みて豐沛を撃つ。賊の諸寨の戍兵、多く相帥ゐて逃匿し、山林に保據す。賊の抄掠する者之を過ぐれば、輒ち殺す所と爲る。而して五八村尤も甚だし。陳全裕といふ者有り、之が帥と爲る。凡そ助に叛く者皆之に歸す。衆、數千人に至り、戦守の具皆備はる。地を環りて數十里、賊、敢て近づくもの莫し。康承訓、人を遣はして之を招く。遂に衆を擧げて來り降る。賊黨益離る。〔三〕 蕪縣の土豪李袞、賊の守將を殺し、城を擧げて承訓に降る。

【三】 蕪。漢の古縣、唐には宿州に屬す。州の南三十六里に在り。

沛縣の守將李直、彭城に詣りて事を計る。裨將朱政、城を擧げて曹翔に降る。直、彭城より還る。政逆へ撃ちて之を走らす。翔、兵を發して沛に戍す。政は邳州の人なり。助、其將孫章・許信を遣はし、各數千人を將ゐて、陳全裕・朱政を攻めしむ。皆、克たずして還る。康承訓、勝に乗じて長驅し、第城を抜き、進みて宿州の西に抵り、城を築きて之を守る。龐助、憂慙し、爲す所を知らず、但だ神に禱り僧に飯するのみ。初め龐助、梁丕が専ら姚周を殺ししを怒り、之を黜け、徐州の舊將張玄稔をして之に代りて州事を治めしめ、其黨張儒・張實等を以て、城中の兵數萬を將ゐて官軍を拒がしむ。儒等、寨を列ぬること數重、城外に於て水を環らして自ら固む。康承訓、之を圍む。張實、夜、人を遣はして潛に出でし

め、書を以て助に白して曰はく、『今、國兵盡く城下に在り、西方必ず虚しからん。將軍、宜しく兵を引きて其不意に出で、宋毫の郊を掠むべし。彼必ず圍を解きて西せん。將軍、伏を要害に設け、迎へて其前を撃ち、實等、城中の兵を出して其後に蹙らば、之を破らんこと必せり』と。時に曹翔、朱政をして豊を撃たしめて之を破り、勝に乗じて徐城・下邳を攻め、皆、之を抜く。斬獲萬計。助、方に憂懼して走らんと欲す。實の書を得、即ち其策に従ひ、龐舉直・許佶をして徐州を守らしめ、兵を引きて西す。八月壬子、康承訓、外寨を焚く。張儒等、入りて羅城を保つ。官軍、之を攻め、死する者數千人、克つ能はず。承訓、之を患へ、辯士を遣はし、城下に於て之を招諭せしむ。張玄稔嘗て邊に成して功有り。賊に脅従すと雖も、心嘗に憂憤す。時に所部の兵を將ゐて子城を守る。夜、所親數十人を召し、國に歸せんと謀り、因つて稍く布諭せしむ。協同する者衆し。乃ち腹心張臯を遣はし、夜出でて狀を以て承訓に白さしめ、期を約して賊將を殺し、城を擧げて降らんとし、日に至りて、青旌を立てて應を爲し、衆心をして疑無からしめんと請ふ。承訓、大に喜び、之に従ふ。九月丁巳、張儒等、酒を柳溪亭に飲む。玄稔、部將董厚等をして、兵を亭西に勸せしめ、玄稔、先づ馬を躍らして前み、大呼して曰はく、『龐助、已に首を僕射の塞中に梟せらる。此輩、何ぞ尙は存するを得ん』と。士卒競ひ進み、遂に張儒等數十人を斬る。城中大に擾る。玄稔、諭すに國に歸す

- 【三五】 國兵。官軍をいふなり。
- 【三六】 外寨。宿州城外の寨。
- 【三七】 羅城。宿州の羅城なり。
- 【三八】 僕射。承訓を謂ふ。

るの計を以てす。暮るるに及びて定まる。戊午、門を開きて出で降る。玄稔、承訓を見、肉袒膝行し、涕泣して罪を謝す。承訓、慰勞し、即ち敕を宣して御史中丞に拜し、賜遺甚だ厚し。玄稔復た進言す、『今、城を擧げて國に歸すること、四遠未だ知らず。請ふ詐りて城陷る爲し、衆を引きて符離及び徐州に趨かば、賊黨、疑はず、盡く擒にす可からん』と。承訓、之を許す。宿州の舊兵三萬。承訓益すに數百騎を以てし、皆、賞勞して之を遣る。玄稔復た城に入り、暮に平安火を發すること常日の如し。己未、晨くるに向なんとし、玄稔、薪數千束を積み、火を縦ちて之を焚き、城陷り軍潰ゆるの狀の如くし、直に符離に趨く。符離、之を納る。既に入り、其守將を斬り、城中に號令す。皆、命を聽く。其兵を收め、復た萬人を得、北して徐州に趨く。龐舉直・許佶、之を聞き、城に嬰りて拒守す。辛酉、玄稔、彭城に至り、兵を引きて之を圍み、兵を按じて未だ攻めず、先づ城上の人に諭して曰はく、『朝廷唯だ逆黨を誅し、良人を傷はず。汝が曹奈何ぞ賊の爲めに城守するか。若し尙ほ狐疑せば、須臾の間に、同じく魚肉と爲らん』と。是に於て城を守る者稍稍甲を棄て兵を投じて下る。崔彥曾の故吏路審中、門を開きて官軍を納る。龐舉直・許佶、其黨を帥ゐて子城を保つ。日長き、賊黨、北門より出づ。玄稔、兵を遣はして之を追ひ、擧直・佶の首を斬る。餘黨多く水に赴きて死す。悉く桂州に成する者の親族を捕へ、之を斬る。死する者數千人。徐州遂に平ぐ。龐助、兵二萬を將ゐて、石山より西に出で、過ぐる所焚掠して遺す無し。庚申、承訓始めて知り、歩騎八萬を引き、西して之

を撃ち、朱邪赤心をして數千騎を將ゐて前鋒と爲らしむ。勛、宋州を襲ひ、其南城を陷る。刺史鄭處冲、其北城を守る。賊、備有るを知り、捨て去り、汴を度り、南して亳州を掠む。沙陀追うて之に及ぶ。勛、兵を引きて渙水に循うて東し、將に彭城に歸らんとす。沙陀の逼る所と爲り、飲食するに暇あらず。〔四〕蕲に至り、將に水を濟らんとす。李袞、橋を發し、兵を勸して之を拒ぐ。賊、惶惑し、之く所を知らず、縣西に至る。官軍大に集まり、縱擊して賊を殺すこと萬人に近し。餘は皆溺死し、降る者纔に千人に及ぶ。勛も亦死す。而るに人、之を識るもの莫し。數日にして乃ち其尸を獲たり。賊の宿遷等の諸寨、皆、其守將を殺して降る。宋威も亦蕭縣を取る。吳廻獨り濠州を守りて下らず。

冬十月、張玄稔を以て右驍衛大將軍・御史大夫と爲す。馬舉、濠州を攻め、夏より冬に及び、克たず。城中、糧盡き、人を殺して之を食ふ。官軍、塹を深くし圍を重ね、以て之を守る。辛丑夜、吳廻、圍を突きて走る。舉、兵を勸して之を追ふ。殺獲して殆ど盡く。廻、招義に死す。康承訓を以て河東節度使・同平章事と爲し、杜愔を以て義成節度使と爲す。上、朱邪赤心の功を嘉し、大同軍を雲州に置き、赤心を以て節度使と爲し、召見し、留めて左金吾上將軍と爲し、姓名を李國昌と賜ひ、賞賚

〔三九〕 亳州は宋州の南一百二十里に在り。
 〔四〇〕 蕲。秦漢の古縣、時に宿州に屬す。州の南三十六里に在り。
 〔四一〕 宿遷。晉の宿預縣なり、徐州に屬す。下邳の東南一百八十里に在り。今の江蘇省徐海道宿遷縣の南二里。
 〔四二〕 會昌。已に大同軍團練使を雲州に置き、尋ぎて防禦と爲す、今陞せて節鎮と爲す。

甚だ厚し。辛讜を以て亳州の刺史と爲す。讜、泗州に在り、圍を犯して出でて兵糧を迎へ、往返すること凡そ十二たび。亳州に除せらるるに及び、上表して言はく、「臣の功は、杜愔に非ざれば、成す能はざるなり」と。〔四三〕和州の刺史崔雍に自盡を賜ふ。家屬は康州に流され、兄弟五人、皆、遠く貶せらる。

〔四三〕 其の門を開きて賊を延きしを以てなり。
 〔四四〕 肅宗至徳元載、鄆陽・秋浦を分ちて至徳縣を置き、饒州に屬す。今の安徽省蕪湖道秋浦縣。
 〔四五〕 董成を釋すこと前卷七年に見ゆ。
 〔四六〕 西川の巡屬邛崃等の州を分ちて別に定邊軍を立つること、上の九年六月に見ゆ。

上、荒宴して、庶政を親らせず、路巖に委任す。巖、奢靡にして、頗る賂遺を通じ、左右、事をを用ふ。〔四四〕至徳の令陳蟠叟、因つて上書し、召對して言ふ、「請ふ邊威の一家を破らん。軍を贍らすこと二年なる可し」と。上問ふ、「威とは誰と爲す」と。對へて曰はく、「路巖の親吏なり」と。上怒り、蟠叟を愛州に流す。是より、敢て言ふ者無し。初め南詔、使者楊會慶を遣はし、來りて董成の囚を釋せるを謝せしむ。定邊節度使李師望、南詔を激怒して以て功を求めんと欲し、遂に會慶を殺す。西川の大将、師望が巡屬を分裂せるを恨み、陰に人を遣はして意を南詔に致さしめ、入寇せしむ。師望、貪殘にして、私貨を聚むること、百萬を以て計る。戍卒怨怒し、生きながら之を食はんと欲す。師望、計を以て免る。朝廷徴し還し、太府少卿竇滂を以て之に代らしむ。滂、貪殘なること、又、師望よりも甚だし。故に蠻寇未だ至らざるに、定邊固より已に困しむ。是月、南詔の驃信

會龍、國を傾けて入寇し、數萬の衆を引き、董春烏部を撃ち、之を破る。十一月、蠻進みて鶴州に寇す。定邊都頭安再榮、清溪關を守る。蠻、之を攻む。再榮退きて大渡河の北に屯し、之と水を隔てて相射ること、九日八夜。蠻密に軍を分ちて道を開き、雪坡を逾え、沐源川に奄至す。滂、兗海の將黃卓を遣はし、五百人を帥ゐて之を拒がしむ。軍を擧げて覆没す。十二月丁酉、蠻、兗海の衣を衣、詐りて敗卒の爲し、江岸に至りて船を呼ぶ。已に濟り、衆乃ち之を覺る。遂に、犍爲を陥れ、兵を縱ちて陵・榮・二州の境を焚掠す。後數日、蠻軍、大に、陵雲寺に集まり、嘉州と岸を對す。刺史楊恣、定邊監軍張允瓊と與に、兵を勸して之を拒ぐ。蠻潛に奇兵を遣はし、東津より濟り、夾みて官軍を撃ち、忠武の都將顏慶師を殺す。餘衆皆潰ゆ。恣、允瓊、身を脱して走る。壬子、嘉州を陥る。慶師は慶復の弟なり。寶滂自ら兵を將ゐ、蠻を大渡河に拒ぐ。驃信詐りて清平官數人を遣はし、滂に詣りて和を結ぶ。滂與に語りて未だ畢らざるに、蠻、船楫に乘りて争ひ渡る。忠武、徐宿の兩軍、陳を結びて之に抗す。滂懼れ、自ら帳中に經る。徐州の將苗全緒、之を解きて曰はく、「都統何ぞ是に至る」と。全緒、安再榮及び忠武の將と與に、

【四七】董春烏部。西州の附塞蠻なり。

【四八】雪坡。雪嶺の坡なり。

【四九】沐源川。嘉州羅目縣（今の四川省建昌道峨眉縣西南九十里）の界に在り。

【五〇】江。青衣江なり。

【五一】犍爲。漢の郡名。唐、嘉州に屬す。州の東南一百二十里に在り。今の四川省建昌道犍爲縣の東南。

【五二】陵雲寺は嘉州の南山に在り。

【五三】嘉州。漢の犍爲郡南安縣の地。今の四川省建昌道樂山縣。

【五四】徐宿。舊の武寧軍。其軍數、亂逆するを以て節鎮を罷む。

兵を勸して出で戦ふ。滂遂に單騎にて宵遁る。三將謀りて曰はく、「今、衆寡、敵せず。明旦復た戦はば、吾が屬盡さん。若かし、夜に乗じて之を攻め、之をして驚き亂れしめ、然る後解さ去らんには」と。是に於て、夜、蠻軍に入り、弓弩亂發す。蠻大に驚く。三將乃ち軍を全くして引き去る。蠻進みて黎雅を陥る。民、山谷に竄匿す。敗軍、所在焚掠す。滂、導江に奔る。邛州の軍資儲備、皆、亂兵の手に散ず。蠻至れば、城已に空しく、通行、礙る無し。左神武將軍顏慶復に詔し、兵を將ゐて赴き援けしむ。

【五五】導江。本、劉蜀の置く所の都安城、後周改めて汝山と爲し、唐改めて導江と曰ふ。

彭州に屬す。州の西九十里に在り。今の四川省西川道灌縣の東二十里。

卷の第二百五十二

唐紀六十八

懿宗昭聖恭惠孝皇帝下

咸通十一年、春正月甲寅朔、羣臣、尊號を上りて、睿文英武明德至仁大聖廣孝皇帝と曰ふ。天下に赦す。

西川の民、蠻寇將に至らんとすと聞き、争ひ走りて成都に入る。時に成都但だ子城のみ有り、亦、壕無し。人占むる所の地、各一席許に過ぎず、雨ふれば則ち箕盎を戴きて以て自ら庇ふ。又、水に乏しく、摩訶池の泥汁を取り、澄まして之を飲む。將士、武備に習はず。節度使盧耽、彭州の刺史吳行魯を召し、參謀を攝せしめ、前の瀘州の刺史楊慶復と、共に守備を修め、將校を選び、職事を分ち、戰棚を立て、礮櫃を具へ、器備を造り、警邏を嚴にす。是より先、西川の將士、虚職名多く、亦、稟給無し。是に至りて、勝を掲げて驍勇の士を募り、補するに實職を

【一】咸通十一年。西紀八七〇年。
【二】摩訶池。張儀子城内に在り。成都縣(今、四川省西川道)の東南十二里。
【三】櫃。櫓木なり。城上より之を下し、以て敵を壓す。

以てし、厚く糧賜を給す。募に應ずる者雲のごとく集まる。慶復乃ち之を諭して曰はく、「汝が曹、皆、軍中の子弟にして、年少く材勇なれども、平居、自ら進むに由無し。今、蠻寇・憑陵す。乃ち汝が曹が富貴を取るの秋なり。勉めざる可けんや」と。皆、歡呼踊躍す。是に於て兵械を庭に列ね、之をして各、能くする所を試み、兩兩角勝せしめ、其勇怯を察し、而して之を進退し、選兵三千人を得、號して突將と曰ふ。行魯は彭州の人なり。戊午、蠻、眉州に至る。耽、同節度副使王偃等を遣はし、書を齎し、其の事を用ふるの臣杜元忠を見、之と和を約せしむ。蠻・報じて曰はく、「我が輩の行止、只だ雅懷に繋る」と。

路巖・韋保衡・上言す、「康承訓、龐助を討つ時、逗撓して進まず、又、其餘黨を盡す能はず、又、虜獲を貪り、時に功を上らず」と。辛酉、蜀王傅分司に貶す。尋ぎて再び恩州の司馬に貶す。

南詔、進みて新津に軍す。定邊の北境なり。盧耽、同節度副使譚奉祀を遣はし、書を杜元忠に致し、其の來る所以の意を問ふ。蠻、之を留めて還さず。耽、使を遣はして急を朝に告げ、且つ、使を遣はして與に和し、以て一時の患を紓べんと請ふ。朝廷、知四方館事太僕卿支詳に命じて宣諭通和使と爲す。蠻、耽が之を待つこと恭しきを以て、亦、之が爲めに盤桓す。

- 【四】 蜀王偃は皇子なり。
- 【五】 新津は漢の武陽縣。唐、蜀州に屬す、州の東南七十里に在り。今、四川省西川道新津縣。
- 【六】 舊、通事舍人中に於て、宿長一人を以て館事を總知せしむ、之を館主と曰ふ。凡よ四方の貢納及び章表、皆受けて之を進む。唐、中世より以後、始めて他官を以て四方館の事に判たらしむ。

而して成都の守備、是に由りて粗ぼ完し。甲子、蠻、長驅して北し、雙流を陷る。庚午、耽、節度副使柳縈を遣はし、往きて之を見しむ。杜元忠、縈に書一通を授けて曰はく、「此れ通和の後、驛信と軍府と相見るの儀なり」と。其儀、王者を以て自ら處り、語極めて驕慢なり。又、人を遣はし、綵幕を負うて城南に至らしめ、「蜀王、廳に張陳して以て驛信を居かんと欲す」と云ふ。癸酉、定邊軍を廢し、復た七州を以て西川に歸す。是日、蠻軍、成都の城下に抵る。前一日、盧耽、先鋒遊奕使王晝を遣はし、漢州に至り、援軍を調ひ、且つ之を趣さしむ。時に興元の六千人・鳳翔の四千人・已に漢州に至る。會、竇滂、忠武・義成・徐宿の四千人を以て、導江より漢州に奔り、援軍に就きて以て自ら存す。丁丑、王晝、興元・資簡の兵三千餘人を以て、毗橋に軍す。蠻の前鋒に遇ひ、與に戰つて利あらず、退きて漢州を保つ。時に成都、日に援軍の至るを望む。而るに竇滂、自ら、地を失ひしを以て、西川相繼ぎて陷没し、以て其責を分たんことを欲し、援軍北より至る毎に、輒ち之に説きて曰はく、「蠻衆、官軍よりも多きこと數十倍。官軍遠く來りて疲弊す。未だ遽に前み易からず」と。諸將、之を信じ、皆、狐疑して進まず。成都の十將李自孝、陰に蠻と通じ、城東の倉を焚き内應を爲さんと欲す。城中、執へて之を殺す。後數日、蠻、果して城を攻

- 【七】 雙流。漢の廣都縣の地、隋、雙流縣を置く、唐、成都府に屬す。府の南四十里に在り。今、四川省西川道。
- 【八】 隋の蜀王秀、蜀に鎮し、聽事を起す、極めて宏壯と爲す。
- 【九】 七州。邛・眉・蜀・雅・嘉・黎・嶺なり。
- 【一〇】 毗橋。漢州（今の四川省西川道廣漢縣）の南界に在り。
- 【一一】 地を失ふ。定邊軍を失ひしをいふ。

む。之を久しくして、城中、應ずるもの無くして止む。二月癸未朔、蠻、梯衝を合はせ、四面より成都を攻む。城上、鈎縲を以て之を挽き、近づかしめ、火を投じ油を沃ぎて之を焚く。攻むる者皆死す。盧耽、楊慶復、攝左都押牙李驥を以て、各、突將を帥ゐて出で戦はしむ。蠻二千餘人を殺傷す。暮るるに會ひ、其攻具三千餘物を焚きて還る。蜀人素より怯なり。其突將、新に慶復の獎拔する所と爲り、且つ厚賞を利とし、勇氣自ら倍す。其の出づるを得ざる者、皆、憤鬱して奮はんことを求む。後數日、賊、民籬を取り、重沓し濕して之を屈し、以て蓬と爲し、人を其下に置き、擧げて以て城に抵りて之を斷らしむ。矢石も入る能はず、火も然く能はず。慶復、鐵汁を鎔かして以て之に灌ぐ。攻むる者又死す。乙酉、支詳、使を遣はし、蠻と和を約す。丁亥、蠻、兵を斂め和を請ふ。戊子、使を遣はして支詳を迎ふ。時に顔慶復、援軍將に至らんとするを以て、詳りて蠻使に謂つて曰はく、「詔を受け、定邊に詣りて和を約せしむ。今、雲南乃ち成都を圍む。則ち曩日の詔旨と異なり。且つ朝廷、和する所以は、其の成都を犯さざらんことを冀へばなり。今、矢石晝夜相交はる。何ぞ和と謂はんや」と。蠻、和使に至らざるを見、庚寅、復た進みて城を攻む。辛卯、城中、兵を出して之を撃つ。乃ち退く。初め韋臯、南詔を招き、以て吐蕃を破る。既にして蠻訴ふるに甲弩無きを以てす。臯、匠をして之を教

【一】 梯衝。衝車なり。
 【二】 其索を屈轉して環の如くし、鈎を其端に施す。
 【三】 重沓。かさねる也。
 【四】 蓬。當に蓬に作るべし。舟のとまなり。
 【五】 斂。斂るなり。又、掘るなり。
 【六】 東蠻云云。事、二百三十三卷德宗の貞元五年に見ゆ。

へしむ。數歲にして、蠻中の甲弩皆精利なり。又、東蠻・直那・時勿・鄧夢衝の三部、臯を助けて吐蕃を破り、功有り。其後、邊吏、之を遇すること無狀なり。東蠻、唐を怨むること深く、自ら南詔に付き、毎に南詔に従つて入寇し、之が爲めに力を盡し、唐人を得れば皆之を虐殺す。朝廷、寶滂を貶して康州の司戸と爲し、顔慶復を以て東川節度使と爲す。凡そ蜀を援くる諸軍、皆、慶復の節制を受く。癸巳、慶復、新都に至る。蠻、兵を分ちて往きて之を拒ぐ。甲午、慶復と遇ふ。慶復、大に蠻軍を破り、二千餘人を殺す。蜀の民數千人、争うて芟刀・白楫を操り、以て官軍を助け、呼聲、野に震ふ。乙未、蠻の歩騎數萬復た至る。會、右武衛上將軍宋威、忠武の二千人を以て至る。即ち諸軍と與に會戦す。蠻軍大に敗れ、死する者五千餘人、退きて星宿山を保つ。威進みて沱江驛に軍す。成都を距ること三十里。蠻、其臣楊定保を遣はし、支詳に詣りて和を請はしむ。詳曰はく、「宜しく先づ圍を解き軍を退くべし」と。定保還る。蠻、城を圍むこと故の如し。城中、援軍の至るを知らず、但だ其の數來りて和を請ふを見、援軍の必ず勝てるを知る。戊戌、蠻復た和を請ふ。使者十返す。城中も亦依違して之に答ふ。蠻、援軍近きに在るを以て、城を攻むること尤も急なり。驃信以下親ら矢石の間に立つ。庚子、官軍、城下に至り、蠻と戦ひ、其、升遷橋を奪ふ。是夕、蠻自ら攻具を燒き、遁れ去る。明

【一】 新都縣は成都府の北四十里に在り。今の四川省西川道新都縣。
 【二】 芟刀。農家以て草を芟る所のもの。
 【三】 沱江驛。成都府新繁縣(今の四川省西川道)に在り。
 【四】 升遷橋。即ち升遷橋、秦の時、李冰の起つる所、舊、七星橋と名づく。

くる比ほひ、官軍乃ち之を覺る。初め朝廷、顔慶復をして成都を救はしめ、宋威に命じて綿漢に屯し後繼を爲さしむ。威、勝に乗じて先づ城下に至り、蠻軍を破り、功、多きに居る。慶復、之を疾む。威、士に飯し、蠻軍を追はんと欲す。城中の戰士も、亦、北軍と勢を合はせて俱に進まんと欲す。慶復、威に牒し、其軍を奪ひ、勅して漢州に歸らしむ。蠻、雙流に至り、新穿水を阻て、橋を造りて未だ成らず、狼狽して度を失ふ。三日にして橋成り、乃ち過ぐるを得、橋を斷ちて去る。甲兵・服物、路に遺棄す。蜀人甚だ之を恨む。黎州の刺史嚴師本、散卒數千を收め、邛州を保つ。蠻、之を圍むこと二日、克たず。亦捨て去る。顔慶復、始め蜀人に教へて壅門城を築かしめ、塹を穿ち水を引きて之に満たし、鹿角を植て、營舖を分つ。蠻、備有るを知り、是より、復た成都を犯さず。是より先、西川の牙將、職有りて官無し。南詔を拒ぎ却くるに及び、四人、功を以て監察御史を授けらる。堂帖、人ごとに堂例錢三百緡を輸せしむ。貧者、之に苦しむ。

三月、左僕射同平章事曹確を同平章事とし、鎮海節度使に充つ。
夏四月丙午、翰林學士承旨兵部侍郎韋保衡を以て同平章事とす。

- 【三】綿漢。二州の名。
- 【三】新穿水。九域志に、蜀州新津縣（今、四川省西川道）に新穿鎮有り。
- 【二】壅門。城門の外、別に垣牆を築き、以て城門を遮る、之を壅門といふ。
- 【三】木を斬りて鹿角と爲し、之を城外に植て、以て衝突を限る。塞屋を分立する、之を營といふ、以て士卒を居らしむ。城上に小屋を分立し守卒をして之に居りて以て候望せしむ。之を舖といふ。
- 【二】此れ所謂官なり。
- 【三】功有りて官を授け、而して其輸錢を徵す。史、唐の紀綱大に據るるを言ふ。

徐賊の餘黨、猶ほ閭里に相聚まりて羣盜を爲し、兗・鄆・青・齊の間に散居す。徐州觀察使夏侯瞳に詔して、之を招諭せしむ。

五月丁丑、邛州の刺史吳行魯を以て西川留後と爲す。

光州の民、刺史李弱翁を逐ふ。弱翁、新息に奔る。左補闕楊堪等上言す、『刺史・不道にして、百姓、冤を負はば、當に朝廷に訴へ、諸を典刑に寘くべし。豈に羣黨相聚まり・擅に自ら斥逐し・上下の分を亂すを得んや。此風殆ど長ず可からず。宜しく嚴誅を加へ、以て來者を懲らすべし』と。

上、百官に令して、徐州を處置するの宜を議せしむ。六月丙午、太子少傅李膠等、狀して以爲はく、『徐州、屢禍亂を構ふと雖も、未だ必ずしも比屋頑凶ならず。蓋し統御人を失するに由り、是れ姦回疊に乗ずるを致す。今、使名、降ると雖も、兵額尙ほ存す。以て支郡と爲さば、則ち糧餉、給せず。分ちて別藩に隸せば、則ち人心未だ服せず、或は舊惡相濟ひ、更に披猖を成さん。惟だ泗州、向に攻守に因り、費を結ぶこと已に深し。宜しく更張する有るべし。庶はくは兩便と爲さん』と。詔して之に従ひ、徐州は舊に依りて觀察使と爲し、徐・濠・宿の三州を統べしめ、泗州は團練使と爲し、割きて淮南に隸す。

幽州節度使張允伸に兼侍中を加ふ。

秋八月乙未、同昌公主・薨す。上、痛悼して・已ます。翰林醫官韓宗劼等二十餘人を殺し、悉く其親族三百餘人を收捕し、京兆の獄に繋ぐ。中書侍郎同平章事劉瞻、諫官を召し、之を言はしむ。諫官、敢て言ふ者莫し。乃ち自ら上言して以爲はく、「修短の期は、人の定分なり。昨、公主、疾有り、深く聖慈を軫ましむ。宗劼等、診療の時、惟だ疾の愈えんことを求め、備に方術を施し、心を盡さざるに非ず。而れども禍福、移し難く、竟に差跌を成せり。其情狀を原ぬるに、亦、哀矜す可し。而るに老幼三百餘人を械繫す。物議沸騰し、道路嗟歎す。奈何ぞ理に達し命を知るの君を以て、肆暴不明の謗に涉らんや。蓋し、安きには危きを慮らず。忿には難きを思はざるに由るが故なり。伏して願はくは少しく聖慮を回らし、繫者を寛釋せんことを」と。上、疏を覽て・悦ばず。瞻、又、京兆の尹溫璋と與に、上の前に力諫す。上大に怒り、叱して之を出す。

【三三】 診療、診察療治。
【三三】 何進滔、魏博を得、三世に傳へ、四十二年にして滅ぶ。

魏博節度使何全皞、年少く、驕暴にして殺を好む。又、將士の衣糧を減す。將士、亂を作す。全皞、單騎にて走る。追うて之を殺す。大將韓君雄を推して留後と爲す。成德節度使王景崇、之が爲めに旌節を請ふ。九月庚戌、君雄を以て魏博留後と爲す。丙辰、劉瞻を以て同平章事とし、荆南節度使に充て、溫璋を振州の司馬に貶す。璋、歎じて曰はく、

「生、時に逢はず。死何ぞ惜むに足らん」と。是夕、藥を仰ぎて卒す。(庚)勅して曰はく、「苟くも害無くば、何ぞ斯に至らん。惡實貫盈す。死して餘責有り。宜しく三日の内に且く城外に於て權に瘞めしめ、恩宥を経るを俟ち、方めて歸葬を許し、中外をして心を快くし、姦邪をして懼を知らしむべし」と。己巳、右諫議大夫高湘・比部郎中知制誥楊知至・禮部郎中魏筥等を嶺南に貶す。皆、劉瞻と親善なるに坐し、韋保衡の逐ふ所と爲るなり。知至は、汝士の子、筥は、扶の子なり。

【三四】 汝士、虞卿の從兄なり、二百四十一卷穆宗の長慶元年に見ゆ。
【三五】 魏扶は二百四十八卷宣宗の大中年に見ゆ。
【三六】 謀を通じ云云。誤りて毒藥を投じて同昌公主を死に致せりと譏するなり。然れども既に誤と言ふ、又安んぞ以て謀を通ずと爲す可けんや。
【三七】 康州。京師を去る五千七百五十里。今の廣東省粵海道德慶縣。
【三八】 梧州。漢の蒼梧郡の治する所の廣信縣の地。唐、梧州を置く、京師を去ること五千五百里。今の廣西省蒼梧道蒼梧縣。
【三九】 驩州は陸路、長安に至るまで一萬二千四百五十二里、水路一萬七千里。今の安南國交州府の地。

保衡、又、路巖と共に劉瞻を奏して云ふ、「醫官と謀を通じ、誤りて毒藥を投せり」と。丙子、瞻を康州の刺史に貶す。翰林學士承旨鄭畋、瞻が相を罷むる制辭を草して曰はく、「數畋の居に安んじ、仍ほ己が有に非ず。四方の賂を却け、惟だ人の知らんことを畏る」と。巖、畋を謂つて曰はく、「侍郎は乃ち劉相を表薦するなり」と。坐して、梧州の刺史に貶せらる。御史中丞孫瑝、瞻の引用する所と爲るに坐し、亦、汀州の刺史に貶せらる。路巖素より劉瞻と論議し、多く叶はず。瞻既に康州に貶せらるれども、巖、猶ほ快からず。十道圖を閲し、驩州は長安を去ること萬里なる

を以て、再び驩州の司戸に貶す。

冬十月癸卯、西川留後吳行魯を以て節度使と爲す。

十一月辛亥、兵部尚書鹽鐵轉運使王鐸を以て禮部尚書・同平章事と爲す。

鐸は起の兄の子なり。

丁卯、復た徐州を以て感化軍節度と爲す。

十二月、成德節度使王景崇に同平章事を加へ、左金吾上將軍李國昌を以て振武節度使と爲す。

十二年、春正月辛酉、文懿公主を葬る。韋氏の人、争うて庭祭の灰を取り、其金銀を汰ぐ。凡そ服玩、物毎に皆百二十輿、錦繡珠玉を以て儀衛・明器と爲し、三十餘里を輝煥す。酒百斛・餅飲四十棗駝を賜ひ、以て休夫を飼ふ。上、郭淑妃と、公主を思うて已まず。樂工李可及、歎百年曲を作る。其聲悽惋。舞ふ者數百人。内庫の雜寶を發して、其首飾と爲し、繩八百匹を以て地衣と爲す。舞罷みて、珠璣、地を覆ふ。魏博留後韓君雄を以て節度使と爲す。

【四〇】王起は二百四十一卷長慶元年に見ゆ。鐸は起の兄炎の子なり。

【四一】徐州は、本、武寧郡、中ごろ銀刀の變有り、節鎮を罷めて觀察と爲す。今復た感化軍と爲す。今の江蘇省徐海道銅山縣。

【四二】文懿。同昌公主の諱。

【四三】勅して之を韋氏の庭に祭る、故に庭祭と曰ふ。汰は洩なり。

【四四】休夫。樞を輿ふの夫なり。

【四五】歎百年曲。人、少よりして壯に、壯よりして老い、少時は娟好、壯時は歡を追ひ樂を極め、老時は衰頹なる狀を歴叙す。其聲悽切にして心を感動す。

門下侍郎同平章事路巖、韋保衡と、素より相表裏し、勢、天下を傾く。既にして權を争ひ、浸く隙有り。保衡遂に巖を上短る。夏四月癸卯、巖を以て同平章事とし、西川節度使に充つ。巖、城を出づ。路人、瓦礫を以て之に擲つ。權京兆尹薛能は巖の擢づる所なり。巖、能に謂つて曰はく、「行に臨み、瓦礫を以て相餞するを煩はす」と。能徐ろに笏を擧げて對へて曰はく、「邇來、宰相出づるに、府司、人を發して防衛するに例無し」と。巖甚だ慙づ。能は汾州の人なり。

五月、上、安國寺に幸し、僧重謙・僧澈に、沈檀講座二つを賜ふ。各

高さ二丈。萬人齋を設く。

秋七月、兵部尚書盧耽を以て同平章事とし、山南東道節度使に充つ。

冬十月、兵部侍郎鹽轉運使劉鄩を以て禮部尚書・同平章事と爲す。

十三年、春正月、幽州節度使張允伸、風疾を得、軍政を委てて醫に就かんと請ふ。之を許し、其子簡會を以て留後に知たらしむ。疾甚だしく、使を遣はして上表し、旌節を納る。丙申、薨す。允伸、幽州に鎮すること二十三年、勤儉恭謹にして、邊鄙、警無く、上下、之に安んず。

二月丁巳、兵部侍郎同平章事于琮を以て山南東道節度使と爲す。刑部侍郎判戶部奉天の趙隱を以て、戶部侍郎・同平章事と爲す。

【五】府司。京兆府の諸司を謂ふ。

【六】沈檀講座。沈香檀香を以て講座を爲るなり。

【七】宣宗大中四年、張允伸、周緝に代りて幽州に鎮す。

平州の刺史張公素、素より威望有り、幽人の服する所と爲る。張允伸・薨するや、公素、州兵を帥

る、來りて喪に奔る。張簡會懼れ、三月、京師に奔る。以て諸衛將軍と爲す。

夏四月、皇子保を立てて吉王と爲し、傑を壽王と爲し、倚を睦王と爲す。

張公素を以て平盧留後と爲す。

五月、國子司業韋殷裕、閤門に詣り、郭淑妃の弟、内作坊使敬述の

陰事を告ぐ。上大に怒り、殷裕を杖殺し、其家を籍没す。乙亥、閤門使

田獻鈺、紫を奪ひ橋陵使に改めらる。其の殷裕の状を受けしを以ての故な

り。殷裕の妻の父太府少卿崔元應、妻の從兄中書舍人崔沆・季父君卿、皆、

嶺南の官に貶せらる。給事中杜裔休、殷裕と善きに坐し、亦、端州の司戶

に貶せらる。沆は鉉の子なり。裔休は惛の子なり。

丙子、山南東道節度使于惛を貶して、普王傅分司と爲す。韋保衡、之を

諍するなり。辛巳、尙書左丞李當・吏部侍郎王胤・左散騎常侍李都・翰林學

士承旨兵部侍郎張揚・前の中書舍人封彦卿・左諫議大夫楊塾を貶す。癸未、

工部尙書嚴郿・給事中李暉・給事中張鐸・左金吾大將軍李敬仲・起居舍人蕭

邁・李漬・鄭彥特・李藻を貶し、皆、之を湖嶺の南に處く。琮と厚善なるに

見ゆ。

坐する故なり。暉は漢の子、邁は寔の子なり。甲申、前の平盧節度使

于琄を貶して、涼王府の長史分司と爲し、前の湖南觀察使于瓌を袁州の

刺史と爲す。瓌・琄は皆琮の兄なり。尋ぎて再び琮を、韶州の刺史に貶

す。(一)琮の妻廣德公主は上の妹なり。琮と與に韶州に之き、行けば則ち

肩輿門相對し、坐すれば則ち琮の帶を執る。琮、是に由りて、全きを獲た

り。時に諸公主多くは驕縱なり。惟だ廣德のみ、動くこと法度に違ひ、于

氏の宗親に事へ、尊卑、禮の如くならざるは無し。内外、之を稱す。

六月、盧龍留後張公素を以て節度使と爲す。

韋保衡、其黨裴條を以て郎官と爲さんと欲し、左丞李璋が方嚴なるを憚

り、其の放上せざらんことを恐れ、先づ人を遣はし、意を璋に達して曰

はく、『朝廷の遷除、應に問はるべからず』と。

秋七月乙未、璋を以て宣歙觀察使と爲す。

八月、歸義節度使張義潮・薨す。沙州の長史曹義金、代りて軍府を領す。制して、義金を以て歸義

節度使と爲す。是後、中原多故にして、朝命、及ばず。回鶻、甘州を陷れ、(二)自餘の諸州、歸義に

隸する者、多く羌胡の據る所と爲る。

唐懿宗昭聖恭惠孝皇帝咸通十三年

【一】 諸衛將軍と汎言し、何衛なるかを言はざるは、史、之を略するなり。
【二】 平盧。當に盧龍に作るべし。
【三】 内作坊使は、内諸司使の一、内庫の軍器を造るを掌る。
【四】 崔鉉は二百四十七卷武宗の會昌三年に見ゆ。
【五】 普王儼は皇子なり、後、踐阼す、是を僖宗と爲す。
【六】 胡三省曰はく、各人の貶せらるる所の地を詳言せざるは、其の罪無きを以て、故に之を略するなりと。
【七】 李漢は二百四十五卷文宗の大和九年に見ゆ。
【八】 蕭邁は二百五十卷五年に

【一〇】 涼王儼は皇子なり。
【一一】 隋、曲江縣に於て韶州を置く。京師に至るまで四千九百三十二里。今の廣東省嶺南道曲江縣の西一里。
【一二】 廣德縣は宣州に屬す。今、安徽省蕪湖道に屬す。
【一三】 尙書左右丞、分ちて六曹二十四司の郎官を總ぶ。凡そ除授、其人に非ざれば、左右丞、以て之を糾劾し、省に赴き職を供せしめざるを得。
【一四】 唐末より宋朝に至るまで河湟の地、遂に悉く戎と爲り、中國復た取る能はず。

冬十二月、宣宗の諡を追上して、元聖至明成武獻文睿智章仁神聰懿道大孝皇帝と曰ふ。

(五) 振武節度使李國昌、功を恃み恣横にして、長吏を專殺す。朝廷、平かなる能はず。國昌を徙して大同軍防禦使と爲す。國昌、疾と稱して、赴かず。

十四年、春三月癸巳、上、勅使を遣はし、法門寺に詣りて佛骨を迎へしむ。羣臣諫むる者甚だ衆く、

「憲宗、佛骨を迎へ、尋ぎて晏駕す」と言ふ者有るに至る。上曰はく、「朕生きて之を見るを得ば、死するも亦恨無し」と。廣く浮圖・寶帳・香輦・幡・花幢蓋を造り、以て之を迎ふ。皆飾るに金玉・錦繡・珠翠を以てし、京城より寺に至るまで、二百里間、道路の車馬、晝夜、絶えず。夏四月壬寅、佛骨、京師に至る、導くに禁軍の兵仗を以てし、公私の音樂、天を沸かし地を

【一】 沙陀が跋扈すること、段文楚を殺して而して後惡に動くにあらざるを言ふ。
【二】 事、憲宗紀元和十四年に見ゆ。
【三】 膜拜。胡の禮拜なり。長跪して拜するなり。

燭らし、綿互すること數十里、儀衛の盛なること、郊祀に過ぎ、元和の時も、及ばざること遠し。富室、道を夾みて綵樓及び無遮會を爲し、競うて侈靡を爲す。上、安福門に御し、樓を降りて膜拜し、流涕、臆を霑し、僧及び京城の耆老の嘗て元和の事を見る者に金帛を賜ふ。佛骨を迎へて禁中に入る。こと三日、出して安國崇化寺に置く。宰相已下、競うて金帛を施すこと、勝げて紀す可からず。因つて德音を下し、中外の繫囚を降す。

五月丁亥、西川節度使路巖を以て中書令を兼ねしむ。

南詔、西川に寇し、又、黔南に寇す。黔中經略使秦匡謀、兵少く敵せず、城を棄てて荆南に奔る。荆南節度使杜悰、囚へて之を奏す。六月乙未、勅して匡謀を斬り、其家貲を籍没す。親族の應に緣坐すべき者、有司をして搜捕して以て聞せしむ。匡謀は鳳翔の人なり。

中書侍郎同平章事王鐸を以て同平章事とし、宣武節度使に充つ。時に韋保衡、恩を挾み權を弄し、劉瞻・于琮が先に相位に在り、己を禮せざりしを以て、譖して之を逐ふ。

王鐸は保衡の及第の時の主文なり。蕭遘は同年の進士なり。二人素より保衡の人と爲りを薄んず。保衡、皆、之を擯斥す。

秋七月戊寅、上、疾大に漸む。左軍中尉劉行深・右軍中尉韓文約、少子普王儼を立つ。

庚辰、制して、儼を立てて皇太子と爲し、權に軍國の政事を尙當せしむ。辛巳、上、咸寧殿に崩す。遺詔して、韋保衡を以て冢宰を攝せしむ。僖宗、位に即く。八月丁未、母王貴妃を追尊して皇太后と爲す。劉行深・韓文約、皆、國公に封せらる。

關東・河南、大水あり。
九月、有司、先太后に諡を上りて惠安と曰ふ。

【三】 唐の禮部の校文主司を主文と謂ふ。
【四】 懿宗崩するとき、年四十一。
【五】 先太后。上の母王貴妃を謂ふ。

司徒門下侍郎同平章事韋保衡の怨家、其陰事を告ぐ。保衡を賀州の刺史に貶す。樂工李可及、嶺南に流さる。可及、懿宗に寵有り。嘗て子の爲めに婦を娶る。懿宗、之に酒二銀壺を賜ふ。之を啓くに、酒無くして中實せり。右軍中尉西門季玄、屢以て言を爲す。懿宗、聽かず。可及嘗て大に賜物を受け、載するに官車を以てす。季玄謂つて曰はく、「汝、它日、家を破らば、此物復た應に官車を以て載せ還るべし。賜を受くと爲すに非ず。徒らに牛足を煩はすのみ」と。嶺南に流さるるに及び、其家を籍没す。果して季玄の言の如し。

西川節度使路巖を以て侍中を兼ねしめ、成徳節度使王景崇に中書令を加へ、魏博節度使韓君雄・盧龍節度使張公素・天平節度使高駢を、竝に同平章事とす。君雄に仍ほ名を允中と賜ふ。

冬十月乙未、左僕射蕭倣を以て門下侍郎・同平章事と爲す。韋保衡、再び崖州の澄邁の令に貶せられ、尋ぎて自盡を賜はる。又、其弟翰林學士兵部侍郎保父を貶して賓州の司戸と爲し、親しむ所の翰林學士戸部侍郎劉承雍を涪州の司馬と爲す。承雍は禹錫の子なり。

癸卯、天下に赦す。
西川節度使路巖、聲色遊宴を喜み、軍府の政事を親吏邊威・郭籌に委ぬ。皆先づ行ひ後申す。上下、

之を畏る。嘗て大閱す。二人、事を議し、黙して紙に書し、相示して而して之を焚く。軍中、以て異圖有りと爲し、驚き懼れて・安んぜず。朝廷、之を聞き、十一月戊辰、巖を荆南節度使に徙す。咸壽、潜に其故を知り、遂に亡命す。

右僕射蕭鄴を以て同平章事とし、河東節度使に充つ。
十二月己亥、詔して、佛骨を送りて法門寺に還す。
再び路巖を貶して新州の刺史と爲す。

僖宗惠聖恭定孝皇帝上の上

乾符元年、春正月丁亥、翰林學士盧攜、上言して以爲はく、「陛下初めて大寶に臨む。宜しく深く黎元を念ふべし。國家の百姓有るは、草木の根根有るが如し。若し秋冬培溉せば、則ち春夏滋榮せん。臣竊に見るに、關東、去年、旱災あり。虢より海に至るまで、麥纒に半收、秋稼幾ど無く、冬菜至つて少く、貧者は蓬實を噉きて麵と爲し、槐葉を蓄へて糞と爲す。或は更に衰羸せば、亦、收拾し難からん。常年、稔らざれば、則ち散じて鄰境に之く。今、所在皆饑乏、依投する所無く、坐して郷閭を守り、溝壑に盡くを待つ。其れ餘税を蠲免するも、實に・徵す可き無し。而るに州縣、上供及び三司錢有るを以

- 【一】 僖宗。初めの名は儼、改めて儼と名づく。懿宗の第五子。
- 【二】 乾符元年。是年十一月、改元す。西紀八七四年。
- 【三】 虢州より東のかた海に至るまでなり。
- 【四】 戸部・轉運・鹽鐵を三司と爲す。

て、督趣甚だ急に、動もすれば捶撻を加ふ。屋を撤し木を伐り、妻を雇し子を鬻ぐと雖も、止だ。由る所の酒食の費を供す可きのみ、未だ府庫に至るを得ざるなり。或は租税の外、更に他徭有り。朝廷儻し撫存せずんば、百姓、實に生計無からん。乞ふ、州縣に勅し、應ゆる欠く所の殘税、竝に一切、徵を停め、以て蠶麥を俟ち、仍ほ所在の義倉を發き、亟かに賑給を加へんことを。深春の後に至り、菜葉・木牙有り、繼ぐに桑椹を以てし、漸く・食ふ可きもの有り。在今數月の間、尤も窘急と爲す。之を行ふこと稽緩す可からず」と。勅して其言に従ふ。而るに有司、竟に・行ふ能はず。徒らに空文と爲るのみ。

路巖行きて江陵に至る。勅して官爵を削り、儋州に長流す。巖、姿儀美はし。江陵の獄に囚はれて再宿し、須髮皆白し。尋ぎて自盡を賜ひ、其家を籍没す。巖が相たるや、密に奏す、「三品以上、死を賜ふには、皆、使者をして 結喉三寸を別取して以て進めしめ、其必死を驗せん」と。是に至りて、自ら其禍に罹る。死する所の處は、乃ち 楊收が死を賜はるの欄なり。邊威・郭籌、捕得せられ、皆、諫に伏す。初め巖、崔鉉を淮南に佐けて 支使た

- 【五】 由る所。租税を催督する吏卒を謂ふ。
- 【六】 太宗、義倉及び常平倉を置き、以て凶荒に備ふ。高宗以後、稍く義倉を假りて以て他の費に給す。神龍中に至りて略ぼ盡く。玄宗、位に即きて復た之を置く。安史の亂に復た廢す。文宗の太和九年に至りて、天下の回殘錢を以て常平義倉を置く。本錢、歲ごとに増し、之を市うて以て賑給に備ふ。
- 【七】 結喉。喉嚨上下相接するの處。
- 【八】 史、天の報應の爽はざるを言ふ。
- 【九】 楊收が死を賜はること、前卷咸通十年に見ゆ。
- 【一〇】 唐の制、節度使の幕府には掌書記有り、觀察には支使有り、以て表箋書翰を掌る、亦、書記の任なり。

り。鉉、其の必ず貴からんことを知りて曰はく、「(一)路十、終に須く(二)彼の一官と作るべし」と。既にして入りて監察御史と爲り、長安城を出でざること十年、宰相に至る。其の監察より翰林に入るや、鉉猶ほ淮南に在り、之を聞きて曰はく、「路十今已に翰林に入る。如何ぞ老ゆるを得ん」と。皆、鉉の言の如し。

太子少傅于琮を以て同平章事とし、山南東道節度使に充つ。

二月甲午、昭聖恭惠孝皇帝を 簡陵に葬る。廟を懿宗と號す。

中書侍郎同平章事趙隱を以て同平章事とし、鎮海節度使に充て、華州の刺史裴坦を以て中書侍郎・同平章事と爲す。

虢州の刺史劉瞻を以て刑部尚書と爲す。瞻が貶せらるるや、人、賢愚と無く、痛惜せざるは莫し。其の還るに及びてや、長安の兩市の人、錢を牽し百戲を雇うて之を迎へんとす。瞻、之を聞き、期を改め、它道よりして入る。

- 【一】 路十。巖は第十なり。
- 【二】 彼の一官と作る。相と作るをいふ。
- 【三】 簡陵は京兆富平縣の西北四十五里に在り。
- 【四】 瞻が貶せらるるは懿宗の咸通十二年なり。
- 【五】 長安の城中、東西兩市に分る。
- 【六】 韋路。韋保衡・路巖を謂ふ。
- 【七】 劉鄴、鹽鐵轉運使を以て相と爲る、故に劉瞻を延きて鹽鐵院に置酒す。

夏五月乙未、裴坦・薨す。劉瞻を以て中書侍郎・同平章事と爲す。初め瞻が南に遷るや、劉鄴、韋路に付き、共に之を短る。瞻が還りて相と爲るに及び、鄴、内懼る。秋八月丁巳朔、鄴、瞻を延きて鹽鐵院に置酒す。瞻、歸りて疾に遇ふ。辛未、薨す。時人皆以爲へらく、鄴、之を鳩せしなりと。

兵部侍郎判度支崔彦昭を以て中書侍郎・同平章事と爲す。彦昭は〔一八〕羣の從子なり。兵部侍郎王凝は、正雅の從孫なり。其母は彦昭の〔一九〕從母なり。凝・彦昭、同じく進士に擧げらる。凝先づ及第し、嘗て〔二〇〕袂衣にて彦昭を見、且つ之に戯れて曰はく、「君は〔二一〕明經に擧げらるるに若かじ」と。彦昭怒り、遂に深仇と爲る。彦昭が相と爲るに及び、其母、侍婢に謂つて曰はく、「我が爲めに多く鞵履を作れ。〔二二〕王侍郎母子、必ず將に竄逐せられんとす。吾當に妹と偕に行くべし」と。彦昭、拜し且つ泣き、謝して曰はく、「必ず敢てせず」と。凝、是に由りて免るるを獲たり。

冬十月〔丙辰〕、門下侍郎同平章事劉鄴を以て同平章事とし、淮南節度使に充つ。吏部侍郎鄭畋を以て兵部侍郎と爲し、翰林學士承旨戸部侍郎盧攜、本官を守り、竝に同平章事とす。

十一月庚寅、日南至す。羣臣、尊號を上りて、聖神聰睿仁哲孝皇帝と曰ふ。〔二三〕改元す。

〔一八〕魏博節度使韓允中・薨す。軍中、其子節度副使簡を立てて留後と爲す。
〔一九〕南詔、西川に寇し、浮梁を作りて大度河を濟る。防河都知兵馬使黎州の刺史黃景復、其の半濟るを

俟ちて之を撃つ。蠻・敗走し、其浮梁を斷つ。蠻、中軍を以て、多く旗幟を張り、其前に當り、而して兵を分ち、潜に上下流に出づること、各二十里、夜、浮梁を作り、詰朝俱に濟り、諸城柵を襲ひ破り、景復を夾み攻む。力戰すること三日、景復陽りて敗走す。蠻、銳を盡して之を追ふ。景復、三伏を設けて以て之を待つ。蠻、過ぐることに三分の二、乃ち伏を發して之を撃つ。蠻兵大に敗る。二千餘人を殺す。追うて大度河の南に至りて還る。復た城柵を修完して之を守る。蠻歸りて之羅谷に至る。國中、兵を發して繼ぎ至るに遇ふ。〔二四〕新舊相合し、鉦鼓の聲、數十里に聞ゆ。復た大度河に寇し、唐と水を夾みて軍す。詐りて『和を求む』と云ひ、又、上下流より潜に濟り、景復と戰ふこと連日。西川の援軍、至らず、而して蠻衆日に益す。景復、支ふる能はず、軍遂に潰ゆ。

十二月、党項・回鶻、天德軍に寇す。

〔二五〕感化軍・奏す、〔二六〕『羣盜・寇掠し、州縣、禁ずる能はず』と。竟寧等の道に勅して、兵を出して之を討たしむ。

南詔、勝に乗じて黎州を陥れ、邛崃關に入り、〔二七〕雅州を攻む。〔二八〕大度河の潰兵、奔りて邛州に入る。成都驚き擾れ、民争うて城に入り、或は北げて它州に奔る。城中、大に守備を爲し、而して塹

〔一八〕 新は繼ぎ至るの兵、舊は敗れ歸るの兵。
〔一九〕 感化軍は徐州に治す。
〔二〇〕 羣盜は庸助の餘黨なり。
〔二一〕 雅州より東北のかた邛州に至るまで一百六十里。
〔二二〕 大度河の潰兵。蓋し黃景復の軍なり。

〔一八〕 崔羣。憲穆に相たり。
〔一九〕 王正雅は二百四十四卷文宗太和五年に見ゆ。
〔二〇〕 從母。母の姉妹。
〔二一〕 袂衣。便服なり。禮を具へざるなり。
〔二二〕 唐の世、進士を重んじて明經を輕んず。故に當時、香を焚きて進士を禮し、幕を設けて明經を試すの語あり。崔玄昭が、王凝を仇とし怒るは、蓋し此を以てなり。
〔二三〕 王侍郎。即ち王凝なり。
〔二四〕 冬至には日南至し、夏至には日北至す。
〔二五〕 乾符と改元す。

壘、曷時に比して嚴固なり。驃信、其坦綽をして節度使牛叢に書を遺りて云はしむ、「敢て寇を爲すに非ざるなり。入りて天子に見え・面のあたり數十年(間)讒人に離間宛抑せらるるの事を訴へんと欲す。儻し聖恩矜恤を蒙らば、當に還りて尙書と永く鄰好を敦くすべし。今、道を貴府に假り、蜀王の廳を借りて留止すること數日にして即ち東上せんと欲す」と。叢素より儒怯にして、之を許さんと欲す。楊慶復、以て不可と爲し、其使者を斬り、二人を留め、授くるに書を以てして遣り還す。書辭、極めて其罪を數めて之を冒辱す。蠻兵、新津に及びて還る。叢、蠻の至らんことを恐れ、豫め城外の民居を焚きて蕩盡す。蜀人、之を尤む。詔して、河東・山南西道・東川の兵を發して之を援けしめ、仍は天平節度使高駢に命じ、西川に詣り、蠻事を制置せしむ。

韓簡を以て魏博留後と爲す。

商州の刺史王樞、軍州の空窘するを以て、折糶錢を減す。民相帥ゝて白梃を以て之を毆ち、又、官吏二人を毆殺す。朝廷、更に刺史李誥を除す。官に到り、民李叔汶等三十餘人を收捕し、之を斬る。

- 【二】 坦綽。南詔の清平官の首なり。
- 【三】 詐りて、將に成都よりして東のかた長安に上らんとすと言ふ。
- 【四】 新津縣は、本、漢の犍爲郡武陽縣の地。蜀州の東南七十里に在り。
- 【五】 折糶錢。德宗の時、度支、稅物を以て諸司に頒ち、皆、本價を増して虚估と爲して之を給す。而して繆りて濫惡を以て州縣を督して價を剝す、之を折納といふ。其後、又、稅物を以て錢に折し、米粟を輸せしむ。之を折糶といふ。
- 【六】 嚙末。吐蕃の奴部なり。虜の法、師を出すには必ず豪室を發す。皆、奴を以て従ふ。平居散處田牧す。論恐熱の亂に及び、歸する所無く、相共

初め回鶻屢冊命を求む。詔して、冊立使都宗莒を遣はし、其國に詣らしむ。會、回鶻、吐谷渾、嚙末の破る所と爲り、逃遁して、之く所を知らず。宗莒に詔し、玉冊・國信を以て靈鹽節度使唐弘夫に授けて之を掌らしめ、京師に還らしむ。

上、年少く、政、臣下に在り、南牙・北司、互に相矛盾す。懿宗より以來、奢侈日に甚だしく、兵を用ふること息まず、賦斂愈急なり。關東、連年、水旱す。州縣、實を以て聞せず、上下相蒙く。百姓、流殍し、控訴する所無く、相聚まりて盜を爲し、所在蠶起す。州縣の兵少く、加以承平日久しく、人、戰に習はず、盜と遇ふ毎に、官軍多く敗る。是歲、濮州の人王仙芝、始めて衆數千を聚め、長垣に起る。

二年、春正月丙戌、高駢を以て西川節度使と爲す。

辛卯、上、圓丘に祀り、天下に赦す。

高駢、劍州に至る。先づ使を遣はし馬を走らせ、成都の門を開かしむ。或るひと曰はく、「蠻寇、成都に逼近し、相公尙ほ遠し。萬一、豨突せば奈何せん」と。駢曰はく、「吾、交趾に在り、蠻二十

- に數千人を囘合し、嚙末を以て自ら號し、甘肅河沙瓜渭岷廓疊宕の間に居る。其の蕃牙に近き者、最も勇にして、馬尤も良し。
- 【一】 流は流散なり。殍は餓殍なり。
- 【二】 最後、王仙芝・黃巢、遂に大盜と爲る。史、先づ唐末に盜を致せる所以の故を言ふ。
- 【三】 長垣。滑州の匡城縣、本、後齊の長垣縣なり。今の直隸省大名道長垣縣。
- 【四】 成都城の諸門を開くなり。
- 【五】 豨突。豨は豕なり。豕の如く突進するなり。
- 【六】 事、二百五十卷懿宗咸通七年に見ゆ。

萬の衆を破れり。蠻、我來ると聞かば、逃竄するに暇あらざらん。何ぞ敢て輒ち成都を犯さんや。今、春氣、暖に向ひ、數十萬人、城中に蘊積し、生死、處を共にし、汚穢鬱蒸し、將に痼疫を成さんとす。緩くす可からざるなり」と。使者、成都に至り、城を開き民を縦ちて出で、各常業に復し、城に乗る者は皆城を下り甲を解かしむ。民大に悦ぶ。蠻方に雅州を攻む。之を聞き、使を遣はして和を請ひ、兵を引き去る。駢又奏す、「南蠻の小醜、以て枝梧し易し。今、西川、新舊の兵已に多し。發する所の長武・鄜坊・河東の兵、徒らに勞費有り。竝に乞ふ勸還せんことを」と。勅して河東の兵を止むるのみ。

【四】小馬坊使は内諸司使の一なり。

上が普王たるや、小馬坊使田令孜、寵有り。位に即くに及び、樞密に知たらしむ。遂に擢でて中尉と爲す。上時に年十四、専ら遊戯を事とし、政事、一に令孜に委ね、呼びて阿父と爲す。令孜頗る書を讀み、巧數多く、權を招き賄を納れ、官に除し及び緋紫を賜ふこと、皆、上に關白せず。(三)見ゆる毎に、常に自ら果食兩盤を備へ、上と相對して飲啗し、從容たること良久しくして退く。上、内園の小兒と狎昵し、樂工・伎兒に賞賜し、費す所、動もすれば萬を以て計る。府藏空竭す。令孜、上に説き、兩市の商旅の寶貨を籍し、悉く内庫に輸す。陳訴する者有れば、京兆に付して之を杖殺す。宰相以下、口を鉛し、敢て言ふもの莫し。高駢、成都に至り、明日、歩騎五千を發し、南詔を追ひ、大度河に至り、殺獲甚だ衆く、其酋長

數十人を擒にし、成都に至りて之を斬る。邛崃關・大度河の諸城柵を修復し、又、城を戎州の馬湖鎮に築き、平夷軍と號す。又、城を沐源川に築く。皆、蠻の蜀に入るの要路なり。各兵數千を置きて之に戍す。是より、蠻、復た入寇せず。駢、黃景復を召し、責むるに大度河に守を失ひしを以てし、之を腰斬す。駢又奏し、自ら本管及び天平・昭義・義成等の軍共に六萬人を將ゐて南詔を撃たんと請ふ。詔して、許さず。是より先、南詔の督爽屢、中書に牒し、辭語・怨望す。中書、答へず。盧攜、奏して稱す、「此の如くならば則ち蠻益、驕り、唐以て答ふる無しと謂はん。宜しく其の十代(間)恩を受くるを數へて以て之を責むべし。然れども中書より牒を發せば、則ち體敵に嫌あらん。請ふ、高駢及び嶺南節度使辛讜に詔を賜ひ、詔白を錄して牒して之に與へしめん」と。之に従ふ。

三月、魏博留後韓簡を以て節度使と爲す。

去歲、感化軍、兵を發し、靈武に詣りて防秋す。會、南詔、西川に寇す。勅して往きて救援せしむ。蠻退く。遣り還す。鳳翔に至り、肯て靈武に詣らず。擅に徐州に歸らんと欲す。(五)内養王裕本、都將劉逢、唱帥者胡雄等八人を搜し、之を斬る。衆然る後定まらる。

初め南詔、成都を圍むや、楊慶復、(六)右職優給を以て突將を募り、以て之を禦ぐ。成都、是に由り

【五】馬湖鎮は馬湖口の要に當る。
 【六】本管。西川の兵を謂ふ。
 【七】督爽。南詔の清平官の名。
 【八】南詔の先細奴邏が高宗の朝に入朝せしより會龍に至るまで十三代、中間、鳳迦異は未だ立たずして卒し、豐祐・會龍は唐と敵と爲りしを除き、十代の間、唐の恩顧を受けしをいふ。
 【九】内養。亦、宦官なり。
 【一〇】事、上の懿宗咸通十一年に見ゆ。

て全きを獲たり。高駢至るに及び、悉く牒を納れしむ。又、託するに蜀中屢蠻寇に遭ひ、人未だ業に復せざるを以てし、其稟給を停む。突將皆忿り怨む。駢、妖術を好み、兵を發し蠻を追ふ毎に、皆、夜、旗を張り隊を立て、將士に對し、紙に人馬を畫けるを焚き、小豆を散じて曰はく、『蜀兵は懦怯なり。今、玄女の神兵を遣はして前行せしむ』と。軍中の壯士皆之を恥づ。又、閩境を索め、官、胥吏より出づる者有れば、皆、之を停む。民間に令して皆足陌錢を用ひしむ。陌、足らざる者は、皆、之を執へ、効するに賂を行ふを以てし、取與皆死す。刑罰嚴酷なり。是に由りて、蜀人皆悦ばず。夏四月、突將、亂を作し、大に謀ぎて府廷に突入す。駢走りて、厠間に匿る。突將、之を索むれども獲ず。天平の都將、張傑、所部數百人を帥る、甲を被り府に入り、突將を撃つ。突將、牙前の儀注の兵仗を撤し、無き者は挺を奮ひ拳を揮ひ、怒氣に乗じて力鬪す。天平軍、敵する能はず。走りて營に歸る。突將、之を追ふ。營門閉ぢ、入るを得ず。監軍、人をして招諭せしめ、許すに職名稟給を復するを以てす。之を久しくして、乃ち肯て營に還る。天平軍復た門を開きて出で、追逐の勢を爲す。城北に至る。時方に毬場を修む。役者數百人。天平軍、悉く其首を取りて還り、府に詣りて云ふ、『已に亂者を誅せり』と。駢出でて之を見、厚く金帛を以て之を賞す。明日、勝して突將

- 〔一〕 牒。職牒なり。
- 〔二〕 既に其職牒を奪ひ、又、其優給を停む。
- 〔三〕 高駢が妖術を好める、終に此を以て終る。
- 〔四〕 厠は圜なり。
- 〔五〕 高駢、天平より西川に徙る、張傑は蓋し元より從へる部曲の將なり。
- 〔六〕 節度使の牙前には、兵仗を列し、以て威容を壯にす。

に謝し、悉く其職名・衣糧を還す。是より、一日に諸道の將士の己に従うて來れる者をして、更府中に直せしめ、兵を嚴にして自ら衛る。

成德節度使王景崇に兼侍中を加ふ。

浙西の 狼山鎮退使王郢等六十九人、戰功有り。節度使趙隱、賞するに職名を以てし、而も衣糧を給せず。郢等、論訴すれども獲ず。遂に庫兵を劫して亂を作し、行くゆく黨衆を收めて萬人に近く、攻めて、蘇常を陥れ、舟に乗りて往來し、江に泛びて海に入り、二浙を轉掠し、南のかた福建に及び、大に人の患を爲す。

五月、太傅分司令狐綯を以て同平章事とし、鳳翔節度使に充つ。

司空同平章事蕭倣・薨す。

六月、御史大夫李蔚を以て中書侍郎・同平章事と爲す。

辛未、高駢陰に突將の名を籍し、人をして夜之を掩捕せしむ。其家を圍

み、牆を挑し戸を壞りて入り、老幼孕病、悉く驅り去りて之を殺し、嬰兒は、或は階に撲ち、或は柱に撃ち、流血、渠を成し、號哭(聲)天に震ひ、死する者數千人。夜、車を以て戸を載せ、之を江に投ず。一婦人有り、刑に臨みて、手を戟にし、大に罵りて曰はく、『高駢、汝、故無くして有功の將士の職名・衣糧を奪ひ、衆の怒を激成し、幸にして、免るを得、己を省み自ら咎めず、乃ち更に

- 〔一七〕 突將が復た亂を作すに備ふるなり。
- 〔一八〕 狼山。今の江蘇省蘇常道南通縣の南に在り、江海の際に居り、常熟の福山と對峙す。
- 〔一九〕 蘇常。二州の名、相去ること一百八十里。
- 〔二〇〕 挑。一本には排に作る。
- 〔二一〕 手を以て人を指すこと、形、戟の如きなり。

詐を以て無辜を殺すこと萬人に近し。天地鬼神、豈に汝の此の如きを容さんや。我必ず汝を上帝に訴へ、汝をして它日、家を擧げて屠滅せんこと、我が今日の如くならしめん。冤抑汗辱すること、我が今日の如くならしめん。驚憂惴恐すること、我が今日の如くならしめん。言畢りて天を拜し、佛然として戮に就く。之を久しくして、突將、戎役より歸る者有り、駢、復た盡く之を族せんと欲す。元從へる親吏王殷有り、諫めて曰はく、『相公、道を奉ず。宜しく生を好み殺を惡むべし。此屬は外に在り、初めより謀を同じくせず。若し復た之を誅せば、則ち自ら危む者多からん』と。駢乃ち止む。

王仙芝及び其黨尙君長、濮州・曹州を攻め、陷れ、衆、數萬に至る。天平節度使薛崇、兵を出して之を撃ち、仙芝の敗る所と爲る。〔三〕冤句の人黃巢、亦、衆數千人を聚め、仙芝に應ず。巢少きとき仙芝と皆私鹽を販ぐを以て事と爲す。巢、騎射を善くし、任俠を喜み、粗ば書傳に涉り、屢進士に擧げらるれども第せず。遂に盜を爲し、仙芝と與に州縣を攻剽し、山東を横行す。民の重斂に困しむ者、争うて之に歸す。數月の間に、衆、數萬に至る。

盧龍節度使張公素、性暴戾にして、軍士の附く所と爲らず。大將李茂勳、本、回鶻の阿布思の族なり。回鶻敗れ、張仲武に降る。仲武、邊に戍せしむ。屢功有り、姓名を賜ふ。〔四〕納降軍使陳貢言

は、幽の宿將なり。軍士の信服する所と爲る。茂勳、潛に貢言を殺し、聲して云ふ、『貢言、兵を擧げて薊に向ふ』と。公素出で戦うて敗れ、京師に奔る。茂勳、城に入る。衆、乃ち貢言に非ざるを知る。已むを得ず、推して之を立つ。朝廷因りて以て留後と爲す。

秋七月、蝗、東よりして西し、日を蔽ひ、過ぐる所、赤地たり。京兆の尹楊知至、奏す、『蝗、京畿に入り、稼を食はず、皆、荆棘を抱きて死す』と。宰相皆賀す。

八月、李茂勳を盧龍節度使と爲す。

九月、右補闕董禹、上の遊敗し驢に乗り毬を撃つを諫む。上、金帛を賜うて以て之を褒す。邠寧節度使李侃、奏し、『假父華清宮使道雅の爲めに、官を贈らんことを求む。禹、上疏して之を論じ、語頗る宦官を侵す。樞密使楊復恭等、上に列訴す。冬十月、禹、坐して郴州の司馬に貶せらる。復恭は、欽義の養孫なり。』

昭義軍亂れ、大將劉廣、節度使高湜を逐ひ、自ら留後と爲る。左金吾大將軍曹翔を以て昭義節度使と爲す。

回鶻還りて、羅川に至る。十一月、使者同羅榆祿を遣はして入貢せしむ。拯接絹萬匹を賜ふ。

〔三〕 冤句。漢の縣、唐には曹州に屬す。州の西四十五里に在り。黃巢の事、此に始まる。
 〔四〕 李茂勳が降ること蓋し會昌の間に在り。
 〔五〕 納降軍。幽州丁零川に在り。
 〔六〕 赤地。蝗の過ぐる所、草木の葉五穀を食ひ、皆盡く。
 〔七〕 以て人主を蒙蔽するなり。
 〔八〕 李侃、宦者の假子たり。
 〔九〕 楊欽義は二百四十六卷文宗開成五年に見ゆ。
 〔一〇〕 羅川。唐の寧州眞寧縣は隋の羅川縣なり。其地は即ち漢の上郡陽周縣の地。今の甘肅省涇原道正寧縣の北。

羣盜 侵淫し、十餘州を剽掠し、淮南に至る。多き者は千餘人、少き者は數百人。淮南・忠武・宣武・義成・天平の五軍節度使監軍に詔して、亟かに討捕及び招懷を加へしむ。十二月、王仙芝、沂州に寇す。平盧節度使宋威、表して請ふ、『歩騎五千を以て、別に一使と爲り、兼ねて本道の兵を帥る、所在に賊を討たんと。』仍ち威を以て諸道行營招討草賊使と爲し、仍ほ禁兵三千・甲騎五百を給す。因つて詔して、河南の方鎮の遣はす所の討賊都頭、竝に威の處分を取らしむ。

三年、春正月、天平軍・奏し、將士張晏等を遣はし、沂州を救はしむ。

還りて義橋に至る。北境復た盜起る有るを聞き、留まりて、扞禦せしむ。

晏等、從はず、喧譟して郟州に趣く。都將張思泰・李承祐、馬を走らせ城を

出で、袖を裂きて與に盟ひ、俸錢を以て酒殺を備へて慰諭し、然る後定ま

る。本軍に詔して、宣慰せしめ、一切、窮詰するを得る無からしむ。

福建・江西・湖南諸道の觀察・刺史に勅して、皆、士卒を訓練せしめ、又、天下の郷村に令して、各

弓刀鼓板を置き、以て羣盜に備へしむ。

兗海節度に號を泰寧軍と賜ふ。

三月、盧龍節度使李茂勳、其子幽州の左司馬可舉を以て留後に知たらしめんと請ひ、自ら、致仕せ

んことを求む。茂勳に詔して、左僕射を以て致仕せしめ、可舉を以て盧龍留後と爲す。

門下侍郎同平章事崔彥昭、罷めて太子太傅と爲る。左僕射王鐸を以て門下侍郎を兼ねしめ、同平章

事とす。

南詔、使者を遣はし、高駢に詣りて和を求む。而も邊に盜すること息ま

す。駢、其使者を斬る。蠻が交趾を陥るるや、安南經略判官杜驥の

妻李瑤を虜にす。瑤は宗室の疏屬なり。蠻、瑤を遣り還し、木夾を遞し

て以て駢に遣り、『督爽、西川節度使に牒す』と稱し、辭極めて驕慢なり。

駢、瑤を京師に送る。甲辰、復た南詔に牒し、其の累聖の恩德に負き、邊

境を暴犯し、殘賊欺詐せし罪、安南・大度の覆敗の狀を數へて、之を

折辱す。

原州の刺史史懷操、貪暴なり。夏四月、軍亂れ、之を逐ふ。

宣武・感化の節度・泗州の防禦使に密詔を賜うて、精兵數百人を選び、

巡内に於て遊奕し、綱船を防禦し、五日ごとに一たび上供の錢米の平安

の狀を具して聞奏せしむ。

五月、昭王泚・薨す。

唐僖宗惠聖恭定孝皇帝乾符三年

【三〇】 侵。當に凌に作るべし。
【三一】 仍。當に乃に作るべし。
【一】 胡三省曰はく、唐、中世より以來、藩鎮に姑息なり。其末に至りてや、亂軍に姑息なり。遂に陵夷し、以て亡ぶるに至ると。

【二】 交趾を陥るること、二百十五卷懿宗咸通六年に見ゆ。
【三】 木夾。牒を遞するに木を以て之を夾む、故に木夾と云ふ。
【四】 懿宗咸通七年、高駢、蠻を安南に破る。上の乾符二年、駢、蠻を大度河に破る。
【五】 汴徐泗の三鎮は、汴水の經る所にして、東南の綱運、上都に輸する者、皆、此道に由る。羣盜縱橫し、掠むる所と爲らんことを恐る、故に密詔して兵を遣ひて遊奕防禦せしむ。
【六】 泚。宣宗の子。

盧龍留後李可舉を以て節度使と爲す。

六月、撫王紘・薨す。

雄州の地、震裂し、水涌き、州城及び公私の廬舎を壞りて俱に盡く。

秋七月、前の巖州の刺史高傑を以て左驍衛將軍と爲し、汾海水軍都知兵馬使に充て、以て王郢を討たしむ。

鄂王潤・薨す。

魏博節度使韓簡に同平章事を加ふ。

宋威、王仙芝を沂州城下に撃ち、大に之を破る。仙芝亡げ去る。威・奏す、『仙芝已に死せり』と。縦ちて諸道の兵を遣り、身、青州に還る。百官皆入りて賀す。居ること三日、州縣・奏す、『仙芝尙ほ在り、攻剽すること故の如し』と。時に兵始めて休す。詔して、復た之を發す。士皆忿り怨みて亂を思ふ。八月、仙芝、陽翟・郟城を陷る。忠武節度使崔安潛に詔して、兵を發して之を撃たしむ。安潛は、慎由の弟なり。又、昭義節度使曹翔をして、歩騎五千及び義成の兵を將ゐて東都宮を守らしめ、左散騎常侍曾元裕を以て招討副使と爲し、東都を守らしむ。又、山南東道節度使李福に詔して、歩騎二千を選び、汝鄧の要路を守らしむ。仙芝進みて汝州に逼る。郟寧節度使李侃・鳳

〔七〕 紘。順宗の子。

〔八〕 雄州。靈州（今の甘肅省寧夏道靈武縣）の西南百八十里に在り。

〔九〕 調露二年、横貴二州を析ちて巖州を置く。今の廣西省の境に在るべし。

〔一〇〕 潤。宣宗の子。

〔一一〕 崔慎由は宣宗に相たり。

翔節度使令狐綯に詔して、歩兵一千・騎兵五百を選び、陝州・潼關を守らしむ。

成德節度使王景崇に兼中書令を加ふ。

九月乙亥朔、日、之を食する有り。

丙子、王仙芝、汝州を陷れ、刺史王鐸を執ふ。鐸は鐸の從父兄弟なり。

東都大に震ふ。士民、家を挈へて逃れて城を出づ。乙酉、勅して、王仙芝・尙君長の罪を赦し、官に除し、以て之を招諭す。仙芝、陽武を陷れ、鄭州を攻む。昭義監軍判官雷殷符、中牟に屯し、仙芝を撃ち、破りて之を走らす。冬十月、仙芝、南して唐鄧を攻む。

西川節度使高駢、成都の羅城を築き、僧景仙をして規度せしむ。周二十五里。悉く縣令を召し、徒を庀へ役を賦せしむ。吏、百錢以上を受ければ皆死す。蜀の土は疏惡にして、壁を以て之を甃す。城を環りて十里の内より土を取り、皆、丘垤を剗りて之を平かにし、坎塹を爲りて以て耕種を害するを得る無からしむ。役者は十日を過ぎずして代る。衆、其の均しきを樂しみ、拊撻を費さずして功・辦す。八月癸丑より之を築き、十一月戊子に至りて功を畢る。役の始めて作るや、駢、南詔が揚聲して入寇し、敢て決して來らずと雖も、役者必ず驚擾せんことを恐れ、乃ち奏して、景

〔一二〕 汝州より北のかた東都に至るまで一百六十里。

〔一三〕 中牟。漢の古縣、鄭州に屬す。汴州の西七十里に在り。今の河南省開封道中牟縣の東六里に在り。

〔一四〕 成都府は成都・華陽・新都・犀浦・新繁・雙流・廣都・郫・溫江・靈池十縣を領す。

〔一五〕 庀。具ふるなり。

〔一六〕 甃。いしだたみ。

〔一七〕 丘垤。土の小高きところ。

仙を遣はし、遊行に託して南詔に入らしめ、驃信に説諭して、中國に歸附せしめ、仍ほ妻はすに公主を以てせんことを許す。因つて與に二國の禮儀を議し、之を久しくして決せず。駢、又、「邊を巡らんと欲す」と聲言し、朝夕、烽火を通じ、大度河に至り、而して實は行かず。蠻中・惴恐す。是に由りて、城成るに訖るまで、邊候、風塵の警無し。是より先、西川の將吏、南詔に入るや、驃信皆坐して其拜を受く。駢、其俗・浮屠を尙ぶを以て、故に景仙を遣はして往かしむ。驃信果して其大臣を帥めて迎へ拜し、其言を信用す。

王仙芝、郢・復・二州を攻め、之を陷る。

王郢、温州の刺史魯寔に因りて、降らんと請ふ。寔屢、之が爲めに論奏す。郢に勅して闕に詣らしむ。郢、兵を擁し、遷延すること半年、至らず。固く望海鎮使を求む。朝廷、許さず。郢を以て右率府率と爲す。仍ほ左

神策軍に令して補するに重職を以てせしめ、其の先に掠むる所の財は、竝に給與せしむ。

十二月、王仙芝、申・光・廬・壽・舒・通等の州を攻む。淮南節度使劉鄩奏し、兵を益さんことを求む。感化節度使薛能に勅して、精兵數千を選びて之を助けしむ。鄩、言計の行はれざるを以て、疾と稱して位を遜る。許さず。乃ち上言す、「沂州の捷を奏せしよりの後、仙芝愈々猖狂を肆にし、五六州を屠り、陷れ、瘡痍數千里。宋威は衰老多病にして、安奏より以來、諸道尤も服せず。

る所なり。今、亳州に淹留し、殊えて進討するの意無し。曾元裕、兵を蕞黃に擁し、専ら・風を望みて退縮せんと欲す。若し賊をして揚州を陷れしめば、則ち江南も亦國の有に非ざらん。崔安潜は、威望、人に過ぎ、張自勉は、驍雄の良將、宮苑使李瑑は、西平王晟の孫、嚴にして勇有り。請ふ安潜を以て行營都統と爲し、瑑を招討使と爲し、威に代らしめ、自勉を副使と爲し、元裕に代らしめん」と。上頗る其言を采る。

青滄の軍士、安南に戍し、還りて桂州に至り、觀察使李瓚を逐ふ。瓚は宗閔の子なり。右諫議大夫張禹謨を以て桂州觀察使と爲す。桂管監

軍李維周・驕横なり。瓚曲げて之を奉ず。浸く・制する能はず。桂管に兵八百人有り。防禦使は纔に百人を得、餘は皆監軍に屬す。又、帥を逐ふの謀に預り、強ひて兩使の印を取り、擅に知州官を補し、昭州の送使錢を奪ふ。禹謨に詔して、并せて之を按せしむ。禹謨は徹の子なり。

招討副使都監楊復光・奏す、「尙君長の弟讓、查牙山に據り、官軍退きて鄧州を保つ」と。復光は玄价の養子なり。

王仙芝、蕪州を攻む。蕪州の刺史裴偃は、王鐸が擧に知たる時擢づる所の進士なり。王鐸、賊中に

【一〇】 唐に十率府率有り、右率府率は其一なり。
【一一】 通。恐らくは當に蕪に作るべからん。
【一二】 宋威が王仙芝を沂州城下に破りしを奏せしを謂ふ。
【一三】 安奏。仙芝已に死せしと奏せしを謂ふ。

【一四】 青州は平盧軍、滄州は義昌軍。
【一五】 李宗閔は、太和中、相たり。
【一六】 兩使の印。觀察使及び防禦使の印をいふ。
【一七】 唐の制、諸州の税は分ちて三と爲し、一は上供と曰ひ、以て京師に輸し、二は送使と曰ひ、以て本道に輸し、三は留州と曰ひ、留めて本州の經費に充つ。
【一八】 張徹は二百四十二卷穆宗の長慶元年に見ゆ。
【一九】 楊玄价は二百五十卷懿宗の咸通四年に見ゆ。

在り、仙芝の爲めに書を以て偃に説く。偃、仙芝と約し、兵を斂めて、戦はず、之が爲めに官に奏せんことを許す。繆も亦仙芝に説き、許すに約の如くせんことを以てす。偃乃ち城を開き、仙芝及び黄巢の輩三十餘人を延き、城に入れて置酒し、大に貨賄を陳ね、以て之に贈り、其状を表陳す。諸宰相多く言ふ、『先帝、龐勛を赦さず、昔年にして卒に之を誅せり。今、仙芝は小賊にして、龐勛の比に非ず。罪を赦して官に除せば、益、姦宄を長せん』と。王鐸固く請ふ。之を許す。乃ち仙芝を以て左神策軍押牙・兼監察御史と爲し、中使を遣はし、告身を以て蕪州に即きて之を授けしむ。仙芝、之を得て甚だ喜ぶ。繆・偃皆賀し、未だ退かず。黄巢、官の己に及ばざるを以て、大に怒りて曰はく、『始者、共に大誓を立て、天下に横行せんとす。今、獨り官を取りて左軍に赴く。此五千餘の衆をして安所に歸せしむるか』と。因つて仙芝を毆ち、其首を傷つく。其衆、誼諫して、已まず。仙芝、衆の怒らんことを畏れ、遂に命を受けず。大に蕪州を掠む。城中の人、半は驅り半は殺し、其廬舎を焚く。偃、鄂州に奔り、勅使、襄州に奔り、繆、賊の拘ふる所と爲る。賊乃ち其軍を分ち、三千餘人は、仙芝及び尙君長に從ひ、二千餘人は巢に從ひ、各、道を分ちて去る。

【一】事、前卷咸通九年十年に見ゆ。
【二】勅使。告身を授くるの中使なり。

巻の第二百五十三

唐紀六十九

僖宗惠聖恭定孝皇帝上の下

乾符四年、春正月、王郢、魯寔を誘うて舟中に入れて之を執ふ。將士の寔に從ふ者、皆奔り潰ゆ。朝廷、之を聞き、右龍武大將軍宋皓を以て江南諸道招討使と爲し、先に徵せし諸道の兵の外、更に忠武・宣武・感化の三道・宣・泗・二州の兵を發し、新舊合はせて萬五千餘人、竝に皓の節度を受けしむ。二月、郢、望海鎮を攻め、陥れ、明州を掠め、又、台州を攻めて之を陥る。刺史王葆、退きて唐興を守る。二浙・福建に詔して、各、舟師を出して以て之を討たしむ。

【一】乾符四年。西紀八七七年なり。
【二】王郢が魯寔に因りて降を請ふこと前卷前年に見ゆ。
【三】陳許は忠武軍、汴宋は宣武軍、徐州は感化軍。
【四】唐興。即ち今の浙江省會稽道天台縣。台州の西一百一十里に在り。

王仙芝、鄂州を陥る。

黄巢、鄆州を陥れ、節度使薛崇を殺す。

唐僖宗惠聖恭定孝皇帝乾符四年

南詔の會龍、嗣ぎ立ちて以來、邊患を爲すこと殆ど二十年、中國、之が爲めに虚耗す。而して其國中も亦疲弊す。會龍卒す。諡して景莊皇帝と曰ふ。子法立つ。貞明・承智・大同と改元し、國を鶴拓と號し、亦、大封人と號す。法、敗獵・酣飲を好み、國事を大臣に委ぬ。閏月、嶺南西道節度使辛讜・奏す、『南詔、(一)施西段瑳寶等を遣はして來りて和を請ふ』と。且つ言ふ、『諸道の兵、邕州に戍すこと歲久しく、餽餉の費、中國を疲弊す。請ふ、其和を許し、羸瘵をして肩を息はしめよ』と。詔して之を許す。讜、大將杜弘等を遣はし、書幣を齎し、瑳寶が南詔に還るを送る。但だ荆南・宣歙の數軍を留めて邕州に戍せしめ、自餘の諸道の兵は、仕に其七を減す。

王郢、浙西に横行す。鎮海節度使裴瑒、兵を嚴にし備を設け、之と戦はず。密に其黨朱實を招きて之を降し、其徒六七千人を散じ、器械二十餘萬を輸り、舟航粟帛、是に稱ふ。勅して、實を以て金吾將軍と爲す。是に於て、郢の黨離散す。郢、餘衆を收め、東して明州に至る。甬橋鎮邊使劉巨容、(二)筒箭を以て之を射殺す。餘黨皆平く。瑒は、(三)詔の從曾孫なり。

三月、黃巢、沂州を陷る。
夏四月壬申朔、日、之を食する有り。

賊帥柳彥璋、江西を剽掠す。

陝州の軍亂れ、觀察使崔勣を逐ふ。勣を懷州の司馬に貶す。

黃巢、尙讓と兵を合はせ、查牙山を保つ。

五月甲子、給事中楊損を以て陝虢觀察使と爲す。損、官に至り、首亂者を誅す。損は、(四)嗣復の子なり。

初め桂管觀察使李瓚、政を失ふ。支使薛堅石、屢、之を規正す。瓚、

從ふ能はず。(五)瓚が逐はるるに及び、堅石、留務を攝し、鄰道に移牒し、

亂兵を禁遏す。一方以て安し。詔して、堅石を擢でて國子博士と爲す。

六月、柳彥璋襲うて江州を陷れ、刺史陶祥を執へ、祥をして上表せしめ、彥璋も亦自ら降狀を附す。勅して、彥璋を以て右監門將軍と爲し、衆を

散じて京師に赴かしめ、左武衛將軍劉秉仁を以て江州の刺史と爲す。彥璋、從はず、戰艦百餘を以て、

溢江を固めて水寨と爲し、剽掠すること故の如し。

忠武都將李可封、邊に成して還り、邠州に至り、主帥を迫脅し、舊欠の糧鹽を索め、留止すること四日、闔境・震驚す。秋七月、還りて許州に至る。節度使崔安潛、悉く按じて之を誅す。

庚申、王仙芝・黃巢、宋州を攻む。(三)三道の兵、與に戰うて利あらず。賊遂に宋威を宋州に圍む。

【九】楊嗣復は文宗に事ふ。

【一〇】瓚が逐はるること、前卷前年に見ゆ。

【一一】溢江は江州の城外に在り、大江に接す。

【一二】三道。平盧・宣武・忠武をいふ。

【五】宣宗大中十三年、會龍立つ。

【六】南詔の官に施西有り、中國の判官の如し。

【七】筒箭。長さ纒一尺餘、之を竹筒に内れ、之を弦上に注ぎ、竹筒を手腕に繋ぎ、弓を發り、既に發すれば、筒、後より、矢を激して敵を射、皆洞貫す。

【八】裴瑒は二百二十六卷代宗大曆十四年に見ゆ。

甲寅、右威衛上將軍張自勉、忠武の兵七千を將ゐて宋州を救ひ、賊二千餘人を殺す。賊、圍を解きて遁れ去る。王鐸、盧攜、張自勉をして將ゐる所の兵を以て宋威の節度を受けしめんと欲す。鄭畋以爲へらく、威、自勉と、已に疑忿有り。若し麾下に在らば、必ず殺す所と爲らんと。肯て署奏せず。八月辛未、鐸、攜、上に訴へ、罷免を求む。庚辰、畋、(一)澧川に歸りて疾を養はんと請ふ。(二)上、皆、許さず。

王仙芝、安州を陥る。

鹽州の軍亂れ、刺史王承顔を逐ふ。高品牛從珪に詔し、往きて之を慰諭せしむ。承顔を象州の司戸に貶す。承顔及び崔碣、素より政聲有り。嚴肅なるを以て、驕卒の逐ふ所と爲る。朝廷、貪暴にして亂を致す者と同じく貶す。時人、之を惜む。從珪、鹽州より還る。軍中、大將王宗誠を以て刺史と爲さんと請ふ。宗誠に詔して、闕に詣らしめ、將士、皆、罪を釋し、仍ほ優給を加ふ。

乙卯、王仙芝、隨州を陥れ、刺史崔休を執ふ。山南東道節度使李福を徵し、其子を遣はし、兵を將ゐて隨州を救はしむ。戰死す。福、奏して援兵を求む。左武衛大將軍李昌言を遣はし、鳳翔の五百騎を將ゐて之に赴かしむ。仙芝遂に轉じて復郢を掠む。忠武大將張貫等四千人、宣武の兵と與に襄州を援け、申蔡の間道より逃れ歸る。忠武節度使崔安潛、宣武節度

〔一〕澧川。長安の東にあり。
〔二〕史、僖宗が國是を定むる能はざるを言ふ。
〔三〕約還。將士を戒約して、還りて赴き援けしむるなり。
〔四〕王承顔の黨を逐ふなり。
〔五〕敵は始めて也。援は亂るるなり。

使穆仁裕に詔し、人を遣はして(一)約還せしむ。

冬十月、邢寧節度使李侃奏す、(二)兵を遣はして王宗誠を討ちて之を斬り、餘黨悉く平ぐと。

〔一〕本道の所有を賜して以て征行の士卒の資糧に供す。
〔二〕内大臣。兩中尉・兩樞密を謂ふ。

鄭畋、王鐸、盧攜と、用兵を上の前に爭論す。畋、勝たず。退きて復た上奏して以爲はく、(一)王仙芝が傲めて擾れしより、崔安潛、首として、兵を會して之を討たんと請ひ、繼ぎて士卒を發し、(二)資糧を罄竭す。賊、往來すること千里、諸州を塗炭にすれども、獨り敢て其境を犯さず。又、本道の兵を以て張自勉に授け、宋州の圍を解き、江淮の漕運をして流通せしめ、寇手に輸せず。今、盡く自勉が將ゐる所の七千の兵を以て、張貫をして之を將ゐて宋威に隸し、自勉をして獨り許州に歸らしめらる。威復た奏して誣毀を加ふ。功に因つて辱を受く。臣竊に之を痛む。安潛、師を出し、前後の克捷、一に非ず。一旦、彊兵盡く他人に付し、良將空しく還らば、若し勅敵忽ち至らんに、何を以て枝梧せん。臣請ふ、忠武の四千人を以て威に授け、餘の三千人は自勉をして之を將ゐて其境を守衛せしめん。既に宋威の功を侵さず、又、安潛をして愧恥せしむるを免れんと。時に盧攜、以て然りと爲さず。上、決する能はず。畋復た上言す、(三)宋威、朝廷を欺罔し、敗衄狼籍たり。又、聞く、王仙芝七たび狀して降らんと請ふ。威、爲めに聞奏せずと。朝野、切齒し、以爲へらく宜しく軍法を正すべしと。迹狀、此の如きは、應に復た兵權を典るべからず。願はくは(四)内大臣と參酌し、早く

罷黜を行はんことを」と。従はず。

河中軍亂れ、節度使劉侔を逐ひ、兵を縦ちて焚掠す。京兆の尹寶璟を以て河中宣慰制置使と爲す。

黃巢、〔三〕蕲・黃を寇掠す。曾元裕、撃ちて之を破る。斬首四千級。巢遁れ去る。

十一月己酉、寶璟を以て河中節度使と爲す。

招討副都監楊復光、人を遣はして王仙芝を説諭せしむ。仙芝、尙君長

等を遣はし、降を〔三〕復光に請ふ。宋威、兵を遣はし、道中に於て君長等を

劫取す。十二月、威・奏す、「君長等と、潁州の西南に戦ひ、生擒して以て

獻す」と。復光・奏す、「君長等實に降る。威の擒にする所に非ず」と。侍

御史歸仁紹等に詔して、之を鞠せしむ。竟に・明かにする能はず。君長

等を狗脊嶺に斬る。

黃巢、〔三〕匡城を陥れ、遂に濮州を陥る。潁州の刺史張自勉に詔

して、諸道の兵を將ゐて之を撃たしむ。

江州の刺史劉秉仁、驛に乗りて官に之き、單舟にて柳彥璋の水寨に入る。賊、不意に出で、即ち迎

へ拜す。秉仁、〔三〕彥璋を斬り、其衆を散す。

王仙芝、荆南に寇す。節度使楊知温は、〔四〕知至の兄なり。文學を以て進み、兵を知らず。或るひと

「賊至る」と告ぐ。知温、以て妄と爲し、備を設けず。時に漢水・淺狹なり。賊、〔五〕賈瑩より度る。

五年、春正月丁酉朔、大に雪ふる。知温方に〔二〕賀を受く。賊已に城下に至り、遂に羅城を陥る。

將佐共に子城を治めて之を守る。暮に及びて、知温、猶ほ出でず。將佐、

知温に請ふ、「出でて士卒を撫せよ」と。知温、紗帽卓裘にして行く。將佐、

知温に請ふ、「甲を擲して以て流矢に備へよ」と。知温、士卒の拒戦するを

見、猶ほ詩を賦して幕僚に示し、使を遣はして急を山南東道節度使李福に

告ぐ。福、其衆を悉し、自ら將ゐて之を救ふ。時に沙陀五百有り、襄陽に

在り。福、之と俱に〔三〕荆門に至り、賊に遇ふ。沙陀、騎を縦ちて奮撃し、

之を破る。仙芝、之を聞き、江陵を焚掠して去る。江陵の城下、舊三十萬

戸あり。是に至りて、死する者什に三四。

壬寅、招討副使曾元裕、大に王仙芝を申州の東に破る。殺す所萬人。招

降し散遣する者も亦萬人。救して、宋威が久しく病むを以て、〔三〕招討使を罷め、青州に還らしめ、曾

元裕を以て招討使と爲し、潁州の刺史張自勉を副使と爲す。

庚戌、西川節度使高駢を以て荆南節度使と爲し、鹽鐵轉運使を兼ねしむ。

〔一〕 蕲・黃は相去ること一百六十五里。
 〔二〕 楊復光、時に鄧州に屯す。
 〔三〕 匡城縣は滑州に屬す、本、漢の長垣縣。
 〔四〕 柳彥璋、盜を爲し、九月にして敗る。
 〔五〕 楊知至は前卷懿宗の咸通十一年に見ゆ。

〔一〕 凡そ元旦・冬至には、諸州鎮、皆、將吏の牙賀を受く、下、縣邑に至るまで亦然り。
 〔二〕 荆門。晉、編縣を分ちて長林縣を置く。德宗の貞元二十一年、又、長林を分ちて荆門縣を置く。江陵府に屬す。府の北一百六十餘里に在り。今の湖北省襄陽道荆門縣。
 〔三〕 宋威は、本、平盧の帥。招討使を罷めて鎮に還る。

振武節度使李國昌の子克用、沙陀副兵馬使と爲り、蔚州に戍す。時に河南、盜賊蠡起す。雲州

沙陀兵馬使李盡忠、牙將康君立・薛志勤・程懷信・李存璋等と謀りて曰はく、『今、天下大に亂れ、朝廷の號令、復た四方に行はれず。此れ乃ち英雄、功名富貴を立つるの秋なり。吾が屬、各兵衆を擁

すと雖も、然も李振武、功大に官高く、名、天下に聞ゆ。其子、勇、諸軍に冠たり。若し輔

けて以て事を擧げば、代北は平ぐるに足らざらん』と。衆、以て然りと爲す。君立は『興唐の

人、存璋は雲州の人、志勤は奉誠の人なり。會、大同防禦使段文楚、水陸發運使を兼ね

代北、荐に飢る、漕運、繼がず。文楚頗る軍士の衣米を減す。又、法を用ふること稍峻なり。

軍士怨み怒る。盡忠、君立を遣はし、潛に蔚州に詣らしめ、克用に説き、兵を起し、文楚を除きて之に代らしめんとす。克用曰はく、『吾が父、振武

に在り、我が之に稟くるを俟て』と。君立曰はく、『今、機事已に泄る。緩ならば則ち變を生せん。』何ぞ千里に命を稟くるに暇あらんや』と。是に於て、盡忠、夜、牙兵を帥ゐて、牙城を攻め、文楚及び判

【四】 李克用の事、此に始まる。

【五】 蔚州は靈丘の西南一百三十里、西のかた朔州に至るまで三百八十里。

【六】 王仙芝・黃巢等をいふ。

【七】 李國昌、庸助を討ち平ぐ、當時に於て、功、大と爲す。

振武に帥たり、諸將に於て、官、高しと爲す。

【八】 興唐、隋、靈丘縣を分ちて安邊縣を置く。唐の至德三載、名を興唐縣と更む。蔚州に屬す。今の直隸省口北道蔚縣。

【九】 奉誠、貞觀二十二年、内屬奚可度者部落を以て、饒樂都督府を置く。開元二十三年、名を奉誠都督府と更む。

【一〇】 大同、朔州馬邑縣、貞觀已來、大同軍城と爲す。

【一一】 再歲、五穀熟せざるを荐飢と曰ふ。

【一二】 道里遼遠にして、使命往返せば、則ち事必ず泄れて害成らん。

【一三】 雲州の牙城を攻むるなり。

官柳・漢璋を執へて獄に繋ぎ、自ら軍州の事に知たり、克用を召さしむ。克用、其衆を帥ゐて雲州に趣き、行くゆく兵を收め、二月庚午、城下に至る。衆且に萬人ならんとし、鬪雞臺下に屯す。壬申、

盡忠、使を遣はして符印を送り、克用に請うて防禦留後と爲す。癸酉、盡忠、文楚等五人を械し、鬪雞臺下に送る。克用、軍士に令し、丹して之を食ひ、騎を以て其骸を踐ましむ。甲戌、克用、府舎に入りて事を視、將士をして表して勅命を求めしむ。朝廷、許さず。李國昌、上言す、『乞ふ、朝廷、速かに大同防禦使を除せよ。若し克用、命に違はば、臣請ふ、本道の兵を帥ゐて之を討たん。終に、一子を愛して以て國家に負かじ』と。朝廷、方に國昌

をして克用に諭さしめんと欲す。會、其奏を得たり。乃ち司農卿支詳を以て大同軍宣慰使と爲し、國昌に詔す、『克用に語り、迎候すること常儀の如くせしめよ。克用を官に除し、必ず、稱愜せしめん』と。又、太僕卿盧簡方を以て大同防禦使と爲す。

【一四】 王仙芝が江陵を犯すとき城幾ど守を失はんとし士民多く殺略せられしを以てなり。

【一五】 黃梅縣は蕪州に屬す。今の湖北省江漢道黃梅縣の西北。

楊知温を貶して郴州の司馬と爲す。

曾元裕・奏す、『大に王仙芝を黃梅に破り、五萬餘人を殺し、追うて仙芝を斬り、首を傳ふ。餘黨、散じ去る』と。黃巢方に亳州を攻め、未だ下らず。尙讓、仙芝の餘衆を帥ゐて之に歸し、巢を推して王と爲し、衝天大將軍と號し、王霸と改元し、官屬を署す。巢襲うて沂州・濮州を陷る。既に

して屢官軍の敗る所と爲る。乃ち天平節度使張揚に書を遣り、之を奏せんことを請ふ。詔して、巢を以て右衛將軍と爲し、鄆州に就きて甲を解かしむ。巢、竟に・至らず。山南東道節度使李福に同平章事を加ふ。荆南を救ふの功を賞するなり。

三月、羣盜、朗州・岳州を陷る。曾元裕、

荆・襄に屯す。黄巢、滑州より宋・汴を略す。

乃ち副使張自勉を以て、東南面行營招討使に充

つ。黄巢、衛南を攻め、遂に葉・陽翟を攻む。

詔して、河陽の兵千人を發し、東都に赴き、

宣武・昭義の兵二千人と、共に宮闕を衛らし

め、左神武大將軍劉景仁を以て東都應援防遏使

に充て、并せて三鎮の兵を將ゐしめ、仍ほ東

都に於て兵二千人を募るを聽す。景仁は昌の孫なり。又、曾元裕に詔して、兵を將ゐて徑に東

都に還らしめ、義成の兵三千を發し、

王仙芝の餘黨王重隱、洪州を陷る。江西觀察使高湘、湖口に奔る。賊、轉じて湖南を掠め、別

將曹師雄、宣・潤を掠む。曾元裕・楊復光に詔して、兵を引きて宣・潤を救はしむ。

【二六】朗岳は相去ること五百五十里。

【二七】荆襄は相去ること三百五十里。

【二八】滑州より南のかた汴州に至るまで二百一十里。汴州より東のかた宋州に至るまで三百五十里。

【二九】衛南縣は古の楚丘城、唐の時、滑州に屬す。今の河南省河北道滑縣の東六十里。

【三〇】東都の宮闕を衛るなり。

【三一】三鎮。河陽・宣武・昭義。

【三二】劉昌は德宗紀に見ゆ。

【三三】河南緱氏縣の北に、轅轅の故關有り。

【三四】伊闕縣の北に、伊闕の故關有り。

【三五】孟州汜水縣に、虎牢關有り、唐、先諱を避け、虎を以て武と爲す。

【三六】江州の東北六十里に、湖口鎮有り。彭蠡湖、江に入るの口に當る。

【三七】崔郾は二百四十四卷文宗の太和五年に見ゆ。

【三八】胡三省曰はく、是時、朝議謂へらく、李國昌をして父を以て子に臨ましめば、子必ず以て拒ぐ無からんと。豈に李國昌父子が兩鎮に兼れ據らんと欲するを知らんやと。

【三九】依は助くるなり。

湖南軍亂れ、都將高傑、觀察使崔瑾を逐ふ。瑾は郾の子なり。黄巢、兵を引きて江を渡り、攻めて虔・吉・饒・信等の州を陷る。朝廷、李克用が雲中に據るを以て、夏四月、前の大同軍防禦使盧簡方を以て振武節度使と爲し、振武節度使李國昌を以て大同節度使と爲し、以爲へらく、克用必ず以て拒ぐ無からんと。

詔して、東都の軍儲足らざるを以て、商旅富人の錢穀を貸り、以て數月の費に供し、仍ほ空名の殿中侍御史の告身五通・監察御史の告身十通を賜ひ、『能く家財を出して國を助くること稍多き者有らば之を賜はん』といふ。時に連歲旱蝗し、寇盜充斥し、耕桑半廢し、租賦、足らず、内藏虚竭し、

依助する無し。兵部侍郎判度支楊嚴、三たび表して自ら陳す、『才短くして、濟辯する能はず』と。

詔して、許さず。

曹師雄、湖州に寇す。鎮海節度使裴璋、兵を遣はし、撃ちて之を破る。

王重隱・死し、其將徐唐莒、洪州に據る。

唐僖宗惠聖泰定孝皇帝乾符五年

四四七

〔三〕饒州の將彭幼璋、義營の兵を合はせ、饒州を克復す。

南詔、〔四〕其會望趙宗政を遣はし、來りて和親を請ふ。表無く、但だ、督爽をして中書に牒せしめ、弟

と爲りて、臣と稱せざらんと請ふ。百僚に詔して之を議せしむ。禮部侍郎崔澹等以爲はく、「南詔、

驕僭して禮無し。高駢、大體を識らず、反つて一僧の咕囁するに因

り、辭を卑くし、其使を誘致す。若し其請に従はば、恐らくは笑を後代に

垂れん」と。高駢、之を聞き、上表し、澹と争辯す。詔して、之を諭解

す。澹は、璵の子なり。五月丙申朔、鄭畋・盧攜、蠻事を議す。攜、之と

和親せんと欲す。畋固く争ひ、以て不可と爲す。攜怒り、衣を拂つて起つ。

袂、硯に罵り、地に墮して之を破る。上、之を聞きて曰はく、「大臣相誦

る。何を以て四海に儀刑せん」と。丁酉、畋、攜、皆、罷めて太子賓客分司と

爲る。翰林學士承旨戸部侍郎豆盧瑑を以て兵部侍郎と爲し、吏部侍郎崔沆

を戸部侍郎と爲し、竝に同平章事とす。時に宰相、施を好む者有り、常に

人をして布囊を以て錢を貯へしめて自ら隨へ、行くゆく句者に施す。出づる毎に、襪褸、路に盈つ。朝

士有り、書を以て之を規して曰はく、「今、百姓疲弊し、寇盜充斥す。相公、宜しく賢を擧げ能に任じ、

庶務を紀綱し、不急の費を捐て、私調の門を杜ぎ、萬物をして各其所を得しむべし。則ち家給人

足り、自ら貧者無からん。何ぞ必ずしも此の如く小惠を行はんや」と。宰相大に怒る。

〔三〕邕州の大將杜弘、段瑑寶を送り、南詔に至り、年を踰えて還る。甲辰、辛讜復て攝巡官賈宏・大

將左瑜曹朗を遣はし、南詔に使せしむ。

李國昌、父子并せて兩鎮に據らんと欲し、大同の制書を得て之を毀り、監軍を殺し、代を受けず、

李克用と兵を合はせ、〔元〕遮虜軍を陥れ、進みて寧武及び〔四〕岢嵐軍を

撃つ。盧簡方、振武に赴き、嵐州に至りて薨す。丁巳、河東節度使竇滯、

民を發して晉陽に塹はる。己未、都押牙康傳圭を以て代州の刺史と爲し、

又、土團千人を發して代州に赴かしむ。土團、城北に至り、隊を〔五〕妮へ

て發せず、優賞を求む。時に府庫空竭す。滯、馬步都虞候鄧虔を遣はし、

往きて之を慰諭せしむ。土團、虔を〔六〕丹し、其尸を牀昇して府に入る。

滯、監軍と與に、自ら出でて慰諭し、人ごとに錢三百・布一端を給す。衆

乃ち定まる。押牙田公鐔、亂軍に錢布を給す。衆遂に之を劫し、以て都

將と爲し、代州に赴く。滯、商人の錢五萬緡を借り、以て軍を助く。朝廷、滯を以て不才と爲し、六

月、前の昭義節度使曹翔を以て河東節度使と爲す。

王仙芝の餘黨、浙西を剽掠す。朝廷以へらく、荆南節度使高駢、先に天平に在りて威名有り、仙芝

〔元〕杜弘、去年閏二月、段瑑寶を送る。

〔三〕遮虜軍は洪谷の東北に在り、亦、遮虜平と曰ふ。

〔四〕寧武軍は當に遮虜平の南に在るべし。

〔五〕岢嵐軍。嵐州嵐谷縣(今の山西省襄寧道岢嵐縣)に在り、妮。整ふるなり。

〔六〕丹。人肉を剔りて其骨を置くなり。

の黨、耶人多しと。乃ち駢を徒して鎮海節度使と爲す。

沙陀、唐林・崞縣を焚き、忻州の境に入る。

秋七月、曹翔、晉陽に至る。己亥、土團の鄧虔を殺せる者十三人を捕へ、之を殺す。義武の兵、

晉陽に至り、甲を解かず、謹諫して優賞を求む。翔、其十將一人を斬る。乃ち定まる。義成・忠武・昭

義・河陽の兵を發し、晉陽に會し、以て沙陀を禦がしむ。八月戊寅、曹翔、

兵を引きて忻州を救ふ。沙陀、崞嵐軍を攻め、其羅城を陥れ、官軍を

洪谷に敗る。晉陽、門を閉ちて城守す。

黃巢、宣州に寇す。宣歙觀察使王凝、之を拒ぎ、南陵に敗る。巢、宣

州を攻めて、克たず、乃ち兵を引きて浙東を攻め、山路七百里を開き、福

建・諸州を攻剽す。

九月、平盧軍・奏す、「節度使宋威・薨す」と。

辛丑、諸道行營招討使曾元裕を以て平盧節度使を領せしむ。

壬寅、曹翔暴に薨す。丙午、昭義の兵、大に晉陽を掠む。坊市の民、自ら共に之を撃ち、千餘人

を殺す。乃ち潰ゆ。
中書侍郎同平章事李蔚、罷めて東都留守と爲る。吏部尚書鄭從讜を以て中書侍郎・同平章事と爲す。

從讜は、餘慶の孫なり。

戸部尚書判戸部事李都を以て同平章事とし、河中節度使を兼ねしむ。

冬十月、昭義節度使李鈞・幽州節度使李可舉に詔して、吐谷渾の會長

赫連鐸・白義誠・沙陀の會長 安慶・薩葛の會長米海萬と與に、兵を合は

せて李國昌父子を蔚州に討たしむ。十一月、崞嵐軍、城を翻して沙陀に

應ず。丁未、河東宣慰使崔季康を以て河東節度・代北行營招討使と爲す。

沙陀、石州を攻む。庚戌、崔季康、之を救ふ。

十二月甲戌、黃巢、福州を陥る。觀察使韋岫、城を棄てて走る。

南詔の使者趙宗政、其國に還る。中書、督爽の牒に答へず。但だ西川

節度使崔安潛の書意を作り、安潛をして之に答へしむ。

崔季康及び昭義節度使李鈞、李克用と洪谷に戦ふ。兩鎮の兵敗れ、鈞・

戰死す。昭義の兵還りて代州に至る。士卒剽掠す。代州の民、之を殺して

殆ど盡く。餘衆、鷓鴣谷より、走りて上黨に歸る。

王郢の亂に、臨安の人董昌、土團を以て賊を討ちて功有り、石鏡鎮將に補せらる。是歲、曹

師雄、二浙に寇す。杭州、諸縣の郷兵各、千人を募り、以て之を討つ。昌、錢塘の劉孟安・阮結・

唐僖宗惠聖恭定孝皇帝乾符五年

【四七】 鄭餘慶は始めて二百三十
五卷德宗の貞元十四年に見
ゆ。

【四八】 新舊唐書によれば、安慶・
薩葛は皆部落の名なり。

【四九】 是年四月、趙宗政來りて
和を請ふ。

【五〇】 鷓鴣谷は忻州秀容縣（今
の山西省雁門道忻縣）の東北
に在り。

【五一】 王郢の亂は、前卷二年に
始まり、本卷四年に終る。

【五二】 臨安、杭州に屬す。州の
西北一百二十里に在り。今、
浙江省錢塘道に屬す。石鏡山
石鏡鎮有り。石鏡山は縣の南
一里に在り。

【五三】 錢塘、餘杭。共に漢の縣。

富陽の聞人宇・鹽官の徐及・新城の杜稜・餘杭の凌文學・臨平の曹信と、各之が都將と爲り、杭州の八都と號し、昌、之が長と爲る。其後、宇・卒し、錢塘の人成及、之に代る。臨安の人錢鏐、驍勇を以て昌に事ふ。功を以て石鏡都知兵馬使と爲る。

六年、春正月、魏王侑薨す。

鎮海節度使高駢、其將張璘・梁纘を遣はし、道を分ちて黃巢を撃ち、屢之を破り、其將秦彥・畢師鐸・李罕之・許勅等數十人を降す。巢遂に廣南に趣く。彥は徐州の人、師鐸は宛句の人、罕之は項城の人なり。

賈宏等未だ南詔に至らず、相繼ぎて道中に卒す。從者の死すること亦大半なり。時に辛讜已に風痺を病み、攝巡官徐雲虔を召し、其手を執りて曰はく、『讜已に朝廷に奏し、使を發して南詔に入らしむ。而るに使者相繼ぎて物故す。奈何せん。吾子既に仕ふれば、則ち國に徇せんことを思ふ。能く此行を爲さんか。讜、風痺にして拜する能はざるを恨むるのみ』と。因つて嗚咽流涕す。雲虔曰はく、『士は知己の爲めに死す。明公、辟せらる。以て德に報ゆる無きを恨む。敢て命を承けざらんや』と。讜、喜び、厚く資裝を具して之

【五四】富陽。漢の富春縣。
【五五】鹽官。漢の海鹽縣の地。
【五六】新城。今の新登縣。以上は並に浙江省錢塘道に在り。
【五七】臨平鎮は錢塘の北にあり。

【五八】錢鏐の事、此に始まる。
【五九】侑。懿宗の子。
【六〇】去年五月、辛讜、賈宏をして南詔に使せしむ。
【六一】風痺。手足不仁の病、中風なり。
【六二】古語に云ふ、士は己を知る者の爲めに死し、女は己を悦ぶ者の爲めに容つくと。
【六三】辛讜、死するに垂なんとして、國事を忘れず。

を遣る。二月丙寅、雲虔、善闡城に至る。驃信、大使を見て抗禮し、副使已下の拜を受く。己巳、驃信、慈雙羽・楊宗をして、館に就きて雲虔に謂つて曰はしむ、『貴府の牒、驃信をして臣と稱し表を奉じ。方物を貢せしめんと欲す。驃信已に人を遣はし、西川より唐に入らしめ、唐と約して兄弟と爲り、不ずんば則ち舅甥たらんとす。夫れ兄弟・舅甥は、書幣するのみ。何の表貢か之れ有らん』と。雲虔曰はく、『驃信、既に弟と爲り甥と爲らんと欲す。驃信は景莊の子なり。景莊豈に兄弟無からんや。驃信に於て諸父たり。驃信、君と爲れば、則ち諸父、皆、臣と稱す。況んや弟と甥とをや。且つ驃信の先は、大唐の命に由り、六詔を合はせて一と爲すを得たり。恩德深厚なり。中間の小忿は、罪、邊鄙に在り。今、驃信、舊好を修めんと欲せば、豈に祖宗の故事に違ふ可けんや。祖考に順ふは孝なり。大國に事ふるは義なり。戰爭を息むるは仁なり。名分を審かにするは禮なり。四者は皆令徳なり。勉めざる可けんや』と。驃信、雲虔を待つこと甚だ厚し。雲虔、善闡に留まること十七日にして還る。驃信、木夾二を以て雲虔に授く。其一は中書門下に上り、其一は嶺南西道に牒す。然れども猶ほ未だ肯て表を奉じ貢と稱せず。辛未、河東軍、(一〇)靜樂に至る。士卒、亂を作し、孔目官石裕等を殺す。壬申、崔季康、逃れて晉陽

唐僖宗惠聖恭定孝皇帝乾符六年

【六四】會龍、景莊皇帝と諡す。
【六五】事、二百一十四卷玄宗開元二十六年に見ゆ。
【六六】南詔、西川と、細故を爭恨し、以て戎を興すを致せるを謂ふ。
【六七】祖宗。一本には祖考に作る。
【六八】靜樂。漢の汾陽縣の地、齊周の際、改めて崑崙と曰ふ。大業四年、改めて靜樂と曰ふ。唐、嵐州に屬す。州の東北五十里に在り。今、山西省雁門道に屬す。

に歸る。甲戌、都頭張鎔・郭岫、行營の兵を帥ゐて東陽門を攻め、府に入りて季康を殺す。辛巳、陝
 虢觀察使高潯を以て昭義節度使と爲し、邠寧節度使李侃を以て河東節度使と爲す。
 三月、天平軍節度使張揚・薨す。牙將崔君裕、自ら州事に知たり。淄州の刺史曹全晟、討ちて之を
 誅す。

夏四月庚申朔、日、之を食する有り。

西川節度使崔安潛、官に到り、盜を詰らす。蜀人、之を怪しむ。安潛曰
 はく、『盜は 所由の通容するに非ざれば、則ち爲す能はず。今、窮覈せば
 則ち應に坐すべき者衆く、搜捕せば則ち徒らに煩擾を爲さん』と。甲子、
 庫錢千五百緡を出し、分ちて 三市に置き、勝を其上に置きて曰はく、
 『能く二盜を告捕する有らば、錢五百緡を賞せん。盜は獨り爲す能はず。
 必ず侶有り。侶者・告捕せば、其罪を釋し、賞すること平人に同じくせん』と。未だ幾くならずして、
 盜を捕へて至る者有り。盜、服せずして曰はく、『汝、我と同じく盜を爲すこと十七年、賊皆平分せ
 り。汝安んぞ能く我を捕ふる。我、汝と同じく死せんのみ』と。安潛曰はく、『汝既に吾に勝有るを
 知る。何ぞ彼を捕へて以て來らざりし。則ち彼、應に死すべく、汝、賞を受けん。汝既に先んずる所
 と爲れり。死復た何ぞ辭せん』と。立ちどころに命じて・捕ふる者に錢を給せしめ、盜をして之を視し

【一】 所由。盜を捕ふるの官吏を謂ふ。
 【二】 三市。成都城中に、花果蠶器を鬻ぐの蠶市、香藥を鬻ぐの藥市、器用を鬻ぐの七寶市あり、これを三市といふ。

め、然る後盜を市に円し、并せて其家を滅ぼす。是に於て、諸盜、其侶と、互に相疑ひ、足を容るるに
 地無く、夜、旦に及ばず、散逃して境を出づ。境内遂に一人の盜無し。安潛、蜀の兵の怯弱なるを以
 て、奏して大將を遣はし、牒を齎して陳許に詣り、壯士を募り、蜀人と相雜へて訓練し、之を用ひ
 て三千人を得、分ちて三軍と爲し、亦、黃帽を戴き、黃頭軍と號す。又、奏して、洪州の弩手を乞
 ひ、蜀人に弩を用ひ丸を走らせて之を射るを教へ、千人を選び得、神機弩
 營と號す。蜀の兵、是に由りて浸く彊し。

【三】 忠武の黃頭軍の名を襲ふなり。
 【四】 僂。懿宗の子。
 【五】 三城。晉陽の三城なり。
 【六】 胡三省曰はく、人を官にするに、世を以てして、其才を考へざるは、古今の通患なりと。

涼王佺・薨す。

上、羣盜を以て憂と爲す。王鐸曰はく、『臣、宰相の長と爲り、朝に在
 りては陛下の憂を分つに足らず。請ふ自ら諸將を督して之を討たん』と。
 乃ち鐸を以て守司徒・兼侍中とし、荆南節度使・南面行營招討都統に充つ。
 五月辛卯、勅して河東の軍士に銀を賜ふ。牙將賀公雅の所部の士卒、亂を作し、三城を焚掠し、
 孔目官王敬を執へ、馬歩司に送る。節度使李侃、監軍と與に、自ら出でて慰諭し、之が爲めに敬を牙
 門に斬る。乃ち定まらる。

泰寧の節度使李係は、晟の曾孫なり。口才有り、而して實に勇略無し。王鐸、其家世より將なる
 を以て、奏して行營副都統と爲し、湖南觀察使を兼ねしめ、精兵五萬并に土團を將る。潭州に屯し、

以て嶺北の路を塞ぎ、黃巢を拒がしむ。

河東都虞候、夜毎に密に賀公雅の部卒を捕へ、之を族滅す。丁巳、餘黨、百人に近く、報冤將と稱し、大に三城を掠め、馬步都虞候張鐸・府城都虞候郭咄の家を焚く。節度使李侃、令を下し、軍府安からざるを以て、曲げて軍情に順ひ、鐸・咄を收めて牙門に斬り、并せて其家を逐ひ、賀公雅を以て馬步都虞候と爲す。鐸・咄、刑に臨み、泣きて衆に言つて曰はく、「殺す所は皆捕盜司・密申せしなり。今日、冤死す。獨り烈士の相救ふ無きか」と。是に於て、軍士復た大に譟ぎ、鐸・咄を篋ひ取り、都虞候司に歸す。尋ぎて令を下して其舊職に復し、并せて其家を召し還し、捕盜司元義宗等の三十餘家を收め、之を誅滅す。己未、馬步都教練使朱玫等を以て三城斬斫使と爲す。兵を將ひて報冤將を分捕し、悉く之を斬る。軍城始めて定まる。

〔七〕 船は大舟なり。唐、市舶司を廣州に置き、以て海中の蕃舶を招き來す。

黃巢、浙東觀察使崔瑒・嶺南東道節度使李迢に書を與へ、天平節度使を求む。二人、之が爲めに奏聞す。朝廷、許さず。巢復た上表して廣州節度使を求む。上、大臣に命じて之を議せしむ。左僕射于琮以爲はく、「廣州は、市舶・寶貨の聚まる所なり。豈に賊をして之を得しむ可けんや」と。亦、許さず。乃ち、別に官に除せんと議す。六月、宰相、巢を府率に除せんと請ふ。之に従ふ。河東節度使李侃、軍府數に亂有るを以て、疾と稱し、醫を尋ねんと請ふ。勅して、代州の刺史康傳

圭を以て河東行軍司馬と爲し、侃を徵して京師に詣らしむ。秋八月甲子、侃、晉陽を發す。尋ぎて東都留守李蔚を以て同平章事とし、河東節度使に充つ。鎮海節度使高駢・奏す、「請ふ權舒州刺史郎幼を以て、復た留後に充て、浙西を守らしめ、都知兵馬使張璘を遣はし、兵五千を將ひて、郴州に於て險を守らしめ、兵馬留後王重任をして、兵八千を將ひて、循潮二州に於て邀遮せしめ、臣は萬人を將ひて、大庾嶺より廣州に趣き、黃巢を撃たん。巢、臣が往くを聞かば、必ず當に遁逃すべし。乞ふ、王鐸に勅し、所部の兵三萬を以て、梧・桂・昭・永・四州に於て險を守らしめんと。詔して、許さず。

九月、黃巢、率府率の告身を得、大に怒り、執政を誦り、急に廣州を攻め、即日、之を陥れ、節度使李迢を執へ、轉じて嶺南の州縣を掠む。巢、迢をして表を草し、其の懷ふ所を述べしむ。迢曰はく、「予代、國恩を受け、親戚、朝に滿つ。腕は斷つ可し。表は草す可からず」と。巢、之を殺す。冬十月、鎮海節度使高駢を以て淮南節度使と爲し、鹽鐵轉運使に充て、涇原節度使周寶を以て鎮海節度使と爲し、山南東道行軍司馬劉巨容を以て節度使と爲す。寶は平州の人なり。黃巢、嶺南に在り、士卒、瘴疫に罹り、死する者什に三四。其徒、之に勸む、「北に還り、以て大事を圖れ」と。巢、之に従ふ。桂州より、大棧數十を編み、暴水に乗じ、湘江に沿うて下り、衡・永州を歴、癸未、潭州城下に抵る。李係、城に嬰り、敢て出で戦はず。巢、急に攻め、一日にして之を陥

る。係、朗州に奔る。巢盡く戍兵を殺す。流尸、江を蔽うて下る。尙讓、勝に乗じ、進みて江陵に逼る。衆、五十萬と號す。時に諸道の兵未だ集まらず、江陵の兵、萬人に満たず。王鐸、其將劉漢宏を留めて江陵を守らしめ、自ら衆を帥ゐて襄陽に趣き、「劉巨容の師に會せんと欲す」と云ふ。鐸既に去り、漢宏大に江陵を掠め、焚蕩して殆ど盡く。士民、山谷に逃竄す。會、大に雪ふり、僵尸、野に滿つ。後旬餘にして、賊乃ち至る。漢宏は兗州の人なり。其衆を帥ゐて北に歸り、羣盜を爲す。

閏月丁亥朔、河東節度使李蔚、疾有り、供軍副使李邵を以て權觀察留後とし、監軍李奉阜を權兵馬留後とす。己丑、蔚、薨す。都虞候張錯・郭岫、署狀して邵を細け、少尹丁球を以て觀察留後に知たらしむ。

十一月戊午、定州已來制置使萬年の王處存を以て義武節度使と爲し、河東行軍司馬雁門關已來制置使康傳圭を河東節度使と爲す。

黃巢、北して襄陽に趣く。劉巨容、江西招討使滑州の刺史曹全晟と、兵を合はせて荆門に屯し、以て之を拒ぐ。賊至る。巨容、兵を林中に伏す。全晟、輕騎を以て逆へ戦ひ、陽りて勝たずして走る。賊、之を追ふ。伏・發し、大に賊の衆を破る。勝に乗じ北ぐるを逐ひ、江陵に至る比ほひ、其什の七八を俘斬す。巢、尙讓と與に、餘衆を收め、江を渡りて東に走る。或るひと巨容に勸む、「窮追せ

【一八】潭州より朗州に至るまで三百八十餘里。
 【一九】江陵より襄陽に至るまで四百四十里。
 【二〇】署狀。奏狀に連署するなり。
 【二一】襄陽より南のかた荆門に至るまで、二百七十餘里。
 【二二】荆門より南のかた江陵に至るまで、二百六十五里。

よ。賊、盡す可からん」と。巨容曰はく、「國家喜みて人に負く。急有れば則ち將士を撫存し、官賞を愛ます。事寧ければ則ち之を棄て、或は更に罪を得。賊を留めて以て富貴の資と爲すに若かし」と。衆乃ち止む。全晟、江を度りて賊を追ふ。會、朝廷、泰寧都將段彥謨を以て招討使と爲す。全晟も亦止む。是に由りて、賊勢復た振ひ、鄂州を攻め、其外郭を陥れ、轉じて饒・信・池・宣・歙・杭(等)の十五州を掠め、衆、二十萬に至る。

康傳圭、代州より晉陽に赴き、庚辰、烏城驛に至る。張錯・郭岫出で迎ふ。亂刀、之を斫殺す。府に至り、又、其家を族す。

十二月、王鐸を以て太子賓客分司と爲す。

初め兵部尙書盧攜、嘗て「高駢、都統と爲す可し」と薦む。是に至りて駢の將張璘等、屢、黃巢を破る。乃ち復た攜を以て門下侍郎・平章事と爲す。凡そ關東の節度使の、王鐸・鄭畋の除する所の者、多く之を易置す。

是歲、桂陽の賊陳彥謙、柳州を陥れ、刺史董岳を殺す。

【二三】胡三省曰はく、唐末の政、誠に劉巨容の言の如しと。
 【二四】江陵の敗を以てなり。
 【二五】廣明元年、西紀八八〇年なり。
 【二六】太谷縣は、本、漢の陽邑縣、隋の開皇十八年、名を太谷と改む、縣西の太谷に因つて名と爲す。今、山西省襄寧道。

廣明元年、春正月乙卯朔、改元す。

沙陀、雁門關に入り、忻・代に寇す。二月庚戌、沙陀二萬餘人、晉陽に逼る。辛亥、太谷を陥

汝州防禦使博昌の諸葛爽を遣はし、東都防禦の兵を帥ゐて河東を救はしむ。
 河東節度使康傳圭、専ら威刑を事とし、多く仇怨を復し、強ひて富人の財を取る。前の遮虜軍使蘇弘軫を遣はし、沙陀を太谷に撃たしむ。秦城に至り、沙陀に遇ふ。戰、利あらずして還る。傳圭怒り、弘軫を斬る。時に沙陀已に代北に還る。傳圭、都教練使張彥球を遣はし、兵三千を將ゐて之を追はしむ。壬戌、百井に至る。軍變じ、還りて晉陽に趣く。傳圭、城を閉ちて之を拒ぐ。亂兵、西明門より入り、傳圭を殺す。監軍周從寓、自ら出でて慰諭す。乃ち定まる。彥球を以て府城都虞候と爲す。朝廷、之を聞き、使を遣はして宣慰せしめて曰はく、『節度使を殺す所、事、一時に出づ。各宜しく自ら安んずべし。復た憂懼する勿れ』と。

左拾遺侯昌業以へらく、盜賊、關東に滿つ。而るに上、政事を親らせず、専ら遊戯を務め、賞賜、度無し。田令孜、權を専らにし上を無みす。天文・變異し、社稷將に危からんとすと。上疏して極諫す。上大に怒り、昌業を召し、内侍省に至らしめ、死を賜ふ。

上、騎射・劍槊・法筭を好み、音律・搏博に至るまで、精妙ならざるは無く、蹴鞠・鬪雞を好み、諸王と鵝を賭し、鵝一頭、五十緡に至る。尤も善く毬を撃つ。嘗て優人石野猪に謂つて曰はく、『朕、若し毬を撃つ進士の擧に應せば、須く、狀元と爲るべし』と。對へて曰はく、『若し堯舜の禮部侍郎

【三】博昌。漢の古縣。唐、青州に屬す。今の山東省濟南道博興縣の北九十里。
 【四】百井鎮は、太原の陽曲縣(今、山西省襄寧道)に在り。
 【五】法筭は算術なり。
 【六】狀元。進士及第の首席。

と作るに遇はば、恐らくは陛下、駁放を免れざらん』と。上笑うて已む。度支、用度足らざるを以て、奏して、富戶及び胡商の貨財を借らんとす。敕して、其半を借らしむ。鹽鐵轉運使高駢・上言す、『天下、盜賊蜂起するは、皆、饑寒に出づ。獨り富戶胡商は未だしきなるのみ』と。乃ち止む。

高駢・奏し、楊子院を改めて發運使と爲す。

三月庚午、左金吾大將軍陳敬瑄を以て西川節度使と爲す。敬瑄は許州の人、田令孜の兄なり。初め崔安潛、許昌に鎮するや、令孜、敬瑄の爲めに兵馬使を求む。安潛、許さず。敬瑄、令孜に因つて、左神策軍に隸するを得、數歲にして累遷して大將軍に至る。令孜、關東の羣盜日に熾なるを見、陰に蜀に幸するの計を爲し、奏して、敬瑄及び其腹心左神策大將軍楊師立・牛勗・羅元杲を以て三川に鎮せしむ。上、四人をして毬を撃たしめ、三川を賭す。敬瑄、第一籌を得たり。即ち以て西川節度使と爲し、安潛に代らしむ。

【七】駁放。駁は糾駁なり。放は黜なり。其の是に非ざるを糾駁して、之を放黜するなり。
 【八】楊子院、舊、留後を置く。今改めて發運使となす。
 【九】田令孜。本姓陳、咸通中、義父に隨ひ、遂に田姓を冒す。宦者と爲り、遂に田姓を冒す。
 【一〇】許昌。許州なり。忠武節度の治所。今の河南省開封道許昌縣の東北。
 【一一】第一籌。毬を撃ちて先づ勝つをいふ。

辛未、門下侍郎同平章事鄭從讜を以て同平章事とし、河東節度使に充つ。康傳圭、既に死し、河東の兵益々驕る。故に宰相を以て之を鎮せしめ、自ら參佐を擇ばしむ。從讜・奏し、長安の令王調を以

て節度副使と爲し、前の兵部員外郎史館修撰劉崇龜を節度判官と爲し、前の司勳員外郎史館修撰趙崇を觀察判官と爲し、(三)前の進士劉崇魯を推官と爲す。時人、之を小朝廷と謂ふ。名士の多きを言ふなり。崇龜・崇魯は、政會の七世の孫なり。時に、晉陽新に亂るるの後を承け、日に殺掠有り。從讜、貌温にして而も氣勁く、多く謀りて而も善く斷ず。將士、惡を爲さんと欲する者は、從讜輒ち先づ覺りて之を誅す。奸軌・惕息す。善を爲す者は、撫待して疑ふ無し。張彥球の方略有り。百井の變は其本心に非ざるが如き、獨り首亂者を推して之を殺し、彥球を召して尉諭し、悉く兵柄を以て之に委ぬ。軍中、是に由りて遂に安んず。彥球、從讜の爲めに死力を盡し、卒に其用を獲たり。

【一】進士及第し、而して時に於て官無きを、之を前進士と謂ふ。
 【二】劉政會は唐初の功臣。
 【三】土客の兵。土兵は淮南の兵、客兵は諸道の兵をいふ。
 【四】李聽は李晟の子。

淮南節度使高駢、其將張璘等を遣はし、黃巢を撃ち、屢捷つ。盧攜奏し、駢を以て諸道行營兵馬都統と爲す。駢乃ち檄を傳へて、天下の兵を徵し、且つ廣く召募し、(四)土客の兵共に七萬を得、威望大に振ふ。朝廷深く之に倚る。安南軍亂れ、節度使曾衮、城を出でて之を避く。諸道の兵の邕管に成する者、往往自ら歸る。夏四月丁酉、太僕卿李琢を以て蔚朔等州招討都統・行營節度使と爲す。琢は(五)聽の子なり。張璘、江を度り、賊帥王重霸を撃ち、之を降し、屢黃巢の軍を破る。巢退きて饒州を保つ。別將常宏、其衆數萬を以て降る。璘、饒州を攻め、之に克つ。巢走る。時に江淮の諸軍、屢「賊を破る」と奏す。宰相皆、實ならず。宰相已下、表賀す。朝廷差以て自ら安んず。

李琢を以て蔚朔節度使と爲し、仍は都統に充つ。

(二) 楊師立を以て東川節度使と爲し、牛勗を山南西道節度使と爲す。

諸葛爽を以て北面行營副招討と爲す。

初め劉巨容既に襄陽に還るや、荆南監軍楊復光、忠武都將宋浩を以て權に府事に知たらしむ。

泰寧都將段彥蕃、兵を以て其城を守る。詔して、浩を以て荆南安撫使と爲す。彥蕃、其下に居るを恥づ。浩、軍士が街中の槐柳を翦伐するを禁ず。

彥蕃の部卒、令を犯す。浩、其背を杖つ。彥蕃、刃を挾みて馳せ入り、其二子を并せて之を殺す。復光・奏す、「浩、殘酷にして、衆の誅する所と爲る」と。詔して、彥蕃を以て朗州の刺史と爲し、工部侍郎鄭紹業を以て荆南節度使と爲す。

五月丁巳、汝州防禦使諸葛爽を以て振武節度使と爲す。

劉漢宏の黨浸く盛にして、宋・兗を侵掠す。甲子、(六)東方諸道の兵を徵して之を討たしむ。

黃巢、信州に屯し、疾疫に遇ひ、卒徒多く死す。張璘、急に之を撃つ。巢、金を以て璘に啗はし、且つ書を致して降を高駢に請ひ、保奏せんことを求む。駢、之を誘致せんと欲し、之が爲めに節鉞を

【一六】田令孜の志なり。
 【一七】襄陽に還ること、前年に見ゆ。
 【一八】東方諸道。宣武・忠武・義成・天平・泰寧・平盧・感化なり。

求めんことを許す。時に昭義・感化・義武等の軍、皆淮南に至る。駢、其功を分たんことを恐れ、乃ち奏す、『賊、日ならずして當に平ぐべし。諸道の兵を煩はさず。請ふ悉く遣り歸さん』と。朝廷、之を許す。賊、諸道の兵已に北して淮を度るを調ひ知り、乃ち絶を駢に告げ、且つ戦はんと請ふ、駢怒り、璘をして之を撃たしむ。兵敗れ、璘死す。巢の勢復た振ふ。

乙亥、樞密使西門思恭を以て鳳翔監軍と爲す。丙子、宣徽使李順融を以て樞密使と爲す。皆、白麻を降し、閣門に於て案を出すこと、將相と同じ。

西川節度使陳敬瑄、素微賤なり。報、蜀に至る。蜀人皆驚き、誰たるを知るもの莫し。青城の妖人有り、其聲教に乗じ、其黨を帥ひ、詐りて陳僕射と稱す。馬歩使瞿大夫、其の妄なるを覺り、之を執へ、沃ぐに狗血を以てす。即ち引服す。悉く之を誅す。六月庚寅、敬瑄、成都に至る。黄巢の別將、睦州・婺州を陷る。

盧攜、風を病み、調告を行ふ能はず。己亥、始めて入りて對す。救して、拜する勿らしめ、二黄門を遣はして之を掖けしむ。攜、内は田令孜を挾み、外は高駢に倚り、上の寵遇甚だ厚し。是に由りて、専ら朝政を制し、高下、心に在り。既に病み、精神、完からず、事の可否、親吏楊溫・李修に決し、貨賂公行す。豆盧瑑、他の材無く、専ら攜に附會す。崔沆、時に啓陳する有れども、常に沮む所と爲る。

庚子、李琢奏す、『沙陀二千來り降る』と。琢、時に兵萬人を將ひて代州に屯し、盧龍節度使李可舉・吐谷渾都督赫連鐸と、共に沙陀を討つ。李克用、大將高文集を遣はし、朔州を守らしめ、自ら其衆を將ひ、可舉を雄武軍に拒ぐ。鐸、人を遣はして文集に説きて國に歸せしむ。文集、克用の將傅文達を執へ、沙陀の酋長李友金・薩葛の都督米海萬・安慶の都督史敬存と、皆、琢に降り、門を開きて官軍を迎ふ。友金は克用の族父なり。

庚戌、黄巢、宣州を攻め、之を陷る。劉漢宏、南して申光を掠む。

趙宗政が南詔に還るや、西川節度使崔安潛・表し、雲南一郡の地なり。今、使を遣はして與に和せば、と爲し、且つ曰はく、『南詔は小蠻にして、本、雲南一郡の地なり。今、使を遣はして與に和せば、彼、中國を謂つて怯と爲さん。復た主に尙せんことを求めば、何を以て之を拒がん』と。上、宰相に命じて之を議せしむ。盧攜・豆盧瑑・上言す、『大中の末、府庫充實す。咸通より以來、蠻兩び安南。

- 〔一〕 唐の制、凡そ將相を拜するには、先だつこと一日、中書、案を納れ、運明、麻を降し、閣門に於て案を出す。凡そ將相は、翰林學士、制を草す、之を白麻と謂ふ。唐の末、宦官恣横にして、監軍と樞密使との恩數、將相と埒しきを言ふ。
- 〔二〕 青城縣は漢の江原縣の地なり。唐、蜀州に屬す。縣は州の北五十里に在り。今の四川省西川道灌縣の西四十里。
- 〔三〕 馬歩使。馬歩軍を掌る。蓋し唐末の節度牙前職なり。
- 〔四〕 睦州と婺州と相去ること一百八十里。
- 〔五〕 調告。假を請ひ、私第に居りて疾を養ふをいふ。

- 〔一〕 崔沆の議は上の五年に見ゆ。
- 〔二〕 劉蜀、建寧・永昌を分ちて雲南郡を置く。
- 〔三〕 咸通元年、蠻、安南を陷れ、二年、邕州を陷れ、四年、又、安南を陷れ、進みて邕管に逼り、明年、又、邕州を圍む。十四年、黔中に寇す。咸通二年、蕪州に寇し、四年、西川に寇し、六年、蕪州を陷れ、十五年、西川に寇し、明年、成都に逼り、乾符元年、西川に寇す。事竝に前紀に見ゆ。

邕管を陷れ、一たび黔中に入り、四たび西川を犯す。兵を徴し糧を運び、天下疲弊し、十五年を踰え、租賦大半、京師に入らず、〔三七〕三使内庫、茲に由りて空竭す。戰士、瘡痍に死し、百姓困しみて盜賊と爲り、中原の榛杞を致せるは、皆、蠻の故なり。前歲冬、蠻、寇を爲さざりしは、趙宗政が未だ歸らざりしに由る。去歲冬、蠻、寇を爲さざりしは、徐雲虔・復命し・蠻尙は覬望有りしに由る。今、安南の子城、叛卒の據る所と爲り、〔二八〕節度使、之を攻むれども未だ下らず。〔二九〕自餘の戍卒、多く已に自ら歸り、邕管の客軍、又其半を減す。冬期且に至らんとす。儻し蠻寇侵軼せば、何を以て枝梧せん。若かじ、且く使臣を遣はして報復せんには。縦ひ未だ其の臣と稱し貢を奉ずるを得ずとも、且く之をして怨を懐くこと益、深く、堅く決して邊を犯さしめずんば則ち可なり」と。乃ち詔を作りて陳敬瑄に賜ひ、其の和親して・臣と稱せざるを許し、敬瑄をして詔白を録し、并せて書に移して之に與へしめ、仍ほ金帛を増賜す。嗣曹王龜年を以て宗正少卿と爲して使に充て、徐雲虔を以て副使と爲し、別に〔三〇〕内使を遣はし、共に齎して南詔に詣らしむ。

秋七月、黄巢、〔三一〕采石より江を度り、〔三二〕天長・〔三三〕六合を圍む。兵勢甚だ盛なり。淮南の將畢師鐸、

〔二七〕 度支・戸部・鹽鐵を三使と謂ふ。

〔二八〕 節度使とは會衰を謂ふ。

〔二九〕 事、上の三月に見ゆ。

〔三〇〕 内使は即ち中使なり。

〔三一〕 采石成は宣州當塗縣(今、安徽省蕪湖道)の西北に在り。

〔三二〕 江を度れば即ち和州の界なり。

〔三三〕 天長縣は揚州の西一百一十里に在り。今安徽省淮泗道。

〔三四〕 六合縣は眞州の西北七十里に在り。今、江蘇省金陵道。

高駘に言つて曰はく、『朝廷、公に倚りて安危を爲す。今、賊の數十萬の衆、〔三五〕勝に乗じて長驅し、無人の境を渉るが若し。險要の地に據り以て之を撃たず、長淮を踰えしめば、復た制す可からず、必ず中原の大患を爲さん』と。駘、諸道の兵已に散じ、張璘復た死せるを以て、自ら・力制する能はざるを度り、畏怯して・敢て兵を出さず、但だ諸將に命じ、嚴備して自ら保たしむるのみ。且つ上表して急を告げて稱す、『賊六十餘萬、天長に屯し、臣の城を去ること五十里も無し』と。是より先、盧攜、『駘は文武の長才有り。若し、悉く委ぬるに兵柄を以てせば、黄巢は平ぐるに足らじ』と謂ふ。朝野、『駘は恃むに足らず』と謂ふ者有り。雖も、然も猶ほ庶幾して之を望む。駘の表至るに及び、上下、望を失ひ、人情大に駭く。詔書して、駘が諸道の兵を散遣し、賊備無きに乗じて江を度るを致せるを責む。駘・上表して言ふ、『臣、奏聞して遣り歸し、亦、自ら専らにせしに非ず。今、臣、力を竭し、一方を保衛す。必ず能く濟辦せん。但だ恐る、賊、迺遷として淮を過ぎんことを。宜しく急に〔三六〕東道の將士に救し、善く禦備を爲さしむべし』と。遂に風痺と稱し、復た出で戦はず。

〔三五〕 張璘を殺せるの勝勢に乗ずるを謂ふなり。

〔三六〕 東道。關東の諸道を謂ふ。

辛酉、淄州の刺史曹全政を以て天平節度使と爲し、東面副都統を兼ねしむ。

劉漢宏、降らんと請ふ。戊辰、以て宿州の刺史と爲す。

李克用、雄武軍より兵を引きて還り、高文集を朔州に撃つ。李可舉、行軍司馬韓玄紹を遣はし、之を藥兒嶺に邀へ、大に之を破り、七千餘人を殺す。李盡忠・程懷信、皆死す。又、之を雄武軍の境に敗り、萬人を殺す。李琢・赫連鐸、進みて蔚州を攻む。李國昌、戰敗れ、部衆皆潰ゆ。獨り克用及び宗族と與に、北して達靺に入る。詔して、鐸を以て雲州の刺史・大同軍防禦使と爲し、吐

谷渾の白義成を蔚州の刺史と爲し、薩葛の米海萬を朔州の刺史と爲し、李可舉に兼侍中を加ふ。達靺は本靺鞨の別部なり、陰山に居る。後數月、赫連鐸、陰に達靺に賂ひ、李國昌父子を取らしむ。李克用、之を知る。時に其豪帥と與に遊獵し、馬鞭・木葉を置き、或は針を懸けて之を射るに、中らざる無し。豪帥・心服す。又、置酒して與に飲む。酒酣にして、克用言つて曰はく、「吾、罪を天子に得、忠を效さんことを願へども得ず。今聞く、黃巢北に來ると。必ず中原の患を爲さん。一旦、天子、若し吾が罪を赦さば、公が輩と與に南に向つて共に大功を立てるを得ん。亦快ならずや。人生幾何ぞ。誰か能く沙磧に老死せんや」と。達靺、留まる意無きを知り、乃ち止む。

【三六】 藥兒嶺は雄武軍の西に在り。
【三七】 盡忠・懷信は、克用と同じく兵を蔚州に起しし者なり。
【三〇】 達靺。本、東北方の夷、蓋し靺鞨の部なり。
【三一】 白義成。一に白義誠に作る。
【三二】 胡三省曰はく、赫連鐸、蓋し達靺の豪帥を説誘するに、李克用父子才勇あり、久しく達靺に留まらば、必ず將に其部落を并せんとするを以てし、故に之を殺さしめんとす。而して克用、其豪帥と、之と

八月甲午、前の西川節度使崔安潛を以て太子賓客分司と爲す。

九月、東都・奏す、「汝州の募る所の軍李光庭等五百人、代州より還り、東都を過ぎ、安喜門を燒き、市肆を焚掠し、長夏門に由りて去る」と。

黃巢の衆、十五萬と號す。曹全最、其衆六千を以て之と戦ひ、頗る殺獲有り。衆寡の敵せざるを以て、退きて泗上に屯し、以て諸軍の至るを俟ち、力を併せて之を撃たんとす。而るに高駢、竟に之を救はず。賊遂に全最を撃ち、之を破る。

徐州、兵三千を遣はし、潁水に赴かしむ。許昌を過ぐ。徐卒、素より凶悖に名あり。節度使薛能、自ら謂へらく、「前に彭城に鎮し、徐人に恩信有り。之を毬場に館す。暮に及び、徐卒大に諷ぐ。能、子城樓に登りて之に問ふ。對ふるに供備疎闕なるを以てす。慰勞すること之を久しくして方めて定まる。許人大に懼る。時に忠武も亦大將周岌を遣はし、潁水に詣らしむ。行くこと未だ遠からず、之を聞き、夜、兵を引きて還る。明くる比ほひ、城に入り、徐卒を襲ひ撃ち、盡く之を殺し、且つ能が徐卒に厚きを怨むや、遂に之を逐ふ。能將に襄陽に奔らんとす。亂兵追うて之を殺し、其家を并す。岌自ら留後と稱す。汝鄭把截制置使齊克讓、岌の襲ふ所と爲らんことを恐れ、兵を引きて

與に南に向つて勤王せんと欲するを言ふ。達靺の豪帥、其志大に決し、肯て久しく陰山に居りて其部を并せんと圖らざるを知る。彼既に我を圖るの心無くば、我何を苦しみて之を殺さんやと。是に於て遂に止みしなるべしと。
【四一】 盧攜、之を惡めばなり。
【四二】 洛城の東北の門を燒き、東南の門より去る。
【四三】 泗上は即ち泗州なり。
【四四】 乾符の初め、能、徐州に鎮す。今、許に鎮す。
【四五】 齊克讓は、本、秦寧節度使、兵を引きて鎮に還る。

兗州に還る。諸道の・激水に屯する者、皆散す。黄巢遂に衆を悉して淮を度り、〔四三〕過ぐる所、虜掠せず、惟だ丁壯を取りて以て兵を益す。

是より先、振武節度使吳師泰を徴して左金吾大將軍と爲し、諸葛爽を以て之に代らしむ。師泰、朝廷の多故なるを見、軍民をして上表して己を留めしむ。冬十月、復た師泰を以て振武節度使と爲し、爽を以て夏綏節度使と爲す。

黄巢、申州を陥れ、遂に潁・宋・徐・兗の境に入る。至る所吏民逃れ潰ゆ。

羣盜、濃州を陥れ、刺史李詢・判官皇甫鎮を殺す。鎮、進士に擧げられ、〔四四〕二十三上し、第に中らず。詢、之を辟す。賊至り城陥るや、鎮走り、人に問うて曰はく、『使君は免れしか』と。曰はく、『賊、之を執へたり』と。鎮曰はく、『吾、知を受くること此の如し。去りて將に何に之かんとする』と。〔四五〕遂に還りて賊に詣り、竟に與に同じく死す。

〔四六〕 志、長安を攻むるに在り。
〔四七〕 禮部に上ること二十三たびにして、而も第に中らず、場屋に老いたりと謂ふ可し。
〔四八〕 胡三省曰はく、士は己を知る者の爲めに死す。皇甫鎮有り。科擧の設、烏んぞ以て天下の士を盡すに足らんやと。

卷の第二百五十四

唐紀七十

僖宗惠聖恭定孝皇帝中の上

〔一〕 廣明元年、十一月、河中都虞候王重榮、亂を作し、坊市を剽掠して俱に空し。

〔二〕 宿州の刺史劉漢宏、朝廷の賞の薄きを怨む。甲寅、漢宏を以て浙東觀察使と爲す。

河東節度使鄭從讜に詔して、本道の兵を以て諸葛爽及び代州の刺史朱玫に授けしめ、南して黄巢を討たしむ。乙卯、代北都統李琢を以て河陽節度使と爲す。

〔一〕 廣明元年。西紀八八〇年なり。
〔二〕 漢宏降ること、前卷七月に見ゆ。盜を賞して、而して盜、其賞の薄きを怨む。

〔三〕 代北已に定まり、李琢、内に徙る、亦、以て黄巢に備ふるなり。
〔四〕 黄巢初め、天平の節を求めむ。豆盧瑑、是を以て其欲に中てんと欲す。

初め黄巢將に淮を度らんとするや、豆盧瑑請ふ、『天平の節鉞を以て巢に授け、其の鎮に到るを俟ちて之を討たん』と。盧攜曰はく、『盜賊は厭く無し。之に節を與ふと雖も、其剽掠を止むる能はざらん。若かじ、急に諸道の兵を發して泗州を扼せし

め、汴州節度使を都統と爲さんには。賊既に前みて、關に入る能はずんば、必ず還りて淮浙を掠め、生を海渚に偷まんのみ」と。之に従ふ。既にして淮北相繼ぎて急を告ぐ、搆、疾と稱して、出でず。京師大に恐る。庚申、東都奏す、「黃巢、汝州の境に入る」と。

辛酉、王重榮を以て河中留後を權知せしめ、河中節度使同平章事李都を以て太子少傅と爲す。

汝鄭把截制置都指揮使齊克讓奏す、「黃巢自ら天補大將軍と稱し、轉た諸軍に牒して云ふ、「各宜しく壘を守るべし。吾が鋒を犯す勿れ。吾將に東都に入らんとす。即し京邑に至らば、自ら罪を問はんと欲す。衆人に預る無し」と。」上、宰相を召して之を議せしむ。豆盧瑑・崔沆、關内の

諸鎮及び兩神策軍を發して潼關を守らんと請ふ。壬戌、日南至す。上、延英を開き、宰相に對して泣下る。觀軍容使田令孜奏す、「請ふ左右神策軍の弓弩手を選び、潼關を守らしめ、臣自ら都指揮制置把截使と爲らん」と。上曰はく、「侍衛の將士、征戰に習はず。恐らくは未だ用ふるに足らざらん」と。令孜曰はく、「昔、安祿山、逆を構ふるや、玄宗、蜀に幸して以て之を避けたりと。崔沆

曰はく、「祿山の衆は纔に五萬、之を黃巢に比すれば、言ふに足らず」と。豆盧瑑曰はく、「哥舒翰、十五萬の衆を以て、潼關を守る能はざりき。今、黃巢の衆六十萬、而して潼關、又、哥舒の兵無し。

若し令孜、社稷の計を爲さば、三川の帥臣は、皆、令孜の腹心なり。玄宗に比すれば、則ち備有り」と。上、憚ばず。令孜に謂つて曰はく、「卿且く朕が爲めに兵を發して潼關を守れ」と。是日、上、

左神策軍に幸し、親ら將士を閱す。令孜、左軍馬軍將軍張承範・右軍歩軍將軍王師會・左軍兵馬使趙珂を薦む。上、三人を召見し、承範を以て兵馬先鋒使・兼把截潼關制置使と爲し、師會を制置關塞糧料使と爲し、珂を

句當寨柵使と爲し、令孜を左右神策軍内外八鎮及び諸道兵馬都指揮制置招討等使と爲し、飛龍使楊復恭を副使と爲す。癸亥、齊克讓奏す、「黃巢、已に東都の境に入る。臣、軍を收め、退きて潼關を保ち、關外に於て寨

を置く。將士屢、戰鬪を経、久しく資儲に乏しく、州縣殘破し、人煙殆ど絶え、東西南北、王人を見ず、凍餒交、逼り、兵械、剽弊し、各、郷閭を思ふ。恐らくは一旦潰え去らん。乞ふ早く資糧及び援軍を遣はさんこと

を」と。上、命じて、兩神策の弩手を選ばしめ、二千八百人を得、張承範等をして、將ゐて以て之に赴かしむ。丁卯、黃巢、東都を陷る。留守劉允章、百官を帥ゐて迎へ

謁す。巢、城に入り勞問する而已。閻里晏然たり。允章は、酒の曾孫なり。田令孜、奏し、坊市の人數千を募り、以て兩軍を補ふ。

【五】王重榮、亂を作せども、制する能はず、故に李都を召し、河中を以て之に授く。

【六】自ら、罪を朝廷に問はんと欲す。衆人に於ては預る無し。

【七】胡三省曰はく、大盜將に至らんとするに、以て之を禦ぐ無し。君臣相對して泣を澀ぐ。果して何の益あらんやと。

【八】事、玄宗、肅宗紀に見ゆ。

【九】陳敬瑄、楊師立、牛勗を謂ふ。

【一〇】胡三省曰はく、僖宗、童昏なりと雖も、此時此意、豈に、枕を京邑に高くするの樂たると、草莽に越在するの憂ふ可きたるとを知らざらんや。禍至りて而る後之を憂ふるは、則ち及ぶ無きなり。古の明主は、安きに居りて危きを思ふ。能く常に其安有る所以なりと。

【一一】列は鈍る也。

【一二】劉迺は二百三十卷德宗興元元年に見ゆ。

辛未、陝州・奏す、『東都已に陥る』と。壬申、田令孜を以て汝洛晉絳同華都統と爲し、(三)左右軍を將ゐて東討せしむ。是日、賊、(四)虢州を陥る。

(五)神策の將羅元果を以て河陽節度使と爲す。

(六)周岌を以て忠武節度使と爲す。初め薛能、牙將上蔡の秦宗權を遣はし、

(七)調發して蔡州に至る。許州亂ると聞き、託して『難に赴く』と云ひ、蔡

の兵を選舉し、遂に刺史を逐ひ、其城に據る。周岌が節度使と爲るに及び、

即ち宗權を以て蔡州の刺史と爲す。

乙亥、張承範等、神策の弩手を將ゐ、京師を發す。神策の軍士は、皆

長安の富家の子にして、宦官に賂ひ、名を軍籍に竄れ、厚く(八)粟賜を

得、但だ華衣にして(九)馬を怒らせ、勢に憑り氣を使ふのみ、未だ嘗て戰

陳を更ず。當に出で征すべきを聞き、父子聚まり泣き、多く金帛を以て、

(一〇)病坊の貧人を雇ひ、代り行かしむ。往往、兵を操る能はず。是日、上、

章信門樓に御し、臨みて之を遣る。承範進みて言はく、『聞く、黃巢、數十

萬の衆を擁し、鼓行して西すと。齊克讓、飢卒萬人を以て關外に依託し、復た臣を遣はし、二千餘

人を以て關上に屯せしむ。又、未だ饋餉の計を爲すを聞かず。此を以て賊を拒ぐは、臣竊に寒心す。

(三) 左右軍。左右神策軍なり。

(四) 虢州より東北のかた陝州に至るまで八十五里。

(五) 羅元果も亦田令孜の腹心なり。

(六) 周岌既に薛能を殺す、遂に忠武の節を以て之に授く。

(七) 元和の末より彰義軍を廢し、蔡州を以て忠武軍に屬す、故に得て之を調發す。

(八) 粟賜。粟給賜與なり。

(九) 馬を怒らすとは、之を鞭ちて以て怒を發して疾く馳するなり。

(一〇) 唐、病坊を京城に置き、以て病人を養ふ。

(三) 華山は河に臨む。黃巢の軍勢盛にして、河山を撼振す。

(三) 淮木は叢生の木、壽藤は萬歲藤なり。

(四) 輜囊。輜重・囊橐を謂ふなり。輜重は軍に隨ふの物、囊橐は私裝なり。

願はくは陛下、諸道の精兵を趣し、早く繼援を爲さんことを」と。上曰はく、『卿が輩第だ行け。兵尋ぎて至らん』と。丁丑、承範等、華州に至る。會、刺史裴虔餘、宣歙觀察使に徙り、軍民皆逃れて華山に入り、城中索然たり。州庫唯だ塵埃鼠迹のみ。頼に倉中猶ほ米千餘斛有り。軍士、三日の糧を裏みて行く。十二月庚辰朔、承範等、潼關に至り、(一)菁中を搜り、村民百許を得、石を運び水を汲み、守禦の備を爲さしむ。齊克讓の軍と、皆糧を絶つ。士卒、鬪志有るもの莫し。是日、黃巢の前鋒軍、關下に抵り、白旗、野に滿ち、其際を見ず。克讓與に戰ふ。賊小しく却く。俄にして巢至る。軍を擧げて大呼し、聲、(二)河華を振ふ。克讓・力戰し、午より酉に至り、始めて解く。士卒飢うることを甚だしく、遂に誼諫して營を燒きて潰ゆ。克讓走りて關に入る。關左に谷有り。平日、人の往來するを禁じ、以て征稅を榷す。之を禁院と謂ふ。賊至ること倉猝にして、官軍、之を守るを忘る。潰兵、谷よりして入る。谷中の(三)灌木壽藤、茂密すること織るが如きに、一夕にして踐みて坦塗と爲る。承範盡く(四)其輜囊を散じ、以て士卒に給し、使を遣はして上表して急を告げて稱す、『臣、京を離れて六日、甲卒未だ一人を増さず、餽餉未だ影響を聞かず。關に到るの日、巨寇已に來る。二千餘人を以て、六十萬の衆を拒ぎ、外軍飢る潰え、禁院を蹋開せり。臣が守を失ふは、鼎鑊、心に甘んず。朝廷の謀臣、愧顔何に

か寄らん。或は聞く、陛下、已に西巡を議すと。苟くも變興一たび動かば、則ち上下・土崩せん。臣敢て猶ほ生くるの軀を以て、死を冒すの語を奮ふ。願はくは近密及び宰臣と熟議せよ。(未ダ輕シク) 急に兵を徵し、以て關防を救はば、則ち高祖・太宗の業、庶幾はくは猶ほ扶持す可く、黃巢をして安祿山の亡を繼がしめ、微臣をして哥舒翰の死に勝らしめん」と。辛巳、賊、急に潼關を攻む。承範、力を悉して之を拒ぎ、寅より申に及ぶ。關上、矢盡き、石を投じて以て之を撃つ。關外に天塹有り。賊、民千餘人を驅り、其中に入り、土を掘りて之を填めしむ。須臾にして即ち平かなり。兵を引きて度り、夜、火を縱ち、關樓を焚きて俱に盡く、承範、兵八百人を分ち、王師會をして禁院を守らしむ。至る比ほひ、賊已に入る。壬午旦、賊、潼關を夾み攻む。關上の兵皆潰ゆ。師會、自殺す。承範、服を變じ、餘衆を帥りて脱走す。野狐泉に至り、奉天の援兵二千繼ぎて至るに遇ふ。承範曰はく、「汝來ること晩し」と。博野・鳳翔の軍、還りて渭橋に至り、募る所の新軍の衣裘温鮮なるを見、怒りて曰はく、「此輩、何の功ありてか然る。我が曹反つて凍餒す」と。遂に之を掠め、更に賊の郷導を爲し、以て長安に趣く。賊が潼關を攻むるや、朝廷、前の京兆の尹蕭廩を以て東道轉運糧料使と爲す。廩、疾と稱し、休官を請ふ。

- 【一】 蜀に幸するを議するを謂ふ。
- 【二】 近密。兩中尉・兩樞密を謂ふ。
- 【三】 博野軍は即ち穆宗長慶二年、李寰が帥りて以て京師に歸するの兵なり。二百四十二卷に見ゆ。
- 【四】 新軍。即ち田令孜が坊市の人を募りて以て兩軍を補ふ所の者なり。
- 【五】 賀州。漢の蒼梧郡の臨賀縣、唐、賀州を置く。京師の東南四千一百三十里。今の廣西省桂林道賀縣。

賀州の司戸に貶す。黃巢、華州に入り、其將喬鈴を留めて之を守らしむ。河中留後王重榮、降を賊に請ふ。癸未、制して、巢を以て天平節度使と爲す。甲申、翰林學士承旨尚書左丞王徽を以て戸部侍郎と爲し、翰林學士戸部侍郎裴澈を工部侍郎と爲し、竝に同平章事とし、盧攜を以て太子賓客分司と爲す。田令孜、黃巢已に關に入ると聞き、天子の己を責めんことを恐れ、乃ち罪を攜に歸して之を貶し、徽・澈を薦めて相と爲す。是夕、攜、藥を飲みて死す。澈は休の從子なり。百官、朝を退き、亂兵が城に入るを聞き、路を布ちて竄匿す。令孜、神策の兵五百を帥り、帝を奉じて金光門より出づ。惟だ福・穆・澤・壽の四王及び妃嬪數人、行に從ふ。百官、皆、之を知るもの莫し。上、奔馳し、晝夜、息はず。從官、多く及ぶ能はず。車駕既に去り、軍士及び坊市の民、競うて府庫に入り、金帛を盜む。晡時、黃巢の前鋒將柴存、長安に入る。金吾大將軍張直方、文武數十人を帥り、巢を竊上に迎ふ。巢、金裝の肩輿に乗り、其徒、皆、髮を被り、約するに紅繒を以てし、錦繡を衣、兵を執りて以て從ふ。甲騎、流るるが如く、輜重、塗に塞がり、千里絡驛として絶えず。民、道を夾みて聚まり觀る。尙讓、之を歴論して曰はく、「黃王が兵を起せるは、本百姓の爲めなり。李氏が汝が曹を愛せざるが如きに非ず。汝が曹、但だ安居して恐るる無かれ」と。巢、田令孜の第に館す。其徒、盜を爲すこと久しく、富に勝へず、貧者を見れば、往往に之に施與す。居る

- 【一】 裴休。二百四十九卷宣宗の太中六年に見ゆ。
- 【二】 路を布つ。路を分つ也。
- 【三】 長安城の西面の三門、北來第一門を開遠門と曰ひ、第二門を金光門と曰ひ、第三門を延平門と曰ふ。

こと數日、各出でて大に掠め、市肆を焚き、人を殺して街に滿つ。巢、禁する能はず。尤も官吏を憎み、得る者は皆之を殺す。

上、駱谷に趣く。鳳翔節度使鄭畋、上に道次に謁し、車駕、鳳翔に留まらんことを請ふ。上曰はく、『朕、巨寇に密邇するを欲せず、且く興元に幸し、兵を徵して以て收復を圖らん。卿、東は賊鋒を扞ぎ、西は諸蕃を撫し、鄰道を糾合し、勉めて大勳を建てよ』と。畋曰はく、『道路梗澁し、奏報、通じ難し。請ふ便宜をもて事に従ふを得ん』と。之を許す。戊子、上、壻水に至る。牛勗・楊師立・陳敬瑄に詔し、諭すに『京城、守られず、且く興元に幸す。若し賊勢猶ほ盛ならば、將に成都に幸せんとす。宜しく豫め備擬を爲すべし』といふを以てす。庚寅、黃巢、唐の宗室の・長安に在る者を殺し、遺類無し。辛卯、巢始めて宮に入る。壬辰、巢、皇帝の位に含元殿に即き、卓繪を畫きて袞衣と爲し、戰鼓數百を撃ち、以て金石の樂に代へ、丹鳳樓に登り、赦書を下し、國を大齊と號し、金統と改元し、謂へらく、『唐の號は、唐の下體を去り、而して黃家を著け、日月以て己の符瑞と爲すと。唐の官の三品以上は悉く任を停め、四品以下は、位、故の如し。妻曹氏を以て皇后と爲す。尙讜を以て太尉・兼中書令と爲し、趙璋を兼侍中とし、崔瑒・楊希古を並

【三】壻水。洋州興道縣（今の陝西者漢中道洋縣）に壻水鎮有り。

【四】唐の字、下を去りて黃の字を著くれば、廣の字と爲る。日月を合はすれば明の字と爲る。

【五】黃巢自ら其軍を以て左右と爲すのみ。

【六】崔瑒は郾の兄なり。德宗の朝、右補闕と爲り、嘗て裴延齡を論じ、直聲あり。子は恐ろしくは當に孫に作るべから

に同平章事とし、孟楷・蓋洪を左右僕射と爲し、左右軍事に知らしめ、

費傳古を樞密使と爲し、太常博士皮日休を以て翰林學士と爲す。瑒は、

郾の子なり。時に浙東觀察使を罷め、長安に在り。巢、得て之を相とす。

諸葛爽、代北行營の兵を以て櫟陽に屯す。黃巢の將、礪山の朱溫、東渭橋に屯す。巢、溫をして之を誘説せしむ。爽遂に巢に降る。溫少きとき孤

貧なり。兄昱・存と與に、母王氏に隨ひ、蕭縣の劉崇の家に依る。崇數、之を笞辱す。崇の母獨り之を憐み、家人を戒めて曰はく、『朱三は常人

に非ざるなり。汝が曹、善く之を遇せよ』と。巢、諸葛爽を以て河陽節度使と爲す。爽、鎮に赴く。羅元杲、兵を發して之を拒ぐ。士卒皆甲を棄て爽を迎ふ。元杲逃れて行

に奔る。鄭畋、鳳翔に還り、將佐を召し、賊を拒がんと議す。皆曰はく、『賊勢方に熾なり。宜しく且く

從容として、以て兵の集まるを俟ち、乃ち收復を圖るべし』と。畋曰はく、『諸君、畋に勸めて賊に臣たらしむるか』と。因つて悶絶して地に仆れ、登、其面を傷く。午より明旦に至り、尙ほ未だ言ふ能はず。會、巢の使者、赦書を以て至る。監軍袁敬柔、將佐と與に、序立して宣示し、畋に代りて表を草し名を署し、以て巢に謝す。監軍、巢の使者と宴す。樂・奏す。將佐以下皆哭す。使者、之を怪

【七】礪山縣は、宋州に屬す。今の江蘇省徐海道礪山縣の東。

朱溫の事、此に始まる。

【八】朱溫は第三。

【九】從容。徐徐にして迫らざるの貌。

【十】登は壁なり。鄭畋、將佐が勤王に怠るを以て、忠憤の氣、一時鬱勃として、悶絶して他に僣仆するに至る、故に登、其面を傷つくるなり。

しむ。幕客孫儲曰はく、「相公が風痺にて來る能はざるを以て、故に悲むのみ」と。民間の聞く者、泣かざるは無し。敗、之を聞きて曰はく、「吾固に人心の尙ほ未だ唐を厭はざるを知る。賊、首を授けんこと日無からん」と。乃ち指血を刺して表を爲り、所親を遣はし、間道より行在に詣らしむ。將佐を召し、諭すに逆順を以てす。皆、命を聽く。復た血を刺して與に盟ふ。然る後、城塹を完くし、器械を繕ひ、士卒に訓へ、密に鄰道に約し、兵を合はせて賊を討たんとす。鄰道皆許諾し、兵を發して鳳翔に會す。時に 禁兵、關中に分鎮する者、尙ほ數萬あり。天子・蜀に幸するを聞き、歸する所無し。敗、人をして之を招かしむ。皆、往きて敗に従ふ。敗、財を分ちて以て其心を結ぶ。軍勢大に振ふ。

丁酉、車駕、興元に至り、諸道に詔し、各 全軍を出し、京師を收復せしむ。

己亥、黃巢、令を下す、「百官、趙璋の第に詣り、名銜を投ずる者は、其官を復せん」と。豆盧瑑・崔沆及び左僕射于琮、右僕射劉鄴、太子少師裴諗、御史中丞趙濂、刑部侍郎李溥、京兆の尹李湯、扈從するに及ばず、民間に匿る。巢、搜獲して皆之を殺す。廣徳公主曰はく、「我は唐室の女なり。誓つて于僕射と俱に死せん」と。賊刃を執りて置かず。賊并せて之を殺す。盧攜の尸を發き、之を市に懸す。將作監鄭恭、庫部郎中鄭係、義、賊に臣たりず、家を擧げて自殺す。左金吾大將軍張直方、

〔四一〕 禁兵、關中を分鎮するは、即ち神策八鎮の兵なり。
 〔四二〕 統ふる所の軍を悉して皆行く、之を全軍と謂ふ。
 〔四三〕 名銜、官位姓名なり。

巢に臣たりと雖も、多く亡命を納れ、公卿を 複壁に匿す。巢、之を殺す。

初め桐密使楊復恭、處士河間の張濬を薦め、太常博士に拜す。度支員外郎に遷る。黃巢、潼關に逼るや、濬、亂を商山に避く。上、興元に幸し、道中、供頓無し。漢陰の令李康、驛を以て糗糧數百駄を負はせて之を獻す。從行の軍士、始めて食を得たり。上、康に問ふ、「卿は縣令たり。何ぞ能く是の如くなる」と。對へて曰はく、「臣は此に及ばず。乃ち張濬員外、臣に教ふ」と。上、濬を召して行在に詣らしめ、兵部郎中に拜す。

義武節度使王處存、長安守を失ふと聞き、號哭すること累日、詔命を俟たず、軍を擧げて入り援け、二千人を遣はし、間道より興元に詣り、車駕を衛る。

黃巢、使を遣はし、河中を調發すること、前後數百人、吏民、其苦に勝へず。王重榮、衆に謂つて曰はく、「始め吾、節を屈し、以て軍府の患を紓くす。今、財を調すること已まず。又、將に兵を徵せんとす。吾亡ぶること日無からん。如かし

兵を發して之を拒がんには」と。衆皆以て然りと爲す。乃ち悉く巢の使者を驅りて之を殺す。巢、其將朱溫を遣はし、同州よりし、弟黃勣は華州よりし、兵を合はせて河中を撃たしむ。重榮與に戦ひ、大に之を破り、糧仗四十餘船を獲たり。使を遣はして王處存と盟を結び、兵を引き渭北に營す。

〔四四〕 複壁、壁の二重なるもの。
 〔四五〕 漢陰、漢中安陽縣の地。
 〔四六〕 唐、金州に屬す。州の西北一百六十五里に在り。今、陝西省漢中道に屬す。
 〔四七〕 唐の諸司郎中は從五品上、員外郎は從六品上。
 〔四八〕 節を屈す。賊に臣たるをいふ。

陳敬瑄、車駕出で幸すと聞き、歩騎三千を遣はして奉迎し、表して・成都に幸せんことを請ふ。時に從兵浸く多く、興元の儲備、豊ならず。田令孜も亦上に勸む。上、之に従ふ。

中和元年、春正月、車駕、興元を發す。牛勗に同平章事を加ふ。陳敬瑄以へらく、扈從の人、驕縱にして制し難しと。内園の小兒有り、先づ成都に至り、行宮に遊び、笑つて曰はく、「人言ふ、「西川は是れ蠻なり」と。今日、之を観るに、亦、悪しからず」と。敬瑄執へて之を杖殺す。是に由りて衆皆肅然たり。敬瑄、鹿頭關に迎謁す。辛未、上、綿州に至る。東川節度使楊師立・謁見す。

壬申、工部侍郎判度支蕭遘を以て同平章事とす。鄭畋、前の朔方節度使唐弘夫・涇原節度使程宗楚に約し、同じく黃巢を討たんとす。巢、其將王暉を遣はし、詔を齎して畋を召す。畋、之を斬り、其子凝績を遣はして行在に詣らしむ。凝績追うて上に、漢州に及ぶ。丁丑、車駕、成都に至り、府舎に館す。上、中使を遣はして高駢を趣して黃巢を討たしむること、道路相望めども、駢、終に兵を出さず。

- 【一】 中和元年。是年七月、改元す。西紀八八一年。
- 【二】 内園の小兒。唐の時、坊廐及び内園に給役する者は、皆、之を小兒といふ。
- 【三】 東川は梓州に屬す。北のかた綿州に至るまで一百六十八里。
- 【四】 綿州より西南のかた漢州に至るまで一百九十里。
- 【五】 漢州より西南のかた成都に至るまで八十五里。
- 【六】 西川府舎に就きて行宮と爲す。

上、蜀に至り、猶ほ駢が功を立てんことを冀ひ、駢に詔し、巡内の刺史及び諸將の・功有る者、監察より常侍に至るまで、墨勅を以て除し訖りて奏聞するを聽す。

裴澈、賊中より、奔りて行在に詣る。時に百官、未だ集まらず、人の・制を草するものに乏し。右拾遺樂朋龜、田令孜に謁して之を拜す。是に由りて、擢でて翰林學士と爲す。張濬、先に亦令孜を拜す。令孜嘗て宰相及び朝貴を召して酒を飲む。濬、衆中に於て令孜を拜するを恥ぢ、乃ち先づ令孜に謁して酒を謝す。賓客畢く集まるに及び、令孜言つて曰はく、「令孜、張郎中と、清濁、流を異にするれども、嘗て 中外を蒙る。既に玷辱を慮らば、何ぞ改更を憚らん。今日、隱處に於て酒を謝するは、則ち又不可なり」と。濬、慙懼し、容るる所無し。

二月己卯朔、太子少師王鐸を以て司徒を守り、門下侍郎・同平章事を兼ねしむ。

丙申、鄭畋に同平章事を加ふ。

淮南節度使高駢に東面都統を加へ、河東節度使鄭從讜に兼侍中を加へ、前に依りて行營招討使たり。代北監軍陳景思、沙陀の酋長李友金及び薩葛・安慶・吐谷渾の諸部を帥る、入りて京師を援け、絳州に至り、將に河を濟らんとす。絳州の刺史翟勠も亦沙陀なり。景思に謂つて曰はく、「賊勢方に盛なり。未だ輕しく進む可からず。若かじ且く代北に還りて兵を募らんには」と。遂に景思と俱に雁門に還

【七】 中外。之と相表裏するをいふ。

る。

樞密使楊復光を以て京西南面行營都監と爲す。

黃巢、朱溫を以て東南面行營都虞候と爲し、兵を將ゐて鄧州を攻めしむ。三月辛亥、之を陥れ、

刺史趙戒を執へ、因つて鄧州に戍し、以て荆襄を扼す。

壬子、陳敬瑄に同平章事を加ふ。甲寅、敬瑄奏し、左黃頭軍使李鉉を

遣はし、兵を將ゐて黃巢を撃たしむ。

辛酉、鄭畋を以て京城四面諸軍行營都統と爲し、畋に詔を賜ひ、凡そ

蕃漢の將士、難に起き功有る者は、竝に墨勅を以て官に除するを聽す。畋

奏し、涇原節度使程宗楚を以て副都統と爲し、前の朔方節度使唐弘夫を行

軍司馬と爲す。黃巢、其將尙讓・王播を遣はし、衆五萬を帥ゐて鳳翔

に寇す。畋、弘夫をして兵を要害に伏せしめ、自ら兵數千を以て、多く旗

幟を張り、高岡に疎陳す。賊、畋が書生なるを以て之を輕んじ、鼓行して前み、復た行伍無し。伏

發し、賊、龍尾陂に大敗す。斬首二萬餘級、伏尸數千里。

尙書省の門に書し、詩を爲りて以て賊を嘲る者有り。尙讓怒り、應る在省の官及び門卒、悉く

目を扶りて之を倒懸し、大に城中の能く詩を爲る者を求めて、盡く之を殺し、字を識る者は賤役に給

し、凡そ二千餘人を殺す。

翟稹・李友金、代州に至りて兵を募り、旬を踰えて三萬人を得たり。皆、北方の雜胡なり。〔三〕嶧西

に屯す。獷悍暴横なり。稹と友金と、制する能はず。友金乃ち陳景思に説きて曰はく、『今、衆數萬

有り、雖も、苟くも威信の將以て之を統ぶる無くんば、終に成功無からん。吾が兄司徒父子、勇略、

人に過ぎ、衆の服する所と爲る。〔四〕驃騎誠し天子に奏し、其罪を赦し、召

して以て帥と爲さば、則ち代北の人、一麾して響應し、狂賊、平ぐるに足

らざらん』と。景思、以て然りと爲し、使を遣はし行在に詣りて之を言ふ。

詔して、請ふ所の如くす。友金、五百騎を以て、詔を齎し、達靱に

詣りて之を迎ふ。李克用、達靱の諸部萬人を帥ゐて之に赴く。

羣臣の・車駕に追從する者、稍く成都に集まり、南北司の朝する者、二

百人に近し。諸道及び四夷、貢獻すること絶えず。蜀中の府庫・充實し、

京師と異なる無く、賞賜、乏しからず。士卒、欣悦す。

黃巢、王徽を得、逼るに官を以てす。徽、陽り瘖して、從はず。月餘にして、逃れて河中に奔り、

人を遣はし、問道より絹表を奉じて行在に詣らしむ。詔して、徽を以て兵部尙書と爲す。

〔六〕前の夏綏節度使諸葛爽、復た河陽より、奉表して自ら歸す。即ち以て河陽節度使と爲す。

〔三〕嶧西、代州嶧縣の西なり。

〔四〕驃騎は、唐の制、武散階

の極品。唐、高力士より以來、

宦官、多く官、驃騎に至る。

故に以て景思を稱す。

〔五〕李克用が達靱に入るこ

と、前卷廣明元年に見ゆ。

〔六〕去年、黃巢、關に入り、

諸葛爽、之に降る。

〔七〕宥州の刺史拓跋思恭は、本、党項羌なり。夷夏の兵を糾合し、鄜延節度使李孝昌に鄜州に會し、同盟して賊を討たんとす。奉天鎮使齊克儉、使を遣はして鄭畋に詣らしめ、自ら效さんことを求む。甲子、畋、檄を天下の藩鎮に傳へ、兵を合はせて賊を討たんとす。時に天子、蜀に在り、詔令、通せず。天下謂へらく、朝廷、復た振ふ能はずと。畋の檄を得るに及び、争うて兵を發して之に應ず。賊懼れ、敢て復た京西を窺はず。

夏四月戊寅朔、王鐸に兼侍中を加ふ。

拓跋思恭を以て夏綏節度使を權知せしむ。

黃巢、其將王玫を以て邠寧節度使と爲す。邠州通塞鎮將朱玫、兵を起して之を誅し、別將李重古に讓りて節度使と爲し、自ら兵を將ゐて巢を討つ。是時、唐弘夫、渭北に屯し、王重榮、沙苑に屯し、王處存、渭橋に屯し、拓跋思恭、武功に屯し、鄭畋、藍屋に屯す。弘夫、龍尾の捷に乗じ、進みて長安に薄る。壬午、黃巢、衆を帥ゐて東に走る。程宗楚先づ〔二〕延秋門より入る。弘夫繼ぎて至る。處存、銳卒五千を帥ゐ、夜、城に入る。坊市の民喜び、争うて譟呼し、出でて官軍を迎へ、或は瓦礫を以て賊を撃ち、或は箭を拾うて以て官軍に供す。宗楚等、諸將が其功を分たんことを恐れ、鳳翔・鄜夏に報せず。軍士、兵を釋きて第舍に入り、金帛・妓妾を掠む。處

〔二〕開元十六年、六胡州の殘人を以て宥州を置く。乾元元年、經略軍に治す。後移りて長澤縣に治す。長澤は漢の朔方郡三封縣の地。

〔三〕延秋門。長安苑城に門有り西に出づ、之を延秋門と謂ふ。

存、軍士に令して白帟を繫けて號と爲さしむ。坊市の少年、或は其號を竊みて以て人を掠む。賊、霸上に露宿し、官軍整はず。且つ諸軍相繼がざるを訶ひ知り、兵を引ききて還りて之を襲ひ、諸門より分れ入り、大に長安中に戰ふ。宗楚、弘夫・死し、軍士・重負し、走る能はず。是を以て甚だ敗れ、死する者什に八九。處存、餘衆を收めて營に還る。丁亥、巢復た長安に入り、民が官軍を助けしを怒り、兵を縱ちて屠殺す。流血、川を成す。之を洗城と謂ふ。是に於て諸軍皆退く。賊勢愈熾なり。賊が署する所の同州の刺史王溥・華州の刺史喬謙・商州の刺史宗晟、巢が長安を棄てしを聞き、皆、衆を率ゐて鄧州に奔る。朱溫、溥・謙を斬り、巖を釋して・商州に還らしむ。

〔一〕帟は繒頭なり、以て髮を約す。之を頭帟と謂ふ。結髮の根を束ぬるきぬきれ。

〔二〕宿するに室廬無きを露宿と曰ふ。

〔三〕東塘。揚州城の東に在り。

唐寅、拓跋思恭・李孝昌、賊と王橋に戰ひ、利あらず。詔して、河中留後王重榮を以て節度使と爲す。賊衆、黃巢に尊號を上りて、承天應運啓聖睿文宣武皇帝と曰ふ。雙雉有り、廣陵の府舎に集まる。占者以爲はく、『野鳥來り集まるは、城邑將に空しからんとするの兆なり』と。高駢、之を惡み、乃ち檄を四方に移して云はく、『將に入りて黃巢を討たんとす』と。悉く巡内の兵八萬・舟二千艘を發し、旌旗甲兵甚だ盛なり。五月己未、出でて東塘に屯す。諸將

唐僖宗惠聖恭定孝皇帝中和元年

數行期を請ふ。駢、「風濤、阻を爲す」に託し、或は「時日、利あらず」と云ひ、竟に發せず。

李克用、河東に牒し、「詔を奉じ、兵五萬を將ゐて黃巢を討つ」と稱し、

頓遞を具へしむ。鄭從讜、城を閉ちて以て之を衛る。克用、汾東に屯す。

從讜・犒勞し、其資糧を給す。累日、發せず。克用自ら城下に至りて大呼

し、從讜と相見んことを求む。從讜、城に登りて之を謝す。癸亥、復た發

軍の賞給を求む。從讜、錢千緡・米千斛を以て之に遺る。甲子、克用、沙

陀を縦ちて居民を剽掠す。城中大に駭く。從讜、救を振武節度使契苾璋

に求む。璋、突厥・吐谷渾を引きて之を救ひ、沙陀の兩寨を破る。克用追

ひ戦ひ、晉陽の城南に至る。璋、兵を引きて城に入る。沙陀、陽曲・榆次

を掠めて去る。

黃巢が長安に克つや、忠武節度使周岌、之に降る。岌嘗て夜宴し、急

に監軍楊復光を召す。左右曰はく、「周公、賊に臣たり。將に内侍に

利あらざらんとす。往く可からず」と。復光曰はく、「事已に此の如し。義、

全きを圖らず」と。卽ち之に詣る。酒酣にして、岌の言、本朝に及ぶ。

復光泣下り、良久しくして曰はく、「丈夫の感ずる所の者は恩義のみ。公は匹夫より公侯と爲る。」

奈何ぞ 十八葉の天子を捨てて賊に臣たるか」と。岌も亦流涕して曰はく、「吾、獨り賊を拒ぐ能はず。故に貌奉して而して心は之を圖る。今日、公を召すは、正に此が爲めなるのみ」と。因つて酒

を瀝らして盟を爲す。是夕、復光、其養子守亮を遣はし、賊の使者を驛に殺す。時に秦宗權、蔡州に

據り、岌の命に従はず。復光、忠武の兵三千を將ゐて蔡州に詣り、宗權に説き、同じく兵を擧げて巢

を討たんとす。宗權、其將王淑を遣はし、兵三千を將ゐて復光に従ひ、

鄧州を撃たしむ。逗留して進まず。復光、之を斬り、其軍を併せ、忠武

の八千人を分ちて八都と爲し、牙將鹿晏弘・晉暉・王建・韓建・張造・李師

泰・龐從等八人を遣はして之に將たらしむ。王建は舞陽の人、韓建は長社の

人、晏弘・暉・造・師泰は皆許州の人なり。復光、八都を帥ゐ、朱溫と戦ひ、

之を敗り、遂に鄧州に克ち、北ぐるを逐ひ、藍橋に至りて還る。

昭義節度使高潯、王重榮に會して華州を攻め、之に克つ。

六月 戊戌、鄭敗を以て司空・兼門下侍郎・同平章事と爲す。都統は故の如し。

李克用、大雨に遇ひ、兵を引きて北に還り、忻・代・二州を陥れ、因つて留まりて代州に居る。鄭

從讜、教練使論安等を遣はし、百井に軍せしめ、以て之に備ふ。

邠寧節度副使朱玫、興平に屯す。黃巢の將王播、興平を圍む。玫退きて奉天及び龍尾陂に屯す。

- 【二六】高祖より僖宗に至るまで十八世。
- 【二七】酒を瀝らす。酒を以て滴瀝する也。
- 【二八】王建の事、此に始まる。
- 【二九】藍橋は藍田關の南に在り。
- 【三〇】興平縣は長安の西八十五里に在り。今、陝西省關中道に屬す。

西川黃頭軍使李鋌、萬人を將ゐ、鞏威、五千人を將ゐ、興平に屯し、二寨を爲り、黃巢と戦ひ、屢捷つ。陳敬瑄、神機營使高仁厚を遣はし、二千人を將ゐて之を益さしむ。

秋七月丁巳、改元し、天下に赦す。

庚申、翰林學士承旨兵部侍郎韋昭度を以て同平章事とす。

論安、百井より擅に還る。鄭從讜、韃衫を解かずして之を斬り、其族を滅ぼす。更に都頭溫漢臣を遣はし、兵を將ゐて百井に屯せしむ。契苾璋、兵を引きて振武に還る。

初め車駕、成都に至るや、蜀軍の賞錢、人ごとに三緡、田令孜、行在都指揮處置使たり。四方より金帛を貢する毎に、輒ち從駕の諸軍に頒賜すること、虛月無く、復た蜀軍に及ばず。蜀軍頗る怨言有り。丙寅、令孜、土客の都頭を宴し、金杯を以て酒を行ひ、因つて之を賜ふ。諸都頭、皆拜して受く。西川黃頭軍使郭琪、獨り受けず、起ちて言つて曰はく、「諸將は月に俸料を受け、豐贍にして餘有り。常に報い難きを思ふ。豈に敢て厭く無からんや。願ふに蜀軍、諸軍と同じく宿衛し、而して賞賚・縣殊し、頗る歎望有り。恐らくは萬一、變を致さんことを。願はくは軍容、諸將の賜を減じ、以て蜀軍に均しくし、土客をして一の如くならしめんことを。則ち上下幸甚ならん」と。令孜

- 〔三二〕 神機營も亦崔安潛置く、事、前卷乾符六年に見ゆ。
- 〔三三〕 中和と改元す。
- 〔三四〕 韃は靴と同じ。
- 〔三五〕 土客。土軍は蜀軍、客軍は從駕諸軍。唐の中世、諸郡の總帥を以て都統と爲す。其後に至りては、一部の軍を一都と謂ひ、其部帥を都統と呼ぶ。
- 〔三六〕 歎望。怨望なり。

孜・默然たり。問く有りて曰はく、「汝嘗て何の功有りしか」と。對へて曰はく、「琪は山東に生長し、邊鄙を征戍し、嘗て党項と十七戦し、契丹と十餘戦し、金劍、身に滿り。又、嘗て吐谷渾を征し、脇を傷つけ、腸出で、線縫して復た戦へり」と。令孜乃ち自ら酒を別樽に酌み、以て琪に賜ふ。琪、其の毒なるを知れども、已むを得ず、再拜して之を飲む。歸りて一婢を殺し、其血を吮うて以て毒を解き、黒汗數升を吐く。遂に所部を帥ゐて亂を作し、丁卯、坊市を焚掠す。令孜、天子を奉じ、東城を保ち、門を閉ぢ樓に登り、諸軍に命じて之を撃たしむ。琪、兵を引きて營に還る。陳敬瑄、都押牙安金山に命じ、兵を將ゐて之を攻めしむ。琪、夜、圍を突き、出でて廣都に奔る。從兵皆潰ゆ。獨り應吏一人從ひ、江岸に息ふ。琪、應吏に謂つて曰はく、「陳公は、吾の罪無きを知る。然れども軍府驚き擾る。以て之を安んずる莫かる可からざるなり。汝、吾に事へて能く始終あり。今、以て汝に報ゆる有らん。汝、吾が印劍を齎し、陳公に詣りて曰へ、「郭琪走りて江を渡る。我、劍を以て之を撃つ。水に墜ち、尸、湍流に隨つて下れり。其印劍を得て以て獻す」と。陳公必ず汝が言ふ所に據り、勝して印劍を市に懸け、以て衆を安んじ、汝は當に厚賞を獲べく、吾が家も亦恙無きを保せん。吾、此より廣陵に適き、高公に歸せん。後數日にして、汝、密に以て吾が家に語る可きなり」と。遂に印劍を解きて之に授け、而して逸る。應吏、以て獻す。敬瑄果して琪

- 〔三七〕 廣都縣は成都府に屬す。府の西四十五里に在り。今の四川省西川道成都縣の東南に在り。
- 〔三八〕 揚州に奔り高駢に歸せんと欲するを言ふ。

の家を免す。上、日夕、専ら宦者と同じく處り、天下の事を議し、外臣を待つこと殊に疎薄なり。庚午、左拾遺孟昭圖、上疏して以爲はく、『治安の代にすら、遐邇猶ほ應に心を同じくすべし。多難の時には、中外尤も當に一體なるべし。去冬、車駕西に幸するや、南司に告げず。遂に宰相・僕射以下をして、悉く賊の屠る所と爲らしめ、獨り北司のみ平善なり。況んや今朝臣の至る者、皆死を冒して崎嶇し、遠く君親を奉ず。宜しく茲自り休を同じくし戚を等しくすべき所なり。伏して見るに、前夕、黃頭軍、亂を作すや、陛下、獨り令孜・敬誼及び諸の内臣と與に、城を閉ち樓に登り、竝に、王鐸已下を召し、及び朝臣を收めて城に入れず。翌日、又、宰相に對せず、又、朝臣を宣慰せず。臣、位に諫官に備はり、今に至るまで、未だ聖躬の安否を知らず、況んや疎冗なるをや。儻し羣臣、君上を顧みずんば、罪固より誅に當る。若し陛下、羣臣を恤ますんば、義に於て安にか在らん。夫れ天下は高祖・太宗の天下にして、北司の天下に非ず。天子は四海九州の天子にして、北司の天子に非ず。北司も未だ必ずしも盡く信す可からず。南司も未だ必ずしも盡く用無きにあらず。豈に天子、宰相と、了に關涉無く、朝臣皆路人の若くならんや、此の如くならば、恐らくは收復の期、尙ほ聖慮を勞せん。尸祿の士、以て宴安するを得。臣、躬、寵榮を被り、職、裨益に在り。遂事は謀めずと雖も、而も來者は追ふ可し』と。疏入

【三六】 外臣。外廷の臣をいふ。

宰相以下百執事、皆、是なり。

【三七】 豆盧瑑・崔沆及び于憬等を謂ふ。

【三八】 冗は散なり。

【三九】 二句は論語微子篇に本づく。

【四〇】 襄陽山は、眉州眉山の東

る。令孜、屏けて奏せず。辛未、詔を矯め、昭圖を嘉州の司戸に貶し、人を遣はし、襄陽津に沈めしむ。聞く者氣塞がる。而も敢て言ふもの莫し。

鄜延節度使李孝昌・權夏州節度使拓跋思恭、東渭橋に屯す。黃巢、朱溫を遣はし之を拒がしむ。義武節度使王處存を以て東南面行營招討使と爲し、邠寧節度副使朱玫を以て節度使と爲す。

八月己丑夜、星交、流ること織るが如く、或は大さ杯椀の如し。丁酉に至りて乃ち止む。

武寧節度使支詳、牙將時溥・陳璠を遣はし、兵五千を將ゐて、關に入りて黃巢を討たしむ。二人は皆詳の獎拔する所なり。溥、東都に至り、矯りて詳の命と稱し、師を召して還らしめ、璠と兵を合はせ、河陰を屠り、鄭州を掠め、而して東して彭城に及ぶ。詳、迎勞し、犒賞甚だ厚し。溥、所親を遣はして詳に説かして曰はく、『衆心、迫らる。請ふ公、印を解き以て相授けよ』と。詳、制する能はず、出でて大彭館に居る。溥自ら留務に知たり。璠、溥に謂つて曰はく、『支僕射は、徐人に恵有り。殺さずんば必ず後悔を成さん』と。溥、許さず、詳を送りて朝に歸らしむ。璠、甲を、七里亭に伏せ、其家屬を并せて之を殺す。詔して、溥を以て武寧留後と爲す。溥、璠を表して宿州の刺史と爲す。璠、官に到りて貪虐なり。溥、都將張友を以て代らしめ、還りて之を殺す。

七里に在り、山狀、臺の頃の如し、因つて名づく。山、江津に臨む。

【四一】 武寧。恐らくは當に感化に作るべからん。

【四二】 七里亭。彭城を去ること七里。

楊復光・奏し、蔡州を升せて奉國軍と爲し、秦宗權を以て防禦使と爲す。壽州の屠者王緒、妹夫劉行全と、衆五百を聚め、本州に盜據す。月餘にして、復た光州を陷れ、自ら將軍と稱し、衆萬餘人有り。秦宗權、表して光州の刺史と爲す。固始縣佐王潮及び弟審邦、審知、皆、材氣を以て名を知らる。緒、潮を以て軍正と爲し、資糧を典り士卒を閔せしめ、之を信用す。

高潯、黃巢の將李詳と、石橋に戰ふ。潯敗れて河中に奔る。詳、勝に乘じて復た華州を取る。巢、詳を以て華州の刺史と爲す。

權知夏綏節度使拓跋思恭を以て節度使と爲す。

宗正少卿嗣曹王龜年、南詔より還る。驃信、上表して款附し、悉く詔旨に遵はんと請ふ。

李孝昌・拓跋思恭、尙讓・朱溫と、東渭橋に戰ひ、利あらずして引き去る。

初め高駢、鎮海節度使周寶と、俱に神策軍に出で、駢、兄を以て寶に事

ふ。駢が先づ貴く功有るに及び、浸く之を輕んず。既にして封壤相鄰し、數細故を争ひ、遂に隙有り。駢、寶に激し、入りて京師を援けしむ。寶、舟師を治めて以て之を俟つ。其の久しく行かざる

を怪しみ、諸を幕客に訪ふ、或るひと曰はく、「高公、朝廷の多故を幸とし、江東を并吞するの志有り。聲して「入り援く」と云へども、其實は未だ必ずしも我を圖るに非ずんばあらざるなり。宜しく備を爲すべし」と。寶未だ之を信せず。人をして駢を覘はしむるに、殊えて北上の意無し。會

駢、人をして寶に約せしむ、「面のあたり瓜洲に會し、軍事を議せん」と。寶遂に言者を以て然りと爲し、疾と辭して往かず、且つ使者に謂つて曰はく、「吾は李康に非ず。高公、復た、家門の功勳と作し、以て朝廷を

欺かんと欲するか」と。駢怒り、復た使を遣はして寶を責む、「何ぞ敢て大臣を輕侮するか」と。寶、之を詈りて曰はく、「彼と此と、江を夾みて節度使と爲る。汝は大臣たるも、我豈に坊門の卒ならんや」と。是に由りて

遂に深仇と爲る。駢、東塘に留まること百餘日。詔して、屢之を趣す。駢・上表し、託するに寶及び浙東觀察使劉漢宏が將に後患を爲さんとするを以てす。辛亥、復た兵を罷めて府に還る。其實は難に赴くの心無く、但だ

欲するのみ。雉集の異を禳はんと

高駢、石鏡鎮將董昌を召し、廣陵に至らしめ、之と俱に黃巢を撃たんと欲す。昌の將錢鏐、昌に説きて曰はく、「高公を觀るに、賊を討するの心無し。若かじ郷里を扞禦するを以て辭と爲して之

【四九】 縣佐。世率縣丞を以て縣佐と爲す。唐の制、諸縣の丞簿尉の下に、司功佐・司倉佐・司戶佐・司兵佐・司法佐・司士佐有り、皆、縣佐なり。王潮兄弟の事、此に始まる。

【四六】 石橋は即ち晉の將王鎮惡が秦の兵を破りし處なり。

【四七】 是年五月、高潯、華州に克つ。

【四八】 龜年、南詔に使すること、前卷廣明元年六月に見ゆ。

【四九】 諸鎮の勤王する者、皆、師老いたるを以て引き退く。

【五〇】 淮南と鎮海軍と壤を鄰し止だ一江を界と爲すのみ。

【五一】 淮南よりして北に向ひ王に勤むるを北上と爲す。

【五二】 高崇文が李康を斬る事、二百三十七卷憲宗の元和元年に見ゆ。

【五三】 坊門の卒。寶自ら言ふ、駢と等夷なり、貴賤の異有るに非ざるなりと。長安城中の百坊、坊、皆、垣有り、門有り、門、皆、守卒有り。

【五四】 雉集の異。前に見ゆ。

を去らんには』と。昌、之に従ふ。駢、昌が還るを聽す。會、杭州の刺史路審中、將に官に之かんとし、行きて嘉興に至る。昌、石鏡より、兵を引きて杭州に入る。審中懼れて還る。昌自ら杭州都押牙知州事と稱し、將吏を遣はして周寶に請ふ。寶、制する能はず、表して杭州の刺史と爲す。

臨海の賊杜雄、台州を陷る。

辛酉、皇子震を立てて建王と爲す。

昭義の十將成麟、高潯を殺し、兵を引きて還り、潞州に據る。天井關

の戍將孟方立、兵を起して麟を攻め、之を殺す。方立は潁州の人なり。

忠武監軍楊復光、武功に屯す。

永嘉の賊朱褒、温州を陷る。

鳳翔の行軍司馬李昌言、本軍を將ひて興平に屯す。時に鳳翔の倉庫虛竭

し、犒賞稍薄く、糧饋、繼がず。昌言、府中の兵少きを知り、因つて其衆

を激怒し、冬十月、軍を引きて還りて府城を襲ふ。鄭畋、城に登り、士卒と言ふ。其衆皆馬を下りて

羅拜して曰はく、『相公、誠に我が曹に負く無し』と。畋曰はく、『行軍、苟に能く兵を戢め人を

愛し、國の爲めに賊を滅ぼさば、亦、以て順守す可し』と。乃ち留務を以て之に委ね、即日、西し

て行在に赴く。

天平節度使南面招討使曹全晟、賊と戦うて死す。軍中、其兄の子存實を立てて留後と爲す。

十一月乙巳、孟楷・朱溫、鄭・夏の二軍を富平に襲ふ。二軍敗れ、奔

りて本道に歸る。

鄭畋、鳳州に至り、累表して位を辭す。詔して、畋を以て太子少傅

分司と爲し、李昌言を以て鳳翔節度行營招討使と爲す。

門下侍郎同平章事裴澈を以て鄂岳觀察使と爲す。

鎮海節度使周寶に同平章事を加ふ。

遂昌の賊盧約、處州を陷る。

十二月、江西の將閔昺、湖南に戍し、還りて潭州を過ぎ、觀察使李裕

を逐ひ、自ら留後と爲る。

感化留後時溥を以て節度使と爲す。

夏州に號を定難軍と賜ふ。

初め、高駢、荆南に鎮し、武陵の蠻雷滿を補して牙將と爲し、蠻軍を

領せしむ。駢に従うて淮南に至り、逃れ歸り、衆千人を聚めて朗州に襲ひ、刺史崔翥を殺す。詔し

て、滿を以て朗州留後と爲す。歲中に率ね三四たび兵を引き荆南に寇し、其郛に入り、焚掠して去る。

【五九】 二軍。李孝昌・招討使曹全晟の軍なり。

【六〇】 鳳翔より西のかた鳳州に至るまで三百九十五里。

【六一】 遂昌縣は處州に屬す、州の西二百四十里に在り。今、浙江省臨海道。

【六二】 溫處二州は、本、晉の永嘉一郡の地、隋、括州永嘉郡と爲す。唐の武德に、括州を置き、又分ちて東嘉州を置く。始めて分ちて二州と爲す。東嘉州は後、温州と爲し、括州は改めて處州と爲す。德宗の諱を避くるなり。

【六三】 乾符五年、駢、荆南に鎮す。

大に荆人の患を爲す。〔四〕 陬溪の人周岳、嘗て滿と獵し、肉を争うて鬪ひ、滿を殺さんと欲し、果さず。滿が朗州に據るを聞き、亦、衆を聚めて衡州を襲ひ、刺史徐顥を逐ふ。詔して、岳を以て衡州の刺史と爲す。〔五〕 石門の蠻向環も亦夷獠數千を集め、澧州を攻め、陷れ、刺史呂自牧を殺し、自ら刺史と稱す。

王鐸、高駢を以て諸道都統と爲せども、賊を討つに心無し。自ら、身首相たるを以て、憤を發し、行かんと請ふ。〔六〕 懇歎流涕すること、再三に至る。上、之を許す。

二年、春正月辛亥、王鐸を以て中書令を兼ね、諸道行營都統に充て、義成節度使を權知せしめ、兵を罷むるを俟ち、復た政府に還らしむ。高駢は但だ鹽鐵轉運使を領し、其都統及び諸使を罷む。王鐸が自ら將佐を辟するを聽す。太子少師崔安潛を以て副都統と爲す。辛未、周岌・王重榮を以て都統左右司馬と爲し、諸葛爽及び宣武節度使康實を左右先鋒使と爲し、時溥を〔一〕 催遣綱運租賦防遏使と爲す。右神策觀軍容使西門思恭を以て諸道行營都統と爲す。又、王處存・李孝昌・拓跋思恭を以て京城東北西面都統と爲し、楊復光を以て南面行營都監使と爲す。又、中書舍人鄭昌圖を以て義成節度行軍司馬と爲し、給事

〔四〕 陬溪。當に武陵の界に在るべし。
〔五〕 吳、零陵縣を分ちて天門郡を置く。隋廢して石門縣と爲す。唐、澧州に屬す、州の西九十二里に在り。今の湖南省武陵道石門縣。
〔六〕 懇歎。懇誠なり。
〔一〕 綱運の、江淮より來る者、皆、徐州の巡内に由る、故に溥を以て此職に任す。

中鄭駿を判官と爲し、直弘文館王搏を推官と爲し、司勳員外郎裴贄を掌書記と爲す。昌圖は從議の從祖兄弟、駿は岐の弟、搏は〔二〕 璵の曾孫、贄は〔三〕 坦の子なり。又、陝虢觀察使王重盈を以て東面都供軍使と爲す。重盈は重榮の兄なり。黃巢、朱溫を以て同州の刺史と爲し、溫をして自ら之を取らしむ。二月、同州の刺史米誠、河中に奔る。溫遂に之に據る。

己卯、太子少傅分司鄭畋を以て司空・兼門下侍郎・同平章事と爲し、召して行在に詣らしめ、軍務、一に以て之に諮ふ。王鐸を以て戶部の事に判たらしむ。朱溫、河中に寇す。王重榮、撃ちて之を敗る。李昌言を以て京城西面都統と爲し、朱玫を〔四〕 河南都統と爲す。涇原節度使胡公素・薨す。軍中、命を都統に請ふ。王鐸、制を承け、大將張鈞を以て留後と爲す。

〔二〕 王璵、祠禱を以て玄肅に歴事すること、前紀に見ゆ。
〔三〕 裴坦は二百五十一卷懿宗咸通十年に見ゆ。
〔四〕 この河南は蓋し龍門河より東のかた蒲津に至るまでの一帯の大河の南岸なり。

李克用、蔚州に寇す。三月、振武節度使契苾璋・奏す、「天德・大同と、共に克用を討たん」と。鄭從讜に詔して、與に相知り應接せしむ。陳敬瑄、多く人を遣はし、縣鎮を歴て事を調はしむ。之を尋事人と謂ふ。至る所、求取する所多

し。二人有り、資陽鎮を過ぐ。獨り・求むる所無し。鎮將謝弘讓、之を邀ふれども、至らず。自ら・罪有るを疑ひ、夜亡げて羣盜の中に入る。明旦、二人去る。弘讓、實は罪無きなり。捕盜使楊遷、弘讓を誘うて出首せしめ、而して執へて以て使に送り、「討擊擒獲せり」と云ひ、以て功を求む。敬瑄、之を問はず、弘讓の脊を杖つこと二十、西城に釘すること二七日、油を煎て之に潑ぎ、又、膠麻を以て其瘡を掣し、備に慘酷を極む。見る者、之を宛とす。又、邛州の牙官阡能有り、公事に期を違ふに因り、杖を避け亡命して盜を爲す。楊遷復た之を誘ふ。能方に出首し、弘讓の宛を聞き、大に楊遷を罵り、憤を發して盜を爲し、良民を驅掠し、從はざる者は家を擧げて之を殺す。月を踰えて、衆、萬人に至る。部伍を立て、職級を署し、邛・雅・二州の間に横行し、城邑を攻め、陷れ、過ぐる所に塗る。是より先、蜀中、盜賊少し。是より、紛紛として競ひ起り、州縣、制する能はず。敬瑄、牙將楊行遷を遣はし、三千人を將ゐ、胡洪略、莫匡時をして、各、二千人を將ゐ、以て之を討たしむ。

右神策將軍齊克儉を以て左右神策内外八鎮と爲し、博野奉天節度使を兼ねしむ。

鄜坊軍に號を保大と賜ふ。

夏四月甲午、陳敬瑄に兼侍中を加ふ。

赫連鐸・李可舉、李克用と戦ひ、利あらず。

初め高駢、神仙を好む。方士呂用之有り、妖黨に坐し、亡命して駢に歸す。駢厚く之を待ち、補するに軍職を以てす。用之は、鄴陽の茶商の子なり。久しく廣陵に客たり、其人情に熟す。爐鼎の暇、頗る公私の利病を言ふ。故に駢愈、之を奇とし、稍く信任を加ふ。駢の舊將・梁纘・陳琪・馮綬・董瑾・俞公楚・姚歸禮、素より駢の厚くする所と爲る。用之、權を専らにせんと欲し、浸く計を以て之を去る。駢遂に纘の兵を奪ひ、琪の家を族し、綬・瑾・公楚・歸禮、咸、疎んせらる。用之、又、其黨張守一・諸葛殷を引き、共に駢を蠱惑す。守一は本、滄景の村民なり。

【八】 鄴陽。漢の古城、唐には饒州を帶ぶ。

【九】 爐鼎。金石を鍊る所以、丹砂を化して金銀と爲すの類。

【一〇】 張守一は蓋し滄景二州の間に居る。

【一一】 玉皇。道家、天帝をいひて玉皇大帝と爲す。

【一二】 風疽。痒き腫物。

【一三】 搔捫は爬き換づるなり。替は廢するなり。

術を以て駢を干す。遇ふ所無く、窮困甚だし。用之謂つて曰はく、「但だ吾と心を同じくせよ。富貴ならざるを憂ふる勿れ」と。遂に駢に薦む。駢、寵待すること用之に埒し。殷始めて鄴陽より來るや、用之先づ駢に言つて曰はく、「玉皇、公の職事の繁重なるを以て、左右の尊神一人を輟め、公を佐けて理を爲さしむ。公善く之を遇せよ。其の久しく留まらんことを欲せば、亦、縻ぐに人間の重職を以てす可し」と。明日、殷・謁見す。詭辯風生す。駢、以て神と爲し、鹽鐵の劇職に補す。駢(性)嚴潔にして、甥姪の輩、未だ嘗て接坐するを得ず。殷、風疽を病み、搔捫すること手を替てず。膿血、爪に滿つ。駢獨り

之と席を同じくし膝を促し、杯器を傳へて食す。左右、以て言を爲す。駢曰はく、「神仙、此を以て人を試みるのみ」と。駢、畜犬有り、其の腥穢なるを聞き、多く來りて之に近づく。駢、之を怪しむ。殷笑つて曰はく、「殷嘗て玉皇の前に於て之を見き。別れてより來數百年、猶ほ相識る」と。駢、鄭畋と隙有り。用之、駢に謂つて曰はく、「宰相、劍客を遣はし來りて公を刺さしむる者有り、今夕至らん」と。駢大に懼れ、「計安にか出でん」と問ふ。用之曰はく、「張先生嘗て斯術を學べり。以て之を禦ぐ可し」と。駢、守一に請ふ。守一、許諾す。乃ち駢をして婦人の服を衣、他室に潛ましめ、而して守一代りて駢の寢榻の中に居り、夜銅器を階に擲ち、鏗然として聲有らしむ。又密に囊を以て麁の血を盛り、庭宇に灑ぎ、格鬪の狀の如くす。旦に及び、笑つて駢に謂つて曰はく、「幾ど奴の手に落ちんとせり」と。駢泣き謝して曰はく、「先生、駢に於て、乃ち更生の恵なり」と。厚く酬ゆるに金寶を以てす。蕭勝といふ者有り、用之に賂ひて鹽城監を求む。駢、難色有り。用之曰はく、「用之は勝の爲めにするに非ざるなり。近ごろ上仙の書を得たるに、「寶劍の鹽城の井中に在る有り。須く一靈官往きて之を取るべし」と云ふ。勝が上仙の左右の人なるを以て、劍を取らしめんと欲するのみ」と。駢乃ち之を許す。勝、監に至りて數月、一の銅匕首を函にし、以て獻す。用之見て稽首して曰はく、「此れ北帝の佩ふる所なり。之を得れば

〔四〕 道家、天帝を謂つて玉皇大帝と爲す。

〔五〕 鹽城。漢の鹽漬縣の地。久しく城邑無し。唐の武德七年、鹽城縣を置く。監亭有り、一百二十三、監有り、楚州に屬す。今、江蘇省淮揚道に屬す。

則ち百里の内、五兵、犯す能はず」と。駢乃ち飾るに珠玉を以てし、常に坐隅に置く。用之自ら、磻溪眞君なりと謂ひ、〔二六〕「守一は乃ち赤松子、殷は乃ち葛將軍、勝は乃ち秦の穆公の壻なり」と謂ふ。用之、又、青石を刻し、奇字を爲り、「玉皇、白雲先生高駢に授く」と云ひ、密に左右をして、道院の香按に置かしむ。駢、之を得て驚喜す。用之曰はく、「玉皇、公の焚修の功著しきを以て、將に眞官に補せんとす。計るに鸞鶴、日ならずして、當に此際に降るべし。用之等の調限も亦滿つ。必ず・幢節に陪し・同じく上清に歸するを得んのみ」と。是後、駢、道院の庭中に於て、木鶴を刻み、時に羽服を着て之に跨る。日夕齋醮し、金を鍊り丹を燒き、費すこと巨萬を以て計る。用之、微なりし時、〔二七〕江陽の後土廟に依止し、舉動祈禱す。志を得るに及び、駢に白し、其廟を崇大にし、江南の工材の選を極め、軍旅大事毎に、少牢を以て之を禱る。用之又言ふ、〔二八〕「神仙は樓居を好む」と。駢に説きて迎仙樓を作らしめ、十五萬緡を費す。又、延和閣を作る、高さ八丈。用之、駢に對する毎に、風雨を呵叱し、仰ぎて空際に揖して云ふ、「神仙有り雲表を過ぐ」と。駢輒ち隨つて之を拜す。然れども常に厚く駢の左右に賂ひ、駢の動靜を伺はしむ。其の欺罔を爲すこと、駢、之を寤らさず。左右小しく異議する有る者は、輒ち用之に陷

〔二六〕 各、其姓を以て傳會し、以て仙と爲す。

〔二七〕 用之、自ら言ふ、守一等と、本、皆、神仙なりしが、罪ありて人間に謫せられ、其期限既に滿ちたれば、當に復た天に升り、仙宮に列すべしと。道家の説に、太清・玉清・上清有り、是を三清の境と爲す。

〔二八〕 貞觀十八年、江都を分ちて江陽縣を置く。江都と俱に揚州郭下に在り。今の江蘇省淮揚道江都縣治。

〔二九〕 漢の方士の語を用ふ。

れられ、死、踵を旋らさず。但だ潜に膺を撫で、指を鳴らすのみ、口、敢て言はず。駢、用之に倚ること、左右の手の如く、公私大小の事、皆、用之に決し、賢を退け不肖を進め、淫刑濫賞す。駢の政事、是に於て大に壞る。用之、上下の怨み、憤るを知り、竊に發する有らんことを恐れ、請うて巡察使を置く。駢即ち用之を以て之を領せしむ。險獠なる者百餘人を募り、閭巷の間に縦横せしむ。之を察子と謂ふ。民間、妻を呵し子を罵ること、之を知らざるは靡し。用之、人の貨財を奪ひ、人の婦女を掠めんと欲すれば、輒ち誣ふるに叛逆を以てし、榜掠して服を取り、其人を殺して之を取る。破滅する所の者數百家。道路、目を以てす。將吏・士民、家居すと雖も、皆、足を重ね氣を屏む。用之、又、兵威を以て諸將を脅制せんと欲し、請うて諸軍の驍勇の士二萬人を選舉し、左右莫邪都と號す。駢即ち張守一及び用之を以て左右莫邪軍使と爲し、將使を署置すること帥府の如く、器械精利、衣裳華潔なり。出入する毎に、導從、千人に近し。用之、侍妾百餘人、自ら奉ずること奢靡にして、用度、足らず。輒ち、三司の綱を留めて其家に輸る。用之猶ほ人が其奸謀を泄らさんことを慮り、乃ち駢に言つて曰はく、「神仙は致し難からず。但だ道を學ぶ者が俗累を絶つ能はざるを恨む。故に肯て降臨せざるのみ」と。駢乃ち、悉く姬妾を去り、人事を謝絶す。賓客・將吏、皆、見るを得ず。已むを得ずして之を見る者有れば、皆、先づ沐浴、齋戒せしめ、然る後見る。

【二】指を鳴らすは即ち彈指なり。
 【三】三司の綱。戸部・度支・鹽鐵の發する所の綱運にして朝廷に輸する者なむ。
 【三】破は穢惡を祓除するなり。

拜起纒に畢れば、已に復た引き出す。是に由りて、用之、専ら威福を行ふを得、忌憚する所無し。境内、復た駢有るを知らず。

王鐸、兩川・興元の軍を將ゐて靈感寺に屯し、涇原は京西に屯し、易定・河中は渭北に屯し、邠寧・鳳翔は興平に屯し、保大・定難は渭橋に屯し、忠武は武功に屯す。官軍四集し、黃巢の勢、已に蹙まり、號令の行はるる所、同華を出でず。民、亂を避け、皆、深山に入り、柵を築きて自ら保ち、農事俱に廢す。長安城中、斗米直三十緡。賊、人を官軍に賣り、以て糧と爲す。官軍、或は山寨の民を執へて之を鬻ぐ。人ごとに直數百緡、肥瘠を以て價を論ず。

【三】黃巢の將朱溫、時に同州に據り、李詳、華州に據る、故に號令の行はるる、止だ此二州のみ。

卷の第二百五十五

唐紀七十一

僖宗惠聖恭定孝皇帝中の下

(一) 中和二年、五月、湖南觀察使閔勗を以て權に鎮南節度使に充つ。勗、屢・湖南に於て節を建てんことを求む。朝廷、諸道の觀察使が之に效はんことを恐れ、許さず。是より先、王仙芝、江西を寇掠するや、高安の人鍾傳、蠻獠を聚め、山に依りて堡を爲り、衆、萬人に至る。仙芝、撫州を陥れ、而も守る能はず。傳入りて之に據る。詔して即ち以て刺史と爲す。是に至りて、又、江西觀察使高茂卿を逐ひ、洪州に據る。朝廷、勗が本江西の牙將なるを以て、故に復た鎮南軍を置き、勗をして之を領せしめ、若し

【一】 中和二年、西紀八八二年なり。
 【二】 咸通六年、鎮南軍を洪州に置く。閔勗時に潭州に據る。而して洪州の節を以て之に授く。之をして鍾傳と相斲さしめんと欲するなり。

【三】 高安。本、漢の豫章建城縣。唐の武德五年、名を高安と改め、洪州に屬す。州の南
 【四】 撫州より西北のかた洪州に至るまで二百四十里。撫州は今の江西省豫章道臨川縣。洪州は同省同道南昌縣。
 【五】 事、前卷前年に見ゆ。
 【六】 鎮南軍中ごろ廢す、今復た置く。

傳、代を受けずんば、易をして因りて之を討たしむ。易、朝廷の意・兩盜を鬪はせて相斃さしめんと欲するを知り、辭して行かず。

淮南節度使高駢に兼侍中を加へ、其鹽鐵轉運使を罷む。駢既に兵柄を失ひ、又、利權を解き、袂を攘げて大に詭り、其幕僚顧雲を遣はし、表を草して自ら訴ふ。言辭不遜なり。其略に曰はく、「是れ陛下、微臣を用ひざるなり。固に微臣が陛下に負く有るに非ず」と。又曰はく、「奸臣未だ悟らず、陛下猶ほ迷ひ、宗廟の焚燒を思はず、園陵の開毀を痛まず」と。又曰はく、「王鐸は債軍の將、崔安潛は蜀に在りて貪黷す。豈に二儒士能く彊兵を戡めんや」と。又曰はく、「今の用ふる所、上は帥臣に至り、下は裨將に及ぶまで、臣の料る所を以てせば、悉く坐ながら擒にす可し」と。又曰はく、「百代をして恨を抱くの臣有らしめ、千古をして席を刮くの恥を留めしむる無かれ。臣、但だ恐る、寇、東土に生じ、劉氏復た興らんことを。即ち軹道の災、豈に獨り往日のみならんや」と。又曰はく、「今、賢才、野に在り、儉人、朝に滿ち、陛下が亡國の君と爲るを致す。此子等、計、將に安に出でんとする」と。上、鄭駁に命じ、詔を草し、之を切責せしむ。其略

〔七〕 是年春、都將を罷め、已に兵柄を失ふ。今、鹽鐵轉運使を解き、又、利權を失ふ。

〔八〕 王鐸云云。乾符六年の江陵の敗をいふなり。

〔九〕 崔安潛云云。崔安潛、賊を撃ちて屢捷つ。以て指擿する無し。故に蜀に在りて貪黷なりと言ふ。懿宗咸通六年、安潛、蜀に鎮す。

〔一〇〕 席を刮く。漢の淮陽王の故事、漢紀に見ゆ。

〔一一〕 山東寇盜の縱横なるをいふ。

〔一二〕 劉氏云云。劉季の如き者復た其の間に興る有らんとするをいふ。

〔一三〕 軹道の災。秦の子嬰の事を以て乘輿を指斥す。

に曰はく、「利を結ぶれば則ち牢盆、手に在り、兵を主れば則ち都統、權に當り、直に京北・京西・神策の諸鎮に至るまで、悉く指揮の下に在り、董制の權を知る可し。而して又、貴きこと司徒と作り、榮、太尉と爲る。以て用ひずと爲さば、如何なるを用ふと爲さんか」と。又曰はく、「朕、久しく卿に兵柄を付せしに縁り、元凶を翦蕩する能はず、天長に綱を漏れ淮を過ぎしより、一兵を出して襲逐せず、奄ち京國を殘ふこと、首尾三年、廣陵の師、未だ封部を離れず。忠臣、望を積み、勇士、讒を興す。元臣を擢用し巨寇を誅夷する所以なり」と。又曰はく、「從來倚仗の意、一旦控告するに門無く、東南を凝睇し、惟だ悽惻を増す」と。又曰はく、「謝玄、苻堅を淝水に破り、

〔一四〕 江淮の鹽利を専らにするを謂ふなり。牢盆の語は漢の武帝紀に見ゆ。

〔一五〕 權。一に雄に作る。

〔一六〕 駢、西川に帥たるるとき、已に檢校司徒に進む。兩京陥りて後、天子猶ほ駢が功を立てんことを冀ひ、檢校太尉に進む。

〔一七〕 天長云云。事、二百五十三卷廣明元年に見ゆ。

〔一八〕 謝玄の事、晉の孝武帝紀に見ゆ。

〔一九〕 裴度の事、憲宗紀に見ゆ。

〔二〇〕 龜玉云云。論語季氏篇の孔子の言を用ふ。寶龜寶玉、皆、之を積藏す。積に在りて毀るれば典守者、其過を辭するを得ざるなり。

裴度、元濟を淮西に平ぐ。未だ必ずしも儒臣、武將に如かざるにあらす」と。又曰はく、「宗廟・焚燒し、園陵・開毀し、龜玉、積に毀るるは、誰の過ぞや」と。又曰はく、「奸臣未だ悟らずとの言、何人か肯て認めん。陛下猶ほ迷ふとの語、朕敢て當らず」と。又曰はく、「卿、尙ほ黃巢を天長に縛する能はず、安んぞ能く坐ながら諸將を擒にせんや」と。又曰はく、「卿、劉氏復た興らんと云ふ。知らず、誰か魁首と爲る。朕を劉玄・子嬰に比す、何ぞ太だ誣罔す

る」と。又曰く、「況んや天歩未だ傾かず、皇綱尙ほ整ひ、三靈、味からず、臣の禮儀、上下の名分、宜しく遵守すべき所、未だ墮陵す可からず。朕、冲人なりと雖も、安んぞ輕侮するを得ん」と。駢、臣節既に虧け、是より、貢賦遂に絶ゆ。

〔三〕 天平留後曹存實を以て節度使と爲す。

黃巢、興平を攻む。興平の諸軍、退きて奉天に屯す。

河陽節度使諸葛爽に同平章事を加ふ。

六月、涇原留後張鈞を以て節度使と爲す。

荆南節度使段彥謨、監軍朱敬政と相惡し、敬政、別に壯士三千人を選び、忠勇軍と號し、自ら之に將たり。彥謨、敬政を殺さんと謀る。己亥、敬政先づ衆を帥ゐて、彥謨を攻め、之を殺し、少尹李燧を以て留後と爲す。

蜀人羅渾擊、句胡僧、羅夫子、各衆數千人を聚め、以て、阡能に應ず。

楊行遷等、之と戦ひ、數、利あらず、兵を益さんことを求む。府中の兵盡く。陳敬瑄、悉く倉庫・門庭の卒を搜し、以て之に給す。是月、大に、乾

百度俱に存するをや。君

〔三〕 胡三省曰く、惡聲至れば必ず之を反し、是非を校計し、己の直を明かにす、此れ委巷の小人、相語る者の爲なるのみ。右者文告の辭、漢魏以下、其罪を數責すること、何ぞ此の如きに至らん。通鑑、之を書し、以て後世の戒と爲すと。

〔三〕 元年、曹全晟、賊と戦うて死し、遂に軍中の請に従ひ、其兄の子を命じて帥と爲す。

〔三〕 時に鳳翔・邠寧軍、興平に屯す。

〔四〕 是年二月、王鐸、制を承け、張鈞を以て涇原留後と爲すこと前卷に見ゆ。

〔五〕 段彥謨、荆南に據ること、二百五十三卷廣明元年に始まる。

〔六〕 阡能が反する、こと前卷是年三月に見ゆ。

く村民を執へ、俘と爲して府に送る。日に數十百人。敬瑄、問はず、悉く之を斬る。其中、亦、老弱及び婦女有り、觀る者或は之に問ふ。皆曰はく、「我方に田を治め麻を績ぎしが、官軍忽ち村に入り、保虜して以て來れり。意ふに何の罪たるかを知らず」と。

秋七月己巳、鍾傳を以て江西觀察使と爲す。高駢の請に従ふなり。傳既に撫州を去るや、南城の人危全諷復た之に據る。又、其弟仔倡を遣はし、信州に據らしむ。

尙讓、宜君寨を攻む。會、大に雪ふり尺に盈つ。賊の凍死する者、什に二三。

蜀人韓求、衆數千人を聚め、阡能に應ず。

鎮海節度使周寶、奏す、「高駢、制を承け、賊帥孫端を以て宣歙觀察使と爲せり」と。寶に詔して、宣歙觀察使裴虔餘と與に、兵を發して之を拒がしむ。

南詔・上書し、早く公主を降さんことを請ふ。詔して報するに方に禮儀を議するを以てす。

保大留後東方遠を以て節度使と爲し、京城東面行營招討使に充つ。

〔七〕 敬瑄。當に雙流の界に在るべし。

〔八〕 南城。漢の古縣、唐には撫州に屬す。撫州の西二百二十里に在り。今、江西省豫章道。

〔九〕 宜君寨。後魏太平眞君七年、宜君縣を宜君川に置く。後、宜君郡を置く。隋、郡を廢して宜君縣と爲す。唐、宜君縣を併せて京兆華原縣に入る。是時、勤王の師、蓋し宜君の故縣に於て寨を立つるなり。

〔一〇〕 副曹王龜年が南詔に使するや、上、宗室の女を以て、安化長公主と爲し、婚を許す。

閏月、魏博節度使韓簡に兼侍中を加ふ。

八月、兵部侍郎判度支鄭紹業を以て同平章事とし、荆南節度使を兼ねしむ。

浙東觀察使劉漢宏、弟漢宥及び馬步都虞候辛約を遣はして兵二萬を將ゐて西陵に營し、浙西を兼

并せんと謀る。杭州の刺史董昌、都知兵馬使錢鏐を遣はして之を拒ぐ。壬子、鏐、霧に乗じ、夜、江

を濟り、其營を襲ひ、大に之を破り、殺す所殆ど盡く。漢宥・辛約、皆走る。

魏博節度使韓簡も亦兼并の志有り、自ら兵三萬を將ゐて河陽を攻め、諸葛爽を修武に敗る。爽、

城を棄てて走る。簡、兵を留めて之に成し、因つて刑・洛を掠めて還る。

李國昌、達軻より、其族を帥ゐて、代州に遷る。

黃巢が署する所の同州防禦使朱溫、屢請ふ、「兵を益して以て河中を

扞がん」と。知右軍事孟楷、之を抑へて報せず。溫、巢の兵勢日に蹙ま

るを見、其の將に亡びんとするを知る。親將胡眞・謝瞳、溫に國に歸せん

ことを勸む。九月丙戌、溫、其監軍嚴實を殺し、州を擧げて王重榮に降

る。溫、舅を以て重榮に事ふ。王鐸、制を承け、溫を以て同華節度使

と爲し、瞳をして表を奉じて行在に詣らしむ。瞳は福州の人なり。李詳、

重榮が溫を待つこと厚きを以て、亦、之に歸せんと欲し、監軍の告ぐる所

【三二】李克用既に代州に據る、

故に其父、其族を帥ゐて達軻

より還る。

【三三】溫の母王氏、重榮と同姓

なるを以て、故に舅を以て重

榮に事ふ。

【三四】朱溫、王重榮に因りて以

て唐に歸し、而して重榮の後、

朱溫の手に夷げられ、唐の祚

も亦溫に夷げらる。

【三五】李詳が華州に據ること前

卷前年に見ゆ。

と爲る。黃巢、之を殺し、其弟思鄴を以て華州の刺史と爲す。

桂州の軍亂れ、節度使張從訓を逐ふ。前の容管經略使崔焯を以て嶺南

西道節度使と爲す。

平盧の大將王敬武、節度使安師儒を逐ひ、自ら留後と爲る。

初め朝廷、龐助の降將湯羣を以て 嵐州の刺史と爲す。羣潛に沙陀に

通ず。朝廷、之を疑ひ、羣を懷州の刺史に徙す。鄭從讜、使を遣はし、告

身を齎して之に授く。冬十月庚子朔、羣、使者を殺し、城に據りて叛き、

沙陀に附く。壬寅、從讜、馬步都虞候張彥球を遣はし、兵を將ゐて之を討

たしむ。

賊帥韓秀昇・屈行從、兵を起して 峽江の路を斷つ。癸丑、陳敬瑄、押牙莊夢蝶を遣はし、二千人

を將ゐて之を討たしむ。又、押牙胡弘略を遣はし、千人を將ゐて之に繼がしむ。

韓簡復た兵を引きて郾州を撃つ。節度使曹存實、逆へ戦うて敗れ死す。天平の都將 下邑の朱瑄、

餘衆を收め、城に嬰りて拒守す。簡、之を攻むれども下らず。詔して、瑄を以て天平留後を權知せ

しむ。

朱溫を以て右金吾大將軍・河中行營招討副使と爲し、名を全忠と賜ふ。

【三六】嵐州。漢の汾陽縣の地。

後魏の末、嵐州を置く。今の

山西省冀寧道嵐縣。

【三七】峽江の路を斷つときは、

荆蜀の信使、通ぜず、王命將

に東南に行はるるを得ざらん

とす。

【三八】下邑縣は漢の古縣、唐、

宋州に屬す。州の東一百二十

里に在り。今の河南省開封道

下邑縣。

李克用、累表して降を請ふと雖も、而も忻・代州に據り、數井汾を侵掠し、樓煩監を爭ふ。義武節度使王處存、克用と世昏姻を爲す。處存に詔して克用を諭さしむ、「若し誠心款附せば、宜しく且く朔州に歸りて朝命を俟つべし。若し暴横なること故の如くならば、當に河東・大同軍と共に之を討つべし」と。

平盧の大將王敬武を以て留後と爲す。時に諸道の兵、皆關中に會し、黃巢を討つ。獨り平盧のみ至らず。王鐸、都統判官諫議大夫張濬を遣はし、往きて之に説かしむ。敬武已に黃巢の官爵を受け、出で迎へず。濬、敬武を見、之を責めて曰はく、「公、天子の藩臣と爲り、詔使を侮慢す。上に事ふる能はずんば、何を以て下を使はん」と。敬武、愕然として之を謝す。既に詔を宣す。將士、皆應せず。濬、徐ろに之に諭して曰はく、「人生、當に先づ逆順を曉り、次に利害を知るべし。黃巢は前日の販鹽虜のみ。公等、累葉の天子を捨てて之に臣たるは、果して何の利ぞや。今、天下の勤王の師、皆京畿に集まる。而るに淄青のみ獨り至らず。一旦、賊平ぎ、天子、正に返らば、公等何の面目ありて天下の人を見んや。亟かに往きて功名を分ち富貴を取らざるは、後に悔ゆとも及ぶ無からん」と。將士、皆、容を改め咎を引き、顧みて敬武に謂つて曰はく、「諫議の言、是なり」と。

【三六】樓煩監。本、隴右節度に屬し、嵐州の刺史を以て之を兼ね領せしむ。至徳の後、内飛龍使に屬す。貞元十五年、始めて別に監牧使を置く。
【三七】是時、鄭從讜、河東に帥たり、赫連鐸、大同に帥たり。
【三八】王敬武、既に安師儒を逐ふ、朝廷遂に命じて留後と爲す。
【三九】事、二百五十二卷乾符二年に見ゆ。

敬武即ち兵を發し、濬に従うて西す。

劉漢宏、又、登高の鎮將王鎮を遣はし、兵七萬を將ゐて西陵に屯す。錢鏐、復た夜、江を濟りて襲撃し、大に之を破り、斬獲萬計、漢宏が諸將を官に補する僞勅二百餘通を得たり。鎮、諸營に奔る。

黃巢の兵勢尙ほ彊し。王重榮、之を患へ、行營都監楊復光に謂つて曰はく、「賊に臣たれば則ち國に負き、賊を討ずれば則ち力足らず。奈何せん」と。復光曰はく、「雁門の李僕射、驍勇にして彊兵有り。其家尊、吾が先人と、嘗て事を共にし相善し。彼も亦國に狗するの志有り。至らざる所以は、河東と隙を結ぶを以てなるのみ。誠に朝旨を以て鄭公に諭して之を召さば、必ず來らん。來らば則ち賊、平ぐるに足らじ」と。東面宣慰使王徽も亦以て然りと爲す。時に王鐸、河中に在り、乃ち墨勅を以て李克用を召し、鄭從讜を諭す。十一月、克用、沙陀の萬七千を將ゐて、嵐州より河中に趣き、敢て太原の境に入らず、獨り數百騎と與に、晉陽城下を過ぎ、從讜と別る。從讜、名馬・器幣を以て之に贈る。

李詳の舊卒、共に黃思鄴を逐ひ、華陰鎮使王遇を推して主と爲し、華州を以て王重榮に降る。王鐸、

【四〇】諸營。秦の舊縣、縣界に盤浦の諸山あり、因つて以て名と爲す。越州の西南一百四十一里に在り。今、浙江省會稽道に屬す。
【四一】雁門云云。時に李克用、代州に據る、代州は雁門郡なり。
【四二】楊復先の養父玄价、嘗て鹽州の軍を監す。沙陀が國に歸するや、先づ鹽州に由る。後、玄价、中尉と爲る。執宜父子、益之と善し。
【四三】鄭公は從讜をいふ。隙を結ぶこと前卷前年に見ゆ。
【四四】王鐸、都統と爲り、便宜をもて事に従ふ。凡そ微調除授、皆、墨勅を用ふるを得。
【四五】嵐州より南のかた石州に至るまで一百八十里。

制を承け、遇を以て刺史と爲す。

阡能の黨愈熾に、侵淫して蜀州の境に入る。陳敬瑄、楊行遷等が久しく功無きを以て、押牙高仁厚を以て都招討指揮使と爲し、兵五百人を將ゐて、往きて之に代らしむ。未だ發せざる前一日、麴を嚮ぐ者有り、旦より午に至るまで、營中に入出入すること數四。邏者、之を疑ひ、執へて之を訊ぬれば、果して阡能の謀なり。仁厚、命じて縛を釋かしめ、溫言もて之に問ふ。對へて曰はく、「某は村民なり。阡能、其父母妻子を獄に囚へて云ふ、「汝、事を誦うて歸り、實を得ば則ち汝の家を免さん。然らずんば盡く死さん」と。某、爾るを願ふに非ざるなり」と。仁厚曰はく、「誠に汝が是の如きを知る。我何ぞ汝を殺すに忍びんや。今汝を縱して歸し、汝の父母妻子を救はしむ。但だ阡能に語りて云へ、高尙書、來日、發せん。將ゐる所止だ五百人、多兵無きなり」と。然らば我、汝の一家を活かさん。汝、當に我が爲めに潛に寨中の人に語りて云ふべし、

「僕射、汝が曹が皆良人なるに、賊の制する所と爲り、情已むを得るに非ざるを感む。尙書、汝が曹を拯救、湔洗せんと欲す。尙書來らば、汝が曹各兵を投じて迎へ降れ。尙書當に人をして汝の背に書して「歸順」の字を爲さしめ、汝を遣りて舊業に復せしむべし。誅せんと欲する所の者は、阡能・羅渾擊・句胡僧・羅夫子・韓求の五人のみ。必ず、概しまに百姓に及ばしめざるなり」と。謀曰は

【四七】時に官爵を濫授し、仁厚未だ功を立てざるに、已に檢校尙書たり。
【四八】僕射、陳敬瑄をいふ。
【四九】湔洗、湔は洗滌なり。百姓が賊の汚染する所と爲りしを洗滌するをいふ。

く、「此れ皆百姓の心上の事なり。尙書盡く知りて之を赦さば、其れ誰か舞躍して命を聽かざらんや。一口、百に傳へ、百、千に傳へ、川騰海沸し、遏む可からざるなり。尙書の至るに比べて、百姓必ず盡く奔り赴くこと、嬰兒の慈母を見るが如くならん。阡能・孤居し、立ちどころに擒と成らん」と。明日、仁厚、兵を引き、發して雙流に至る。把截使白文現、出で迎ふ。仁厚、塹柵を周視し、怒りて曰はく、「阡能は役夫、其衆は皆耕民のみ。一府の兵を竭し、歳餘まで擒にする能はず。今、塹柵を觀るに、重複・牢密なること此の如し。宜なり其の以て安眠飽食し、寇を養ひ功を邀ふ可きこと」と。命じて引き出して之を斬らしむ。監軍・力救し、之を久しくして乃ち免るを得たり。命じて悉く塹柵を平げしめ、纒に五百の兵を留めて之を守らしめ、餘兵は悉く以て自ら隨ふ。又、諸寨の兵を召す。相繼ぎて皆集まる。阡能、仁厚將に至らんとするを聞き、羅渾擊を遣はし、五寨を雙流の西に立て、兵千人を野橋箐に伏せ、以て官軍を邀ふ。仁厚、詔ひ知り、兵を引ききて之を圍み、令を下して、殺す勿らしめ、人を遣はし、戎服を釋き、賊中に入りて告諭せしむること、昨日以て謀に語る所の者の如し。賊大に喜びて呼諜し、争うて其甲兵を棄て、降らんと請ひ、拜すること山を摧くが如し。仁厚、悉く撫諭して、其背に書し、歸りて寨中の未だ降らざる者に語らしむ。寨中の餘衆、争うて出で降る。渾擊・狼狽し、寨を棄てて走る。其衆執へて以て仁厚に詣る。仁厚曰はく、「此れ愚夫なり。與に語るに

【五二】蜀人、篋竹の間を謂つて等と爲す。たけやぶ。
【五三】其背に歸順の字を書す。

唐僖宗惠聖恭定孝皇帝中和二年

足らず」と。縛して以て府に送り、悉く命じて五寨及び其甲兵を焚かしめ、惟だ旗幟を留む。降る所凡そ四千人。明旦、仁厚、降者に謂つて曰はく、「始めには即ち汝を遣りて歸らしめんと欲せり。而れども前塗の諸寨の百姓、未だ吾が心を知らず、或は憂疑する有らん。汝が曹を藉りて我が爲めに前行せしめ、穿口・新津の寨下を過り、示すに背字を以てして之に告諭せん。延貢に至るに比べて、歸る可し」と。乃ち渾擊の旗を取り、倒に之を繋げ、五十人毎に隊と爲し、旗を擧げ疾呼して曰はく、「羅渾擊、已に生擒せられ、使府に送らる。大軍行くゆく至らん。汝が曹、寨中に居る者、速かに我の如く出で降れ。立ちどころに良人と爲りて事無きを得ん」と。穿口に至る。句胡僧、十一寨を置く。寨中の人争うて出で降る。胡僧大に驚き、劍を抜きて之を遏む。衆、瓦石を投じて之を撃ち、共に擒にして以て仁厚に獻す。其衆五千餘人皆降る。又、明旦、寨を焚き、降者をして旗を執りて先驅せしむること、一に雙流の如く、新津に至る。韓求、十三寨を置く。皆迎へ降る。求自ら深塹に投ず。其衆、之を鉤出す。已に死せり。首を斬りて以て獻す。將士、寨を焚かんと欲す。仁厚、之を止めて曰はく、「降人猶ほ未だ食せず。先づ資糧を運出せしめ、然る後之を焚かん」と。新に降る者、競うて炊爨し、

【五四】穿口は即ち新津新穿口なり。
 【五五】邛州安仁縣(今の四川省建昌道大邑縣の東南三十里)に延貢寨有り。
 【五六】其旗を取りて倒に之を繋ぐるは、已に其渠帥を得たるを示すなり。
 【五七】雙流縣は、成都の南四十里に在り。今の四川省西川道雙流縣。此より南して新穿口に至り、又南して新津に至り、又南して延貢に至り、又南して阡能の寨に至る。其道里相去ること各、四五十里のみ。

先に降り來り告ぐる者と共に之を食し、語笑、歌吹すること、終夜、絶えず。明日、仁厚、雙流・穿口の降者を縱して先づ歸らしめ、新津の降者をして旗を執りて先驅せしめ、且つ曰はく、「邛州の境に入らば、亦、散じ歸す可し」と。羅夫子、九寨を延貢に置く。其衆、前夕、新津の火光を望み、已に眠らず。新津の人至るに及び、羅夫子、身を脱し寨を棄てて阡能に奔る。其衆皆降る。明日、羅夫子、阡能の寨に至り、之と謀り、衆を悉して決戦せんとす。計未だ定まらず、日、暮るるに向なんとす。延貢の降者至る。阡能、羅夫子、馬を走らせ寨を巡り、兵を出さんと欲す。衆、皆、應せず。仁厚、兵を引き、連夜、之に逼る。明旦、諸寨、大軍已に近きを知り、呼譟して争ひ出で、阡能を執ふ。阡能、窘急して井に赴く。衆の擒ふる所と爲り、死せず。又、羅夫子を執ふ。羅夫子、自刎す。衆、羅夫子の首を挈へ、阡能を縛して之を驅り、前みて官軍を迎へ、仁厚を見、馬首を擁して大呼し、泣き拜して曰はく、「百姓、冤を負ふこと日久しく、控訴する所無かりき。謀者が還りしより、百姓、領を引き、頃刻を度ること春年の如し。今、尙書に遇ふ。九泉を出でて白日を睹・已に死して復た生くるが如し」と。讒呼して止む可からず。賊寨の他所に在る者、諸將を分遣し、往きて之を降す。仁厚、軍を出し、凡そ六日にして、五賊皆平ぐ。縣鎮を下す毎に、輒ち鎮遏使を補し、戸口を安集せしむ。是に於て、陳敬瑄、韓求・羅夫子の首を市に梟し、阡能・羅渾擊を城西に釘し、七日にして之を丹す。阡能の孔目官張榮

【五六】歌は歌を謳ふなり。吹は笙笛の類を吹くなり。
 【五七】謀者。仁厚が縱しし所の類を嚮く者。

は、本、安仁の進士なり。屢、擧げらるれども第に中らず。阡能に歸し、之が謀主と爲り、爲めに書檄を草す。阡能敗るるや、詩啓を以て哀を仁厚に求む。仁厚、府に送り、馬市に釘す。自餘は一人をも戮せず。十二月、仁厚を以て眉州防禦使と爲す。陳敬瑄、邛州に勝し、凡て阡能等の親黨、皆、問はず。未だ幾くならずして、邛州の刺史申す、「阡能の叔父行全の家三十五人を捕獲し、獄に繋ぐ。請ふ、法に準せん」と。敬瑄、以て孔目官唐溪に問ふ。對へて曰はく、「公已に勝有り、令して問ふ勿らしむ。而るに刺史復た之を捕ふるは、此れ必ず故有らん。今若し之を殺さば、豈に惟だ明公をして大信を失はしむるのみならんや。竊に恐る、阡能の黨、紛紛として復た起らんことを」と。敬瑄、之に従ふ。押牙牛暈を遣はし、往きて衆を州門に集め、械を破りて之を釋さしむ。因つて其の然る所以を詢ぬるに、果して行全に良田有り、刺史、之を買はんと欲すれども與へず、故に之を恨みしなり。敬瑄、刺史を召し、將に其罪を按せんとす。刺史、憂を以て死す。他日、行全、其家の、溪に由りて以て免れしを聞き、密に溪に、蝕箔金百兩を餉る。溪、怒りて曰はく、「此れ乃ち、太師の仁明なり。何ぞ吾が事に預らん。汝乃ち禍を懷きて相餉るか」

【六〇】法に準すとは、反逆の親屬は當に從坐して誅すべきをいふ。
 【六一】蝕箔金。博開錄に、蝕箔金の法有り、金及び分數の者、打ちて大箔片を成し、黃礬一兩、鷄屎礬一兩、膽礬半兩、硃砂一分、信土一兩、赤土一兩を以て、衰研するに鹽膽水を以てし、金片の上に調して炙乾し、更に搯し、更に炙し、此の如くすること三度、已來半糞灰一重を用ひ、重兩下に大火をもて煨すること一日、取り出して温湯をもて洗淨するに、其の存する者は金なり、其の蝕出する者は銀なり。
 【六二】太師。陳敬瑄、太師を檢校す、故に之を稱す。

と。其金を還し、斥け逐うて去らしむ。

河東節度使鄭從讜奏す、「嵐州に克ち、湯羣を執へて之を斬る」と。

【六三】湯羣は城を以て沙陀に附く。

初め朝廷、鄭紹業を以て荆南節度使と爲す。時に段彥謨、方に荆南に據る。紹業、之を憚り、半歳を踰えて乃ち鎮に至る。上、蜀に幸し、紹業を召して還らしめ、彥謨を以て節度使と爲す。彥謨、朱敬攻の殺す所と爲るや、復た紹業を以て節度使と爲す。紹業、敬攻を畏れ、逗遛して進まず。軍中久しく帥無し。是に至りて、敬攻、押牙陳儒を署して府事に知たらしむ。儒は江陵の人なり。

【六四】是年三月、朱敬攻、段彥謨を殺す。
 【六五】淨敗ること前卷前年に見ゆ。
 【六六】鷄軍。新舊五代史唐紀には鷄兒軍に作る。

奉天節度使齊克儉、河中節度使王重榮に、竝びに同平章事を加ふ。

李克用、兵四萬を將る、河中に至り、從父弟克修を遣はし、先づ兵五百を將る、河を濟り賊を嘗みしむ。初め克用の弟克讓、南山の寺僧の殺す所と爲り、其僕渾進通、黃巢に歸す。高潯の敗より、諸軍、皆、賊を畏れ、敢て進むもの莫し。克用の軍至るに及び、賊、之を憚りて曰はく、「鷄軍至れり。當に其鋒を避くべし」と。克用の軍、皆、黒を衣る。故に之を鷄軍と謂ふ。巢乃ち南山の寺僧十餘人を捕へ、使を遣はし、詔書及び重賂を齎し、渾進通に因りて克用に詣り、以て和を求む。克用、僧を殺し、克讓を哭し、其賂を受け、以て諸將に分ち、其詔書を焚き、

其使者を歸し、兵を引き、夏陽より河を度り、同州に軍す。

孟方立既に成麟を殺し、兵を引きて邢州に歸る。潞人、監軍吳全昂に請うて留後に知たらしむ。是歲、王鐸、墨制し、方立を以て邢州の事に知たらしむ。方立、受けず、全昂を囚へ、鐸に書を與ふ、『願はくは儒臣を得て潞州を鎮せん』と。鐸、鄭昌圖を以て昭義軍事に知たらしむ。既にして朝廷、右僕射租庸使王徽を以て同平章事とし、昭義節度使に充つ、徽、車駕・播遷し、中原方に擾れ、方立専ら、山東の邢・洛・磁・三州に據るを以て、朝廷の力制する能はざらんことを度り、辭して、行かず、且く昌圖に委ねんと請ふ。詔して、徽を以て、大明宮留守・京畿安撫制置・修奉園陵使と爲す。昌圖、潞州に至り、三月ならずして去る。方立遂に昭義軍を邢州に遷し、自ら留後と稱し、其將李殷銳を表して潞州の刺史と爲す。
〔三〕和州の刺史秦彥、其子をして、兵數千を將ゐて宣州を襲はしめ、觀察使竇滂を逐ひ、而して之に代る。

三年、春、正月、李克用の將李存眞、黃揆を沙苑に敗る。己巳、克用、進みて沙苑に屯す。揆は巢

〔三〕 夏陽縣は同州に屬す。今の陝西省關中道郿陽縣の東四十里。

〔六〕 成麟を殺すこと、前卷元年に見ゆ。

〔六九〕 鐸の命を受けず、而して鐸に書を與へ、必ず其私欲を濟さんことを期す。

〔七〇〕 邢洛磁三州は潞州に於て山東と爲す。

〔七一〕 大明宮は即ち東内なり、時に黃巢猶ほ京師に據り、大明宮、賊の處る所と爲る。園陵の開毀せられたる者も亦多し。此職命を以て徽に授け、以て收復を俟つ。

〔七三〕 秦彥が高駢に降ること、二百五十三卷乾符六年に見ゆ。其の和州を得るも亦駢之を用ふるなり。

の弟なり。王鐸、制を受け、克用を以て東北面行營都統と爲し、楊復光を以て東面都統監軍使と爲し、陳景思を北面都統監軍使と爲す。乙亥、制して、中書令充諸道行營都統王鐸を以て義成節度使と爲し、鎮に赴かしむ。田令孜、重きを北司に歸せんと欲し、『鐸、黃巢を討ち、久しく功無し。卒に楊復光の策を用ひて、沙苑を召して之を破れり』と稱す。故に、鐸の兵柄を罷め、以て復光を悦ばす。又、副都統崔安潛を以て東都留守と爲し、都都監西門思恭を以て右神策中尉と爲し、諸道租庸兼催促諸道進軍等使に充つ。令孜、自ら、議を建てて蜀に幸し、傳國寶・列聖の眞容を收め、家財を散じて軍を犒ひしを以て、己が功と爲し、宰相・藩鎮をして共に『賞を加へん』と請はしむ。上、令孜を以て、十軍兼、十二衛觀軍容使と爲す。
成德節度使常山の忠穆王王景崇・薨す。軍中、其子節度副使鎔を立て、留後の事に知たらしむ。時に鎔生れて十年なり。
天平留後朱瑄を以て節度使と爲す。
二月壬子、李克用、進みて、乾院に軍し、河中・易定・忠武軍と合す。尙讓等、十五萬の衆を將ゐて、梁田陂に屯す。明日、大に戦ひ、午より晡に至る。賊衆大に敗れ、俘斬

〔一〕 胡三省曰はく、王鐸の兵柄を罷むること、正月に在り、李克用が黃巢を破ること、四月に在り、蓋し田令孜、黃巢の勢已に覺まり、而して楊復光の功必ず成ると以ひ、先づ是を以て之を悦ばすのみと。

〔二〕 十軍、令孜、蜀に幸するに従ひ、神策新軍を募りて五十四都と爲し、離ちて十軍と爲し、神策十軍と號す。

〔三〕 十二衛、左右衛・左右驍衛・左右武衛・左右威衛・左右領軍衛・左右金吾衛、之を南牙十二衛といふ。

〔四〕 乾院、沙苑の西南に在り。

〔五〕 梁田陂、舊唐書には良天坡に作る、城店の西三十里に在り。

數萬、伏尸三十里。巢の將王璠・黃揆、華州を襲うて之に據る。王遇亡げ去る。

初め、光州の刺史李罕之、秦宗權の攻むる所と爲り、州を棄てて項城に奔り、餘衆を帥ゐて諸葛爽に歸す。爽、以て懷州の刺史と爲す。韓簡、鄆州を攻むること半年、下す能はず。爽復た襲うて河陽を取る。朱瑄、和を請ふ。簡乃ち之を捨き、兵を引きて河陽を撃つ。爽、罕之を遣はし、武陟に逆へ戦ふ。魏の軍大に敗れて還る。大將澶州の刺史樂行達、先づ歸りて魏州に據る。軍中共に行達を立てて留後と爲す。簡、部下の殺す所と爲る。己未、行達を以て魏博留後と爲す。

甲子、李克用進みて華州を圍む。黃思鄴・黃揆、城に嬰りて固守す。克用、騎を分ちて渭北に屯す。

王鎔を以て成德留後と爲す。

鄭紹業を以て太子賓客分司と爲し、陳儒を以て荆南留後と爲す。

峽路招討指揮使莊夢蝶、韓秀昇、屈行從の敗る所と爲り、退きて忠州を保つ。應援使胡弘略、戦、亦、利あらず。(一)江淮の貢賦、皆、賊の阻む所と爲り、百官、俸無し。(二)雲安・清井、路、通せず、

【六】 去年、王璠、華州に據りて國に歸す。
【七】 李罕之、秦彦と共に高駢に降る。蓋し駢、光州を守らしむ。
【八】 去年八月、韓簡、諸葛爽を破りて河陽を取り、十月、兵を移して鄆州を攻む。
【九】 懿宗咸通十一年、韓君雄、魏博を得、二世十四年にして滅ぶ。

【一〇】 去年、莊夢蝶を遣はして韓秀昇等を討たしむ。
【一一】 時に車駕、蜀に在り、江淮の租賦、峽江に汜りて上る、今、韓秀昇等の阻む所と爲る。
【一二】 雲安縣は漢の胸臆の地、唐、夔州に屬す。州の西一百三十三里に在り。鹽監は又縣の西三十里に在り。清井は漢の犍爲郡の江陽縣の地、瀘州の西南二百六十三里に在り。

民間、鹽乏し。陳敬瑄、奏し、眉州防禦使高仁厚を以て西川行軍司馬と爲し、三千の兵を將ゐて之を討たしむ。

鳳翔節度使李昌言に同平章事を加ふ。

黃巢、兵數敗れ、食復た盡き、陰に遁るる計を爲し、兵三萬を發し、藍田の道を隘す。三月

壬申、尙讓を遣はし、兵を將ゐて華州を救はしむ。李克用、王重榮、兵を引きて

渭北に在り。克用、毎夜、其將薛志勤・康君立をして、潛に長安に入り、

積聚を燔き、虜を斬りて還らしむ。賊中大に驚く。

淮南押牙合肥の楊行愨を以て廬州の刺史と爲す。行愨は本廬州の牙將

なり。勇敢にして、屢戦功有り。都將、之を忌み、刺史郎幼復に白し、

連に・出でて外に戍せしむ。行愨、過りて辭す。都將、甘言を以て之を悦

ばせ、其の須むる所を問ふ。行愨曰はく、『正に汝の頭を須むるのみ』

と。遂に起ちて之を斬り、并せて諸營を將ゐ、自ら八營都知兵馬使と稱す。幼復、制する能はず、高

駢を薦め、以て自ら代らせんと請ふ。駢、行愨を以て淮南押牙・知廬州事と爲す。朝廷、因りて之を

命ず。行愨、州人王勗の賢なるを聞き、召して・之を用ひんと欲す。固辭す。其子弟を問ふ。曰はく、

【一三】 藍田の道を扼するは、武關より南に走るの路を通する所なり。
【一四】 零口。京兆の昭應縣(今の陝西省關中道臨潼縣)に在り。
【一五】 楊行愨、後、名を行密と改む。事、此に始まる。
【一六】 過りて辭す。都將を過りて辭して行くなり。
【一七】 須。意の欲する所なり。

「子潜、學を好みて慎密なり。任ずるに事を以てす可し。弟の子稔、氣節有り。將と爲す可し」と。行
 愨、潜を召して門下に置き、稔及び定遠の人季章を以て驍將と爲す。初め呂用之、左驍雄軍使俞
 公楚に因り、高駢を見るを得たり。用之、横なること甚だし。或るひと以て公楚を咎む。公楚數
 用之を戒む、「少しく自ら斂めよ。相累はす母れ」と。用之、之を銜む。右驍雄軍使姚歸禮、氣直くし
 て敢言し、尤も用之の爲す所を疾み、時に面のあたり其罪を數め、常に之を手刃せんと欲す。癸未
 夜、用之、其黨と與に倡家に會す。歸禮潛に人を遣はし、其室を燬き、貌類たる者數人を殺す。用之、
 服を易へて、免るるを得たり。明日、其事を窮治し、火を縱つ者を獲たるに、皆、驍雄の卒なり。用
 之、是に於て、日夜、二將を駢に諧す。未だ幾くならずして、駢、二將をして、驍雄の卒三千を將
 て、賊を慎縣に襲はしむ。用之密に以て楊行愨に語りて云ふ、「公楚・歸
 禮、廬州を襲はんと欲す」と。行愨、兵を發して之を掩ふ。二將、備を爲
 さず、軍を擧げて盡く殪る。「二將、亂を謀る」といふを以て駢に告ぐ。
 駢、用之の謀を知らず、厚く行愨を賞す。
 己丑、河中行營招討副使朱全忠を以て宣武節度使と爲し、長安を克復す
 るを俟ち、鎮に赴かしむ。
 癸巳、李克用等、華州を拔く。黃揆、城を棄てて走る。

【一八】 定遠は漢の曲陽縣の地、唐、濠州に屬す。州の南八十里に在り。今の安徽省淮涇道定遠縣。
 【一九】 慎縣。漢の九江浚道縣の地、唐には廬州に屬す。州の東北六十里に在り。今の安徽省安慶道合肥縣の東北七十里に在り。
 【二〇】 三鎮は、皆、當に要地の間に在るべし。
 【二一】 富春より江を度りて三鎮を撃つ。富春は即ち富陽縣なり。
 【二二】 隊伍を修め整ふる也。
 【二三】 綱目には、入は及に作り、詢ふに山川蹊徑及び賊寨の據る所を以てすと讀む。

劉漢宏、兵を分ち、(二〇) 黃嶺・巖下・貞女の三鎮に屯す。錢鏐、八都の兵を將ゐて、(二一) 富春より之を撃ち、黃嶺を破り、巖下の鎮將史弁・貞女の鎮將楊元宗を擒にす。漢宏、精兵を以て諸暨に屯す。鏐又撃ちて之を破る。漢宏走る。
 莊夢蝶、韓秀昇、屈行從と戰ひ、又敗る。其敗兵紛紜として還り走る。所在慰諭すれども、遏む可からず。高仁厚に路に遇ふ。之を叱す。即ち止まる。仁厚、都虞候一人を斬り、更に部伍を修妮せしめ、乃ち耆老を召し、詢ふに山川蹊徑の賊寨の據る所に入るべきを以てす。喜びて曰はく、「賊の精兵、盡く舟中に在り、老弱をして寨を守らしめ、資糧は皆寨中に在り。此れ所謂戰を重んじ防を輕んずるなり。其の敗れんこと必せり」と。乃ち兵を江上に揚げ、涉らんと欲するの狀を爲す。賊、晝夜禦備し、兵を遣はして挑戰す。仁厚、與に兵を交へず、潜に勇士千人を發し、兵を執り藁を負ひ、夜、問道より、其寨を攻め、且つ之を焚かしむ。賊、望見し、兵を分ちて往きて之を救ふ。及ばず。資糧蕩盡し、衆心已に搖く。仁厚復た善く遊ぶ者を募りて其舟を鑿たしむ。相繼ぎて皆沈む。賊、往來惶惑し、相救ふ能はず。仁厚、兵を遣はし、要路に於て邀へ撃ち、且つ之を招く。賊衆皆降る。秀昇、行從、衆潰ゆるを見、劍を揮つて亂斫し、之を止めんと欲す。衆愈々怒り、共に二人を執へ、仁厚に詣る。仁厚、之を詰りて曰はく、「何が

故に反せる」と。秀昇曰はく、「〔二四〕大中皇帝の晏駕せしより、天下、復た公道無く、紐解け綱絶えたり。今日、反する者は、豈に惟だ秀昇のみならんや。成れば是、敗るれば非なり。机上の肉、惟だ烹醢する所のままなるのみ」と。仁厚、慨然として、命じて〔二五〕善食せしめて之を械す。夏四月庚子、行在に獻す。之を斬る。

李克用、忠武の將龐從・河中の將白志遷等と與に、兵を引きて先づ進み、黃巢の軍と渭南に戦ひ、一日に三たび戦ひ、皆捷つ。義成・義武等の諸軍、之に繼ぐ。賊衆大に奔る。甲辰、克用等、光泰門より京師に入る。黃巢、力戦すれども勝たず、宮室を焚きて遁れ去る。賊の死し及び降る者甚だ衆し。官軍暴掠すること、賊に異なる無し。長安の室屋、及び民の存する所幾くも無し。〔二六〕巢、藍田より商山に入り、多く珍寶を路に遺す。官軍争うて之を執り、急に追はず。賊遂に逸れ去る。楊復光、使を遣はして捷を告ぐ。百官入りて賀す。詔して、忠武等の軍二萬人を留め、大明宮留守王徽及び京畿制置使田從異に委ね、部分して長安を守衛せしむ。五月、〔二七〕朱玫・克用・東方達に同平章事を加へ、陝州を升せて節度と爲し、王重盈を以て節度使と爲し、又、延州を建てて保塞軍と爲し、保大軍司馬延州の刺史李孝恭を以て節度使と爲す。克用、時に年二十八、諸將に於て最も少し。而して黃巢を破り、長安を復し、功第一にして、兵勢最

〔二四〕 大中皇帝。宣宗をいふ。
〔二五〕 善食とは善く酒食を以て之を食ふ也。
〔二六〕 黃巢先づ兵を遣はして藍田の道を隘す、故に此道より遁れ去るを得たり。
〔二七〕 黃巢を破り京城を復するの功を賞するなり。

も彊し。諸將皆之を畏る。克用、一目、微眇なり。時人、之を獨眼龍と謂ふ。詔して、崔瑒が家貴く身顯れ、黃巢の相と爲り、首尾三載、逃れず隠れざるを以て、所在に於て之を斬らしむ。黃巢、其驍將孟楷をして萬人を將りて前鋒と爲し、蔡州を撃たしむ。節度使秦宗權、逆へ戦うて敗る。賊進みて其城を攻む。宗權遂に巢に臣と稱し、之と兵を連ぬ。初め巢、長安に在るや、陳州の刺史〔二八〕宛丘の趙犇、諸將に謂つて曰はく、「巢、長安に死せずんば、必ず東に走らん。陳は其衝なり。且つ〔二九〕巢素忠武と仇たり。之が備を爲さざる可からず」と。乃ち城塹を完くし、甲兵を繕ひ、芻粟を積み、六十里の内、民の資糧有る者は、悉く之を徙して城に入れ、多く勇士を募り、其弟昶・子麓林をして分ちて之に將たらしむ。孟楷既に蔡州を下し、兵を移して陳の軍を〔三〇〕項城に撃つ。犇、先づ之に弱きを示し、其の備無きを伺ひ、之を襲ひ撃ち、殺獲して殆ど盡し、楷を生擒して之を斬る。巢、楷が死せしを聞き、驚き怒り、衆を悉して〔三一〕激水に屯す。六月、秦宗權と兵を合はせて陳州を圍む。塹を掘ること五重、百道之を攻む。陳人大に恐る。犇、之を諭して曰はく、「忠武は素より義勇を著はし、陳州は號して勁兵と爲す。況んや吾が家久しく陳の祿を食むをや。誓つて此州と存亡せん。男子、當に生を死中に求むべし。且つ國に徇じて死するは、賊に臣として生くるに愈らずや。異議有る者は斬らん」

〔二八〕 眇は一目小なり。
〔二九〕 宛丘。後魏の項縣、唐、陳州に屬す。今の河南省開封道淮陽縣。
〔三〇〕 巢、初めて起りしより、宋威・張自勉等と累に戦ふ、皆、忠武の兵なり。
〔三一〕 項城。陳州の東南に在り。今、河南省開封道に屬す。
〔三二〕 激水。陳州の西南に在り。

と。數 銳兵を引き、門を開きて出でて賊を撃ち、之を破る。巢益、怒り、州の北に營し、宮室・百
司を立て、持久の計を爲す。時に民間、積聚無し。賊、人を掠めて糧と爲し、生きながら確磔に投じ、
骨を併せて之を食ふ。給糧の處を號して 春磨寨と曰ふ。兵を縦ちて四掠す。河南・許・汝・唐・鄧・
孟・鄭・汴・曹・濮・徐・兗等の數十州より、咸、其毒を被る。

初め上蔡の人 劉謙、嶺南の小校と爲る。節度使韋宙、其器を奇とし、兄の女を以て之に妻はす。
謙、羣盜を撃ち、屢、功有り。辛丑、謙を以て封州の刺史と爲す。

東川節度使楊師立に同平章事を加ふ。

宣武節度使朱全忠、所部數百人を帥ゐて鎮に赴く。秋七月丁卯、汴州に
至る。時に汴・宋薦に飢ゑ、公私窮竭す。内は則ち驕軍、制し難く、外は
大敵の攻むる所と爲り、日として戦はざるは無し。衆心危み懼る。而るに
全忠の勇氣益々振ふ。詔して、黃巢未だ平がざるを以て、全忠に東北面
都招討使を加ふ。

南詔、布燮・楊奇肱を遣はし、來りて公主を迎へしむ。陳敬瑄に詔して書を與へしめ、辭するに、
鑾輿・巡幸し、儀物未だ備はらざるを以てし、「京邑に還るを俟ち、然る後出降せん」と。奇肱、從は
ず、直に前みて成都に至る。

李克用、長安より兵を引きて雁門に還る。尋ぎて 詔 有り、克用を以て河東節度使と爲し、鄭從讜
を召して行在に詣らしむ。克用乃ち東道より榆次を過ぎ、雁門に詣り、其父を省す。克用尋ぎて 河
東に勝し、軍民を安慰して曰はく、「舊念を爲す勿れ。各、家業に安んぜよ」と。

左驍衛上將軍楊復光、河中に卒す。復光、慷慨にして忠義を喜び、善
く士卒を撫す。軍中、慟哭すること累日。八都將鹿晏弘等、各、其衆を以て
散じ去る。田令孜、素より之を畏忌し、其の卒するを聞きて甚だ喜び、因
つて其兄樞密使復恭を擯斥して飛龍使と爲す。令孜、權を専らにし、人、
之と抗するもの莫し。惟だ復恭數、之と得失を争ふ。故に令孜、之を惡
む。復恭因つて疾と稱して藍田に歸る。

成德留後王鎔・魏博留後樂行達・天平留後朱瑄を以て本道節度使と爲す。
司徒門下侍郎同平章事鄭畋、播越に當ると雖も、猶ほ法度を謹む。田令
孜、判官吳圓の爲めに郎官を求む。畋、許さず。陳敬瑄、宰相の上に立
たんと欲す。畋、故事に 使相は品秩高しと雖も皆眞相の下に居るを以
て、因つて之を争ふ。二人乃ち 鳳翔節度使李昌言をして上言せしむ、「軍情・猜忌す。畋をして扈從
して 北に過らしむ可からず」と。畋も亦累表して位を辭す。乃ち罷めて太子太保と爲す。又、其子

【三〇】 春磨寨。即ち確磔を設く
る處なり。確は以て春き、磔
は以て磨す。
【三一】 この河南は洛州河南府を
謂ふ。
【三二】 劉謙、此に始まる。
【三三】 咸通中、韋宙、嶺南に帥
たり。

【三七】 河東の人これより前數、
克用と戦ひしを以て、其の自
ら安んぜざらんことを恐る、
故に之を勝讞す。
【三八】 吳圓。田令孜の屬官なり。
【三九】 唐の末、凡そ節度使にし
て、平章事及び檢校三省長官
三公三師を帶ぶる者は、皆之
を使相と謂ふ。
【四〇】 元年、昌言、畋を逐ひ、
以て鳳翔を攘む、故に二人、
之を嗾して上言せしめ、以て
畋の相を罷む。
【四一】 一本には北を此に作る。

兵部侍郎凝績を以て 彭州の刺史と爲し、之をして就養せしむ。兵部尚書判度支裴澈を以て中書侍郎・同平章事と爲す。

八月甲辰、李克用、晉陽に至る。詔して、前の振武節度使李國昌を以て代北節度使と爲し、代州に鎮せしむ。

湖南を升せて欽化軍と爲し、觀察使閔勗を以て節度使と爲す。

九月、陳敬瑄に兼中書令を加へ、爵を潁川郡王に進む。

感化節度使時溥、激水に營す。溥に東面兵馬都統を加ふ。

荆南留後陳儒を以て節度使と爲す。

昭義節度使孟方立、潞州は地險に人勁く、屢主帥を篡ふを以て、漸く

之を弱めんと欲し、乃ち 治所を邢州に遷し、大將の家及び富室、皆、

山東に徙す。潞人、悦ばず。監軍祁審誨、人心の安んぜざるに因り、武郷

鎮使安居受をして、潛に蠟丸を以て師を李克用に乞ひ、軍府を潞州に復せ

んことを請はしむ。冬十月、克用、其將賀公雅等を遣はして之に赴かしむ。方立の敗る所と爲る。又、

李克修を遣はして之を撃たしむ。辛亥、潞州を取り、其刺史李殷銳を殺す。是後、克用、每歲、兵を

出して山東を爭ふ。三州の人、半俘讎と爲り、野に稼穡無し。

宗女を以て 安化長公主と爲し、南詔に妻はす。

劉漢宏、十餘萬の衆を將る、西陵に出で、將に董昌を撃たんとす。戊午、錢鏐、江を濟りて迎へ戦

ひ、大に之を破る。漢宏、服を易へ、鎗刀を持して遁る。己未、漢宏、餘衆四萬を收め、又戦ふ。

鏐又之を破り、其弟漢容及び將辛約を斬る。

十一月甲子朔、秦宗權、許州を圍む。

忠武の大將鹿晏弘、所部を帥る、河中より、南して 襄・鄧・金・洋を掠

め、過ぐる所屠滅し、聲して『西のかた行在に赴く』と云ふ。十二月、興

元に至り、節度使牛勗を逐ふ。勗、龍州の西山に奔る。晏弘、興元に據

り、自ら留後と稱す。

武寧節度使時溥、食に因りて毒に中り、判官李凝古を疑うて之を殺

す。凝古の父損、右散騎常侍たり、成都に在り。溥・奏す、『凝古、父と

謀を同じくす』と。田令孜、溥の賂を受け、御史臺をして之を鞠せし

む。侍御史王華、損の爲めに冤を論ず。令孜、詔を矯めて損を移し、神策の獄に下す。華、拒みて、

遣らす。蕭遘・奏す、『李凝古、毒を行ふこと、事、曖昧に出づ。已に溥の殺す所と爲る。父損、相別

るること數年、聲問、通せず。安くんぞ誣ふるに同謀を以てするを得んや。溥、功を恃み法を亂り、

【四七】 慶州は安化郡。

【四八】 鎗刀を持す。敵人をして之を見て以て庖丁と爲し、漢宏たるを疑はざらしむるなり。

【四九】 金州は漢の漢中郡の西城縣。今の陝西省漢中道安康縣。

洋州は漢の成固縣の地。今の陝西省漢中道洋縣。

【五〇】 龍州の西山は松茂二州の界、時に糧中に没す。

【五一】 武寧は當に感化に作るべし。

朝廷を陵蔑し、天子の侍臣を殺さんと欲す。若し其欲に狗はば、行くゆく臣が輩に及ばん。朝廷、何を以て自ら立たん」と。是に由りて、損、死を免るるを得、田里に歸る。時に令孜、權を専らにし、羣臣、敢て迂視るもの莫し。惟だ遼のみ屢、與に爭辯す。朝廷、之に倚る。

浙東を升せて義勝軍と爲し、劉漢宏を以て節度使と爲す。

趙犖、人を遣はし、問道より救を隣道に求む。是に於て、周岌・時溥・朱全忠、皆、兵を引きて之を

救ふ。全忠、黄巢の黨と、鹿邑に戦ひ、之を敗る。斬首二千餘級。遂に

兵を引きて亳州に入りて之に據る。

四年、春正月、鹿晏弘を以て興元留後と爲す。

魏博節度使樂行達に名を彦禎と賜ふ。

東川節度使楊師立、陳敬瑄兄弟の權寵の盛なるを以て、心、平かなる

能はず。敬瑄が、高仁厚を遣はして韓秀昇を討たしむるや、之に語りて曰はく「功を成して還らば、

當に天子に奏し、東川を以て相賞すべし」と。師立、之を聞き、怒りて曰はく、「彼此、列藩なり。而

るに遽に我が疆土を以て人に許すは、是れ天地無きなり」と。田令孜、其の亂を爲さんことを恐れ、

其の兵を發して防遏せざるに因り、師立を徵して右僕射と爲す。

黄巢の兵尙ほ強く、周岌・時溥・朱全忠、支ふる能はず。共に救を河東節度使李克用に求む。二月、

克用、蕃漢の兵五萬を將ゐて、天井關に出づ。河陽節度使諸葛爽、辭するに

し、兵を萬善に屯し、以て之を拒ぐ。克用乃ち兵を還し、陝・河中より、

河を渡りて東す。

楊師立、詔書を得、怒りて、代を受けず、官告使及び監軍使を殺し、兵

を擧げ、陳敬瑄を討つを以て名と爲す。大將、諫むる者有れば、輒ち之を

殺す。進みて、涪城に屯し、其將郝綱を遣はし、綿州を襲はしむ。克たず。

丙午、陳敬瑄を以て西川東川山南西道都指揮招討安撫處置等使と爲す。三

月甲子、楊師立、檄を行在の百官及び諸道の將吏士庶に移し、陳敬瑄の十

罪を數へ、自ら言ふ、「本道の將士・八州の壇丁共に十五萬人を集め、長

驅して罪を問ふ」と。詔して、師立の官爵を削り、眉州防禦使高仁厚

を以て東川留後と爲し、兵五千を將ゐて之を討たしめ、西川押牙楊茂言を

以て行軍副使と爲す。

朱全忠、黄巢の、瓦子寨を撃ち、之を拔く。巢の將陝の人李唐賓・楚丘の王虔裕、全忠に降る。

婺州の人王鎮、刺史黄禍を執へ、錢鏐に降る。劉漢宏、其將婁賚を遣はし、鎮を殺して之に代らし

【一】河橋。河陽橋を謂ふ。

【二】官告使は右僕射の告身を奉じて以て師立を徵する者なり。

【三】涪城は漢の涪縣の地。唐には初め綿州に屬し、後、梓州に屬す。州の西北五十五里に在り。今の四川省嘉陵道三台縣の西北六十里。

【四】壇丁。蜀中の邊郡の民兵なり。

【五】瓦子寨。黄巢、民居を撤し、以て寨屋と爲し、之を瓦子寨と謂ふ。

【一】鹿邑。後魏の陳留武平縣なり。唐には亳州に屬す。州の西一百三十里に在り。今の河南省開封道鹿邑縣の西六十里。

【二】田令孜。陳敬瑄は兄弟なり。

【三】上の二月に見ゆ。

浦陽の鎮將蔣瓌、鏐の兵を召し、共に婺州を攻め、賚を擒にして還る。碣は閩の人なり。
 高駢の從子左驍衛大將軍漢、呂用之の罪狀二十餘幅を疏し、密に以て駢に呈し、且つ泣きて曰はく、
 『用之、内は則ち神仙の説を假りて、尊聽を盡惑し、外は則ち節制の權を盗みて、百姓を殘賊す。將
 佐、死を懼れ、之を敢て言ふもの莫し。歲月浸く深く、羽翼將に成らんと
 す。苟くも之を除かずんば、恐らくは高氏の奕代の勳庸、一朝にして地を
 掃はん』と。因つて嗚咽して自ら勝へず。駢曰はく、『汝醉へるか』と。命
 じて扶けて出でしむ。明日、漢の狀を以て用之に示す。用之曰はく、『四
 十郎、嘗て空乏を以て告げらる。未だ命に違ふを獲ず。故に此憾有り』と。
 因つて漢の手書數幅を出して之を呈す。駢甚た慙ぢ、遂に漢の出入を禁ず。
 後月餘、漢を以て舒州の事に知らしむ。羣盜陳儒、舒州を攻む。漢、救
 を廬州に求む。楊行愨、力、救ふ能はず、其將李神福に謀る。神福、寸刃
 を用ひずして之を逐はんと請ふ。乃ち多く旗幟を齎し、間道より舒州に
 入り、之を頃くして、舒州の兵を引き、廬州の旗幟を建てて出で、地形を指
 畫すること、大陳を布く狀の若くす。賊懼れて宵遁る。神福は洛州の人な
 り。之を久しくして、羣盜吳迴・李本、復た舒州を攻む。漢、守る能はず、

【一】 碣は閩の人なり。
 【二】 唐の婺州は漢の烏傷の地なり。今の浙江省金華道金華縣。
 【三】 四十郎。漢は第四十。
 【四】 廬州より南のかた舒州に至るまで四百二十里。
 【五】 合肥。漢の古縣、唐には廬州を帶ぶ。今、安徽省安慶道に屬す。
 【六】 清流。漢の全椒縣の地、唐には滁州を帶ぶ。今の安徽省淮泗道滁縣。
 【七】 舒城。開元二十三年、合肥・廬江を分ちて舒城縣を置き、廬州に屬す。州の西南一

城を棄てて走る。駢、人をして就きて之を殺さしむ。楊行愨、其將（一）合肥の陶雅・清流の張訓等を遣はし、兵を將ゐて吳迴・李本を撃たしむ、擒にして之を斬る。雅を以て舒州の刺史を攝せしむ。秦宗權、其弟を遣はし、兵を將ゐて廬州に寇せしむ。（二）舒城に據る。楊行愨、其將合肥の田頴を遣はし、撃ちて之を走らす。

【一】 百一十里に在り。今、安徽省安慶道に屬す。
 【二】 路審中、董昌の拒む所と爲ること、前卷元年に見ゆ。
 【三】 太康。漢の陽夏縣。唐には陳州に屬す。今の河南省開封道太康縣。
 【四】 西華。漢の縣、唐、陳州に屬す。州の西八十里に在り。今、河南省開封道に屬す。

黃巢、陳州を圍むこと幾ど三百日。趙犖兄弟、之と大小數百戰し、兵食將に盡きんとすと雖も、而も衆心益固し。李克用、許・汴・徐・兗の軍に陳州に會す。時に尙讓、太康に屯す。夏四月癸巳、諸軍進みて太康を拔く。黃思鄴、西華に屯す。諸軍復た之を攻む。思鄴走る。黃巢、之を聞きて懼れ、退きて故陽里に軍す。陳州の圍始めて解く。朱全忠、黃巢將に至らんとすと聞き、軍を引き大梁に還る。五月癸亥、大に雨ふり、平地三尺。黃巢の營、水の漂はす所と爲る。且つ、李克用將に至らんとすと聞き、遂に兵を引き、東北して汴州に趣き、尉氏を屠る。尙讓、驍騎五千を以て、進みて大梁に逼り、（三）繁

【一】 繁。本、師曠の吹臺。浚儀城の南・牧澤の右に在り。
 【二】 故陽里。陳州城の北に在り。
 【三】 繁。本、師曠の吹臺。浚儀城の南・牧澤の右に在り。

臺に至る。宣武の將、豐の人朱珍・南華の龐師古、擊ちて之を却く。全忠復た急を李克用に告ぐ。丙寅、克用、忠武都監使田從異と與に、許州を發し、戊辰、追うて黃巢に中牟の北、王滿渡に及び、其の半濟るに乘じ、奮擊して大に之を破り、萬餘人を殺す。賊遂に潰ゆ。尙讓、其衆を帥ゐて時溥に降る。別將、臨晉の李讓、曲周の霍存、甄城の葛從周、宛句の張歸霸及び弟歸厚、其衆を帥ゐて朱全忠に降る。巢、汴を踰えて北す。己巳、克用追うて之を封丘に擊ち、又、之を破る。庚午夜、復た大に雨ふる。賊驚き懼れて東に走る。克用、之を追ひ、胙城・匡城を過ぐ。巢、餘衆を收めて千人に近く、東して兗州に奔る。辛未、克用追うて宛句に至る。騎の能く屬する者、纔に數百人。晝夜行くこと二百餘里。人馬疲乏し、糧盡く。乃ち汴州に還り、糧を裏みて復た之を追はんと欲す。巢の幼子及び乘輿・器服・符印を得、掠むる所の男女萬人を得、悉く之を縱ち遣る。

癸酉、高仁厚、德陽に屯す。楊師立、其將鄭君雄・張士安を遣はし、鹿頭關に據り、以て之を拒ぐ。

甲戌、李克用、汴州に至り、城外に營す。朱全忠、固く城に入らんと請ふ。上源驛に館す。全忠

【二〇】 豐。漢の縣、唐には徐州に屬す。州の西北一百四十里に在り。今の江蘇省徐海道豐縣。

【二一】 王滿渡。乃ち汴河の纏る所の津濟の地。

【二二】 臨晉。河中府に屬す。府の北六十五里に在り。今の山西省河東道臨晉縣。

【二三】 曲周。漢の古縣、唐には洛州に屬す。

【二四】 甄城。當に鄆城に作るべし。漢の古縣、唐には濮州に屬す。

【二五】 胙城。漢の南燕縣、唐には滑州に屬す。州の南九十里に在り。今の河南省河北道延津縣の北三十五里。

【二六】 晉の天福五年、東京上源驛を改めて都亭驛と爲す。

忠就きて置酒し、聲樂饌具皆精豐に、禮貌甚に恭し。克用、酒に乘じて氣を使ひ、語頗る之を侵す。全忠、平かならず。薄暮、酒を罷む。從者皆霑醉す。宣武の將楊彥洪、密に全忠と謀り、車を連ねて柵を樹て、以て衢路を塞ぎ、兵を發し驛を圍みて之を攻む。呼聲、地を動かす。克用酔ひ、之を聞かず。親兵薛志勤・史敬思等十餘人格闘す。侍者郭景銖、燭を滅し、克用を扶けて牀下に匿し、水を以て其面に沃ぎ、徐ろに告ぐるに難を以てす。克用始めて目を張り弓を援りて起つ。志勤、汴人を射、死者數十。須臾にして煙火四合す。會大雨震電し、天地晦冥なり。志勤、克用を扶け、左右數人を帥ゐ、垣を踰え圍を突き、雷光に乗じて行く。汴人、橋を扼す。力戰して、度を得たり。史敬思、後拒を爲し、戰死す。克用、尉氏門に登り、城に絶して、出づるを得たり。監軍陳景思等三百餘人、皆、汴人の殺す所と爲る。楊彥洪、全忠に謂つて曰はく、「胡人、急なれば則ち馬に乗る。馬に乗るものを見れば、則ち之を射よ」と。是夕、彥洪、馬に乗り、適、全忠の前に在り。全忠、之を射て殛す。克用の妻劉氏、智略多し。左右の先づ脱れ歸る者、汴人が變を爲せるを以て告ぐ。劉氏、神色、動かさず。立ちどころに之を斬り、陰に大將を召して約束し、軍を保ちて以て還らんと謀る。明くる比ほひ、克用至る。兵を勅して全忠を攻めんと欲す。劉氏曰はく、「公、比、國の爲めに賊を討ち、東諸侯の急を救へり。

【二七】 李克用、蓋し、全忠が黃巢に従つて寇を爲すを言ひ、其實に觸るるなり。

【二八】 霑醉。酒を飲みて大に酔ひ、骨體霑濕し、自ら持する能はざるをいふ。

【二九】 尉氏門。汴城の南門なり。

【三〇】 東諸侯。東方の諸鎮を謂ふ。

今、汴人^{べんびと}不道^{ふたう}にして、乃^{すなは}ち公^{こう}を害^{がい}せんと謀^{はか}る。自^{みづか}ら當^{まさ}に之^{これ}を朝廷^{てうてい}に訴^{うた}ふべし。若^{もし}し擅^{しん}に兵^{へい}を擧^あげて相攻^{あひせ}めば、則^{すなは}ち天下^{てんか}孰^{たれ}か能^よく其^{その}曲^{まが}直^{ちよく}を辯^{べん}せん。且^かつ彼^{かれ}、以^{もつ}て辭^じ有^あるを得^えん」と。克^{こく}用^{よう}、之^{これ}に従^{したが}ひ、兵^{へい}を引^ひきて去^さり、但^ただ書^{しよ}を移^いして全^{ぜん}忠^{ちゆう}を責^せむ。全^{ぜん}忠^{ちゆう}、復^{ふく}書^{しよ}して曰^{いは}く、「前夕^{ぜんゆふ}の變^{へん}は、僕^{ぼく}、之^{これ}を知らず。朝廷^{てうてい}自^{みづか}ら使者^{しや}を遣^{つか}はし、楊^{やう}彥^{げん}洪^{こう}と與^{とも}に謀^{はかり}を爲^なせるなり。彥^{げん}洪^{こう}既^{すで}に其^{その}幸^{ゆき}に伏^{ふく}せり。惟^ただ公^{こう}、亮^{りやう}察^{さつ}せよ」と。克^{こく}用^{よう}の養^{やう}子^し嗣^し源^{げん}、年^{とし}十七^{じち}、克^{こく}用^{よう}に従^{したが}つて上^{じやう}源^{げん}より矢^や石^{せき}の間^まを出^いで、獨^{ひと}り、傷^{きず}つく所^{ところ}無^なし。嗣^し源^{げん}は本^{もと}胡^こ人^{じん}にして、名^なは邈^{はく}佶^{きつ}烈^{れつ}、姓^{せい}無^なし。克^{こく}用^{よう}、軍^{ぐん}中^{ちゆう}の驍^{せう}勇^{ゆう}なる者^{もの}を擇^{たく}び、^{〔三三〕}多く養^やうて子^こと爲^なし、回^{くわい}鶻^{こつ}の張^{ちやう}政^{せい}の子^こを名^なづけて存^{そん}信^{しん}と曰^{いは}ひ、振^{しん}武^ぶの孫^{そん}重^{ちゆう}進^{しん}を存^{そん}進^{しん}と曰^{いは}ひ、許^{きよ}州^{しゆう}の王^{わう}賢^{けん}を存^{そん}賢^{けん}と曰^{いは}ひ、安^{あん}敬^{けい}思^しを存^{そん}孝^{かう}と曰^{いは}ひ、皆^{みな}、姓^{せい}李^り氏^しを冒^{をか}す。丙^{へい}子^し、克^{こく}用^{よう}、許^{きよ}州^{しゆう}の故^こ寨^{さい}に至^{いた}り、糧^{りやう}を周^{しゆう}岌^{きふ}に求^{もと}む。岌^{きふ}、辭^じするに糧^{りやう}乏^ふしきを以^{もつ}てす。乃^{すなは}ち陝^{せん}より河^かを濟^{わた}り、晉^{しん}陽^{やう}に還^{かへ}る。

〔三二〕 李嗣源の事、此に始まる。
 〔三三〕 此れ謂はゆる義兒なり。
 〔三三〕 夜二鼓は夜二更なり。

鄭^{てい}君^{くん}雄^{ゆう}・張^{ちやう}士^し安^{あん}、壁^{へき}を堅^{かた}くして出^いでず。高^{かう}仁^{じん}厚^{こう}曰^{いは}く、「之^{これ}を攻^せめば則^{すなは}ち彼^{かれ}利^りあり我^{われ}傷^{きず}つかん。之^{これ}を圍^{かこ}まば則^{すなは}ち彼^{かれ}困^{くわん}しみ我^{われ}逸^{いつ}せん」と。遂^{つひ}に十二^{じふに}寨^{さい}を列^{つら}ねて之^{これ}を圍^{かこ}む。丁^{てい}丑^{ちゆう} ^{〔三三〕}夜^{よる}二^に鼓^こ、君^{くん}雄^{ゆう}等^ら、勁^{けい}兵^{へい}を出^いし、城^{じやう}北^{ほく}の副^{ふく}使^しの寨^{さい}を掩^{えん}撃^{げき}す。楊^{やう}茂^{まう}言^{げん}、禦^{ふせ}ぐ能^{あた}はず、衆^{しゆう}を帥^しゐて寨^{さい}を棄^すてて走^{はし}る。其^{その}旁^{かたはら}の數^{すう}寨^{さい}、副^{ふく}使^しの走^{はし}るを見^み、亦^{また}走^{はし}る。東^{とう}川^{せん}の人^{ひと}、兵^{へい}を併^{みな}せ、南^{なん}して中^{ちゆう}軍^{ぐん}を攻^せむ。仁^{じん}厚^{こう}、之^{これ}を聞き、大^{おほ}に寨^{さい}門^{もん}を開^{ひら}き、炬^{きよ}火^{くわ}を設^{たて}けて之^{これ}を照^てらし、自^{みづか}ら士^し卒^{そつ}を帥^しゐる、兩^{りやう}翼^{よく}と爲^なし、道^{みち}の左^{ひだり}右^{みぎ}に伏^{ふく}す。賊^{せき}至^{いた}り、門^{もん}の開^{ひら}けるを見^み、敢^{かん}て入^いらず、還^{かへ}り去^さる。仁^{じん}厚^{こう}、伏^{ふく}を發^{はつ}して之^{これ}を撃^{げき}つ。東^{とう}川^{せん}の兵^{へい}大^{おほ}に奔^{ほん}る。追^おうて城^{じやう}下^かに至^{いた}り、之^{これ}に壕^{ごう}中に蹙^{せま}り、斬^{せん}獲^{くわく}甚^{しん}だ衆^{しゆう}くして還^{かへ}る。仁^{じん}厚^{こう}念^{ねん}へらく、諸^{しよ}の寨^{さい}を棄^すてて走^{はし}る者^{もの}、明^{みやう}旦^{たん}、誅^{しつ}殺^{さつ}に當^{あた}る所甚^{しん}だ多^{おほ}しと。乃^{すなは}ち密^{ひそ}かに孔^{こう}目^{もく}官^{くわん}張^{ちやう}詔^{しやう}を召^めし、之^{これ}に諭^{さと}して曰^{いは}く、「爾^{なん}速^{すみ}かに ^{〔三三〕}步^ほ探^{たん}子^しを遣^{つか}はし、數^{すう}十^{じふ}人^{にん}を將^{しやう}ゐ、道^{みち}を分^{わか}ちて、走^{はし}る者^{もの}を追^おはしめ、自^{みづか}ら爾^{なん}の意^いを以^{もつ}て之^{これ}に諭^{さと}して曰^{いは}へ、 ^{〔三三〕}僕^{ぼく}射^{しや}、幸^{さい}に寨^{さい}を出^いでず、皆^{みな}、知^しらず。汝^{なん}が曹^{そう}・速^{すみ}かに歸^{かへ}り來^{きた}り、 ^{〔三三〕}旦^{たん}に牙^が參^{さん}せよ。憂^{うれ}ふる勿^なかれ」と。詔^{せう}、素^そ、長^{ちやう}者^{しや}に名^なあり。衆^{しゆう}、之^{これ}を信^{しん}ず。四^し鼓^こに至^{いた}りて皆^{みな}寨^{さい}に還^{かへ}る。惟^ただ楊^{やう}茂^{まう}言^{げん}、走^{はし}りて ^{〔三三〕}張^{ちやう}把^ぱに至^{いた}る。乃^{すなは}ち追^おうて之^{これ}に及^{およ}ぶ。仁^{じん}厚^{こう}、諸^{しよ}寨^{さい}の漏^{ろう}鼓^こ故^この如^{ごと}きを聞き、喜^{よろこ}びて曰^{いは}く、「悉^{しつ}く歸^{かへ}れり」と。詰^{きつ}旦^{たん}、諸^{しよ}將^{しやう}・牙^が集^{じふ}し、以^{おも}爲^なへらく、仁^{じん}厚^{こう}誠^{せい}に知^しらざるなりと。坐^ざすること良^や久^{きう}しくして、仁^{じん}厚^{こう}、茂^{まう}言^{げん}に謂^いつて曰^{いは}く、「昨夜^{さくや}、副^{ふく}使^し身^みづから士^し卒^{そつ}に先^{さき}だち。走^{はし}りて張^{ちやう}把^ぱに至^{いた}れりと聞^きく。諸^{しよ}有^ありや」と。對^{こた}へて曰^{いは}く、「昨夜^{さくや}、賊^{せき}・中^{ちゆう}軍^{ぐん}を攻^せむるを聞^きく。左^さ右^う言^{げん}はく、「僕^{ぼく}射^{しや}已^{すで}に去^されり」と。遂^{つひ}に馬^{うま}に策^{さつ}うちて參^{さん}隨^{ずい}す。既^{すで}にして其^{その}虛^{きよ}なるを審^{つまびら}かにし、復^{また}た寨^{さい}中^{ちゆう}に還^{かへ}れり」と。仁^{じん}厚^{こう}曰^{いは}く、「仁^{じん}厚^{こう}と副^{ふく}使^しと、俱^{とも}に命^{めい}を天子^{てんし}に受^うけ、兵^{へい}を將^{しやう}ゐて賊^{せき}を討^うつ。若^{もし}し仁^{じん}厚^{こう}先^まづ走^{はし}らば、副^{ふく}使^し當^{まさ}に叱^{しつ}して馬^{うま}より下^{くだ}し、軍^{ぐん}法^{ぽう}を行^{おこな}ひ、代^かりて軍^{ぐん}事^じを總^すべ、然^{しか}る後^{のち}奏^{そう}聞^きすべし。今^{いま}、副^{ふく}使^し既^{すで}に先^まづ走^{はし}り、又^{また}、欺^ぎ罔^{まう}を爲^なす。理^り、當^{まさ}に何^{いか}ん如^{かに}すべき」と。茂^{まう}言^{げん}、手^てを拱^{こまぬ}

〔三三〕 步探子。之を遣はして間歩して以て敵人を刺探せしむ、因つて之を名づく。
 〔三三〕 仁厚、阡能等を平ぐる功を以て檢校僕射に進む。
 〔三三〕 且に牙參す。凡そ行營の諸將、且毎に大將の營に赴き牙參す。
 〔三三〕 梓州郪縣に張把鎮有り。把は當に把に作るべし。

きて曰はく、「當に死すべし」と。仁厚曰はく、「然りと。左右に命じ、扶けて下して之を斬らしむ。諸將・股栗す。仁厚乃ち昨夜・俘虜する所の數十人を召し、縛を釋きて縱ち歸す。君雄等、之を聞き、懼れて曰はく、「彼の軍法嚴整なることは是の如し。今より、兵、復た出す可からず」と。

庚辰、時溥、其將李師悅を遣はし、兵萬人を將ゐて黃巢を追はしむ。

癸未、高仁厚、鹿頭關城下に陳す。鄭君雄等、衆を悉して出で戰ふ。

仁厚、伏を陳後に設け、陽りて敗れ走る。君雄等、之を追ふ。伏・發す。君雄等大に敗る。是夕、遁れて梓州に歸る。陳敬瑄、兵三千を發し、以て仁厚の軍に益す。進みて梓州を圍む。

【三六】 俘を縱ち、歸りて其事を言はしむ。

卷の第二百五十六

唐紀七十二

僖宗惠聖恭定孝皇帝下の上

〔一〕 中和四年、六月壬辰、東川留後高仁厚、奏す、「鄭君雄、楊師立を斬りて出で降る」と。仁厚、梓州を圍み、久しく下らず。乃ち書を爲りて城中に射、其將士に道つて曰はく、「仁厚、城中の玉石俱に焚かるるに忍びず、諸君の爲めに師を緩むること十日、諸君をして自ら其功を成さしめん。若し十日にして師立の首を送らずんば、當に見兵を分ちて五番と爲し、晝夜を番分して以て之を攻むべし。此に於ては甚だ逸し、彼に於ては必ず困しまん。

【一】 中和四年。西紀八八四年なり。

五日にして、下らずんば、四面俱に進まん。之に克たんこと必せり。諸君、之を圖れ」と。數日にして、君雄、衆に大呼して曰はく、「天子の誅する所の者は、元惡のみ。他人は預る無きなり」と。衆、萬歳と呼び、大に譟ぎて府中に突入す。師立・自殺す。君雄、其首を挈げて出で降る。仁厚、其首及び妻子を行在に獻す。陳敬瑄、其子を城北に釘す。敬瑄の三子、出でて之を觀る。釘者呼びて曰はく、

「茲事行くゆく汝が曹に及ばん。汝が曹、後に於て努力領取せよ」と。三子、馬を走らせて返る。高仁厚を以て東川節度使と爲す。

甲辰、武寧の將李師悅、尙讓と與に、黃巢を追うて、瑕丘に至り、之を敗る。巢、衆殆ど盡き、走りて、狼虎谷に至る。丙午、巢の甥林言、巢の兄弟妻子の首を斬り、將に時溥に詣らんとし、沙陀博野の軍に遇ふ。之を奪ひ、并せて言の首を斬り、以て溥に獻す。

蔡州節度使秦宗權、兵を縱ちて四出し、鄰道を侵噬す。天平節度使朱瑄、衆三萬有り、從父弟瑾、勇、軍中に冠たり。宣武節度使朱全忠、宗權の攻むる所と爲り、勢甚だ窘しみ、救を瑄に求む。瑄、瑾を遣はし、兵を將ゐて之を救はしむ。宗權を合郷に敗る。全忠、之を德とし、瑄と約して兄弟と爲る。

秋七月壬午、時溥、使を遣はし、黃巢及び家人の首并に姬妾を獻す。上、大玄樓に御して之を受け、宣して姬妾に問ふ、「汝が曹は皆勳貴の子にして、世國恩を受く。何爲れぞ賊に從へる」と。其の首に居る者對へて曰はく、「狂賊凶逆にして、國家、百萬の衆を以て、宗祧を守るを失ひ、巴蜀に播遷す。今、陛下、賊を拒ぐ能はざるを以て

- 【二】 高平郡南平陽縣の西北に瑕丘城有り。
- 【三】 狼虎谷。泰山の東南萊蕪の界に在り。
- 【四】 黃將、乾符三年、兵を起し盜を爲す、是に至るまで凡そ十年にして滅ぶ。
- 【五】 胡三省曰はく、朱全忠は反覆の小人なり。兵勢單弱なれば則ち朱瑄と兄弟と爲り、兵勢既に強ければ、則ち眼を反して仇敵と爲り、必ず誅屠して以て其志を快くして而る後已む。此の如き人、與に功名を共にす可けんやと。
- 【六】 大玄樓。成都羅城の正南門樓なり。

一女子を責む。公卿・將帥を何の地に置くか」と。上、復た問はず。皆、之を市に鬻す。人、争うて之に酒を與ふ。其餘は皆悲み怖れて昏醉す。首に居る者、獨り・飲まず泣かず、刑に就くに至るまで、神色肅然たり。

朱全忠、秦宗權を撃ち、宗權を澠水に敗る。

李克用、晉陽に至り、大に甲兵を治め、榆次鎮將雁門の李承嗣を遣はし、表を奉じて行在に詣らしめ、自ら陳ず、「黃巢を破る大功有り、朱全忠の圖る所と爲り、僅に能く自ら免る。將佐已下從ひ行く者三百餘人、牌印を并せて皆没して返らず。全忠仍ほ東都陝孟に勝し、「臣已に死し、行營の兵潰ゆ」と云ひ、所在に令して邀へ遮り屠翦せしめ、漏失せしむる勿らしむ。將士皆號泣冤訴し、仇讐を復せんと請ふ。臣以へらく、朝廷は至公なり、當に詔命を俟つべしと。拊循抑止し、本道に復歸せり。乞ふ使を遣はして按問し、兵を發して誅討せんことを。臣、弟克勤を遣はし、萬騎を將ゐ、河中に在り命を俟たしむ」と。時に朝廷、大寇初めて平ぐを以て、方に姑息を務む。克用の表を得、大に恐れ、但だ中使を遣はし、優詔を賜ひ、之を和解す。克用、前後凡そ八たび表し、稱すらく、「全忠、功を妬み能を疾み、陰狡禍賊なり。異日必ず國の患を爲さん。惟だ乞ふ、詔を下し、其官

- 【七】 牌印。古者、官を授くれれば印綬を賜ひ、常に之を身に佩ぶ。官を解くに至りて則ち印綬を解く。唐に至りて、始めて職印を置き、其の職に任する者傳へて之を用ふ。其印は之を盛るに匣を以てす。官に當る者之を臥内に實き、別に一牌を爲り、吏をして之を掌らしめ、以て出入を謹む。印出づれば牌入り、牌出づれば印入る。故に之を牌印と謂ふ。

爵を削れ。臣自ら本道の兵を帥ゐて之を討ち、度支の糧餉を用ひざらん」と。上、累に楊復恭等を遣はして指を諭さしめ、稱すらく、「吾深く卿の冤を知る。事の殷なるに方り、姑く大體を存す」と。克用終に鬱鬱として、平かならず。時に藩鎮相攻むる者、朝廷復た之が爲めに曲直を辯せず。是に由りて、互に相呑噬し、惟だ力を是れ視、皆、稟畏する所無し。

八月、李克用・奏し、麟州を割きて河東に隸せんと請ひ、又、弟克修を以て昭義節度使と爲さんと請ふ。皆、之を許す。是に由りて、昭義分れて二鎮と爲る。克用の爵を隴西郡王に進む。克用・奏す、「雲蔚防禦使を罷め、舊に依りて河東に隸せん」と。之に従ふ。

九月己未、朱全忠に同平章事を加ふ。右僕射大明宮留守王徽を以て知京兆尹事とす。上、長安の宮室焚毀するを以て、故に久しく蜀に留まりて未だ歸らず。徽、流散を招撫し、戸口稍く歸復し、宮室を繕治し、百司粗ば緒有り。冬十月、關東の藩鎮・表し、車駕の京師に還らんことを請ふ。

朱全忠が降るや、義成節度使王鐸、都統たり、制を承けて官に除す。全忠、初め大梁に鎮し、鐸に事へて禮甚に恭し。鐸、依りて以て援と爲す。而るに全忠の兵浸く強く、益々驕倨す。鐸、特むに足らざるを知り、表して、朝に還らんと請ふ。鐸を徙して義昌節度使と爲す。

鹿晏弘が河中を去るや、王建・韓建・張造・晉暉・李師泰、各其衆を帥ゐ、之と俱にす。興元に據るに及び、建等を以て巡内の刺史と爲し、遣りて官に之かじめず。晏弘、猜忌にして、衆心、附かず。王建・韓建、素より相親善なり。晏弘尤も之を忌み、數、臥内に引き入れ、之を待つこと厚きを加ふ。二建相謂つて曰はく、「僕射の甘言厚意は、我を疑ふなり。禍將に至らんとす」と。田令孜、密に人を遣はし、厚利を以て之を誘ふ。十一月、二建、張造・晉暉・李師泰と與に、衆數千を帥ゐ、逃れて行在に奔る。令孜、皆、養うて假子と爲し、賜與巨萬、諸衛將軍に拜し、各、其衆を將ゐしめ、隨駕五都と號す。又、禁兵を遣はして晏弘を討つ。晏弘、興元を棄てて走る。

初め宦者曹知愨は、本、華原の富家の子にして、膽略有り。黃巢、長安を陥るるや、知愨、郷里に歸り、壯士を集め、巖峩山の南に據り、堡を爲りて自ら固む。巢の黨、敢て近づかず。知愨數、壯士を遣はし、衣服語言を變じて巢の黨に效ひ、夜、長安に入り、賊營を攻めしむ。賊驚きて以て鬼神と爲し、又、其下に叛者有らんと疑ふ。是に由りて、心、自ら安んぜず。朝廷聞きて之を嘉し、就きて内常侍に除し、金紫を賜ふ。知愨、車駕

- 【一】 澤潞を一鎮と爲し、邢洛磁を一鎮と爲す。
- 【二】 武宗會昌三年、河東の雲蔚朔三州を分ちて大同軍都團練使と爲す。次年、升せて都防禦使と爲す。
- 【三】 事、前卷二年に見ゆ。
- 【四】 汴滑は鄴道なり、而して鐸、全忠に於て恩有り、故に依りて以て援と爲さんと欲す。
- 【五】 事、前卷本年に見ゆ。
- 【六】 二建、王建、韓建。
- 【七】 田令孜、先に已に新軍五十四都を募り、分ちて兩神策軍に隸す。今、王建・韓建・張造・晉暉・李師泰五將の兵を得、敢て其衆を分ちて兩軍に隸せず、別に隨駕五都と號す。
- 【八】 鹿晏弘、興元を得て未だ奔年ならずして之を棄つ。
- 【九】 巖峩山、京兆雲陽縣（今の陝西省關中道涇陽縣の北三十里）の北十五里に在り。

將に還らんとするを聞き、人に謂つて曰はく、『吾、小術を施し、諸軍をして大功を成すを得しむ。從駕の羣臣、但だ平歩往來す。大散關に至るを俟ち、當に其の歸る可き者を閱して之を納るべし』と。行在、之を聞き、其の變を爲さんことを恐る。田令孜、尤も之を惡み、密に勅旨を以て 邪寧節度使王行瑜に諭し、之を誅せしむ。行瑜、師を潜め、嵯峨山の北より、高きに乗じて之を攻む。知憲、備を爲さず。營を擧げて盡く殲る。令孜益、驕横にして、天子を禁制し、主斷する所有るを得ざらしむ。上、其の専らなるを患へ、時に左右に語りて流涕す。

鹿晏弘、兵を引き、東して襄州に出づ。秦宗權、其將秦誥・趙德誣を遣はし、兵を將ゐて之に會し、共に襄州を攻め、之を陷る。山南東道節度使劉巨容、成都に奔る。德誣は蔡州の人なり。晏弘、兵を引き、轉じて襄・鄧・均・房・廬・壽を掠め、復た許州に還る。忠武節度使周岌、其の至るを聞き、鎮を棄てて走る。晏弘遂に許州に據り、自ら留後と稱す。朝廷、討つ能はず。因つて以て忠武節度使と爲す。

十二月己丑、陳敬瑄、表して三川都指揮招討制置安撫等使を辭す。之に従ふ。

【一〇】 曹知憲自ら言ふ、賊衆、己の宵攻むるを病み、已に固志無し。諸鎮の大軍、之に臨み、因つて、京城を收復するの功を成すを得たり。
 【一一】 光啓二年、王行瑜、朱玫を斬り、三年、始めて命ぜられて邪寧節度使と爲る。此時は蓋し邪寧の將たるなり。
 【一二】 鹿晏弘、許州より楊復光に従ひ、勤王すること、二百五十四卷中和元年に見ゆ。
 【一三】 均州は漢の武當縣の地。今の湖北省襄陽道均縣の北。
 【一四】 去年、楊師立が兵を擧げしを以て、敬瑄、三川都指揮等使を兼ね、師立既に死す、故に之を辭す。

初め 黃巢、福建を轉掠するや、建州の人陳巖、衆數千を聚め、郷里を保ち、九龍軍と號す。福建觀察使鄭鑑、奏して團練副使・泉州の刺史と爲す。左廂都虞候李連、罪有り、亡げて溪洞に入る。巖撃ちて之を敗る。鑑、巖が逼らんことを畏れ、巖を表して自ら代らしむ。壬寅、巖を以て福建觀察使と爲す。巖、治を爲すに威惠有り。閩人、之に安んず。

義昌節度使兼中書令王鐸、奉養に厚く、魏州を過ぐるや、侍妾、列を成し、服御・鮮華にして、承平の態の如し。魏博節度使樂彥禎の子從訓、卒數百を漳南の高雞泊に伏せ、圍みて之を殺し、及び賓僚・從者三百餘人皆死す。其資裝・侍妾を掠めて還る。彥禎、奏して云ふ、『盜の殺す所と爲る』と。朝廷、詰る能はず。

邪寧軍に號を賜うて靜難と曰ふ。是歲、餘杭鎮使陳晟、睦州の刺史柳超を逐ひ、潁州都知兵馬使 汝陰の王敬堯、其刺史を逐ひ、各州事を領す。朝廷因つて命じて刺史と爲す。均州の賊帥孫喜、衆數千人を聚め、州城を攻めんと謀る。刺史呂燁、爲す所を知らず。都將 武當の馮行襲、兵を 江南に伏せ、自ら小舟に乗りて喜を迎へ、謂つて曰はく、『州人、良牧を得、心を歸せざるは無し。然れども公の從ふる所の卒太多く、州人、剽掠を懼れ、尙ほ以て疑と爲す。』

【一五】 事、二百五十三卷乾符五に見ゆ。
 【一六】 汝陰。漢の縣、唐、潁州を帶ぶ。今の安徽省淮涇道阜陽縣治。
 【一七】 武當。漢の縣、唐には均州に屬す。今の湖北省襄陽道均縣の北。
 【一八】 江南。漢の江南なり。

若かじ、軍を江北に置き、獨り腹心の輕騎と俱に進まんに。行襲請ふ。前道を爲し、州人を告諭せん。服せざる者無からん」と。喜、以て然りと爲し、之に従ふ。既に江を度り、軍吏迎へ謁し、伏兵を發す。行襲手づから喜を撃ちて之を斬る。喜に従ふ者皆死す。江北の軍、之を望みて俱に潰ゆ。山南東道節度使、其功を上る。詔して、行襲を以て均州の刺史と爲す。州の西に長山有り、襄・鄧より蜀に入るの道に當る。羣盜、之に據り、貢賦を抄掠す。行襲、討ちて之を誅す。蜀道、以て通す。

鳳翔節度使李昌言病み、弟昌符を表して留後に知たらしむ。昌言・薨す。制して、昌符を以て鳳翔節度使と爲す。

時に黃巢、平ぐと雖も、秦宗權復た熾に、將に令して兵を出して鄰道を寇掠せしむ。陳彦、淮南を侵し、秦賢、江南を侵し、秦誥、襄・唐・鄧を陥れ、孫儒、東都・孟・陝・虢を陥れ、張晔、汝・鄭を陥れ、盧瑋、汴・宋を攻め、至る所屠翦焚蕩し、殆ど孑遺無く、其殘暴、又、巢よりも甚だし。軍行に未だ始めより糧を轉せず、鹽戸を車載して以て從ふ。北は衛・滑に至り、西は關輔に及び、東は青・齊を盡し、南は江・淮に出で、州鎮の存する者、僅に一城を保つ。極目千里、復た煙火無し。上、將に長安に還らんとし、宗權が患を爲さんことを畏る。

- 【二九】 前道。前導なり。
- 【三〇】 舊唐書秦宗權傳には陳を秦に作る。
- 【三一】 孫儒より以下の事は、皆是年の後に在り、史、之を槩言す。
- 【三二】 鹽戸。死人の尸を以て、之に實たすに鹽を以てし、以て軍糧に供す。

光啓元年、春正月戊午、詔を下して之を招撫す。

己卯、車駕、成都を發す。陳敬瑄、送りて漢州に至りて還る。

荆南監軍朱敬玫が募る所の忠勇軍・暴橫なり。陳儒、之を患ふ。鄭紹業が荆南に鎮するや、大將申屠琮を遣はし、兵五千を將ゐて、黃巢を長安に撃たしむ。軍還るや、儒、琮に告げ、之を除かしむ。

忠勇の將程君從、之を聞き、其衆を帥ゐて朗州に奔る。琮、之を追撃し、百餘人を殺す。是より、琮復た軍政を専らにす。雷滿屢、荆南を攻掠す。

儒、重賂して以て之を却く。淮南の將張瓌・韓師德、高駢に叛き、復、岳・二州に據り、自ら刺史と稱す。儒、瓌に請うて行軍司馬を攝せしめ、師德をして節度副使を攝せしめ、兵を將ゐて雷滿を撃たしむ。師德、兵を引きて、峽に上り大に掠め、岳州に歸る。瓌、兵を還し儒を逐うて之に代

る。儒將に行在に奔らんとす。瓌劫し還して之を囚ふ。瓌は涇州の人、性貪暴にして、荆南の舊將、夷滅して殆ど盡く。是より先、朱敬玫屢、大將及び富商を殺し、以て富

を致す。朝廷、中使楊玄晦を遣はして之に代らしむ。敬玫留まりて荆南に居る。嘗て衣を曝す。瓌見て之を欲し、卒を遣はして夜之を攻め、敬玫を殺し、盡く其財を取る。瓌、牙將郭禹が慄悍なるを惡み、之を殺さんと欲す。禹、黨千人を結びて亡げ去る。庚辰、歸州を襲うて之に據り、自ら刺史と稱す。

唐僖宗惠聖恭定孝皇帝光啓元年

禹は青州の人成納なり。人を殺すに因りて亡命し、其姓名を更む。

南康の賊帥盧光稠、虔州を陥れ、自ら刺史と稱し、其里人譚全播を以て謀主と爲す。

秦宗權、租賦を光州の刺史王緒に責む。緒、給する能はず。宗權怒り、兵を發して之を撃つ。緒懼

れ、悉く光壽の兵五千人を擧げ、吏民を驅りて江を渡り、劉行全を以て前鋒と爲し、江・洪・虔州を轉

掠す。是月、汀・漳・二州を陥る。然れども、皆守る能はざるなり。

秦宗權、穎・亳に寇す。朱全忠、之を焦夷に敗る。

二月丙申、車駕、鳳翔に至る。三月丁卯、京師に至る。荆棘、城に滿ち、

狐兔縱横なり。上、凄然として樂しません。己巳、天下に赦し、改元す。

時に朝廷の號令の行はるる所、惟だ河西・山南・劍南・嶺南の數十州のみ。

秦宗權、帝と稱し、百官を置く。詔して、武寧節度使時溥を以て蔡州

四面行營兵馬都統と爲し、以て之を討たしむ。

盧龍節度使李可舉・成德節度使王鎔、李克用の強きを惡む。而して義武

節度使王處存、克用と親善なり。姪鄴の爲めに克用の女を娶る。又、河北

の諸鎮、惟だ義武のみ尙ほ朝廷に屬す。可舉等、其の山東を窺伺し、終

に己が患を爲さんことを恐れ、乃ち相與に謀りて曰はく、〔一〕易定は燕趙

の餘なり」と。共に處存を滅ぼして其地を分たんことを約す。又、雲中節

度使赫連鐸に説き、克用の背を攻めしむ。可舉、其將李全忠を遣はし、兵

六萬を將りて易州を攻む。鎔、將を遣はし、兵を將りて〔三〕無極を攻む。

處存、急を克用に告ぐ。克用、其將康君立等を遣はし、兵を將りて之を救

はしむ。

閏月、秦宗權、其弟宗言を遣はし、荆南に寇せしむ。

初め田令孜、蜀に在り、新軍五十四都を募り、都毎に千人、分ちて兩神

策に隸し、十軍と爲し、以て之を統ぶ。又、南牙・北司の官、共に萬餘員。

是時、藩鎮各租税を専らにし、河南北・江淮、復た上供無し。三司轉運、

調發の所無し。度支惟だ京畿同華鳳翔等數州の租税を收むるのみ。贍らす

能はず。賞賚、時ならず。士卒、怨言有り。令孜、之を患へ、出づる所を知らず。是より先、〔三〕安邑・

解縣の兩池の鹽、皆、鹽鐵に隸し、官を置きて之を榷す。中和以來、〔四〕河中節度使王重榮、之を専らに

し、歲ごとに三千車を獻じ、以て國用に供す。令孜、奏す、「復た舊制の如く、鹽鐵に隸せん」と。夏四

月、令孜自ら兩池榷鹽使を兼ね、其利を收めて以て軍を贍らす。重榮、上章し、論訴すること已

まず。中使を遣はし、往きて之を諭さしむ。重榮、可かず。時に令孜、多く親信を遣はして藩鎮を覘は

〔六〕南康。漢の南野縣の地。唐、虔州に屬す。州の西八十里に在り。今の江西省贛南道南康縣。

〔七〕王緒の兵、此より閩に入り、王潮兄弟の割據の資と爲る。

〔八〕焦夷。亳州城父縣界に在り。

〔九〕光啓と改元す。

〔一〇〕この山東は恆山以東を謂ふ。

〔一一〕易州の地は、本、燕の南界、中山は、本、趙國に屬す、故に燕趙の餘と曰ふ。

〔一二〕無極。漢の古縣、唐、定州に屬す。州の南九十里に在り。今の直隸省保定道無極縣。

〔一三〕兩池の鹽務は、舊、度支に隸す。貞元十六年、史牟、金部郎中を以て池務を主り、遂に奏して榷鹽使を置く。

〔一四〕天子、蜀に幸し、内外の百司、各、其官守を失ふ。王重榮、河中に竊據し、鹽池の利を専らにするを得。

〔一五〕唐會要に、元和十五年、河北稅務使を改めて榷鹽使と爲す。其後、復た河北を失ふ。止だ安邑・解縣の兩池に於て榷鹽使を置くこと。

しめ、己に附かざる者有れば、輒ち之を圖る。令孜の養子匡祐、河中に使す。重榮、之を待つこと甚だ厚し。而るに匡祐傲ること甚だしく、軍を擧げて皆憤怒す。重榮乃ち令孜の罪惡を數へ、其無禮を責む。監軍爲めに講解し、僅に脱れ去るを得たり。匡祐歸り、以て令孜に告げ、之を圖らんことを勸む。五月、令孜、重榮を徙して泰寧節度使と爲し、泰寧節度使齊克讓を以て義武節度使と爲し、義武節度使王處存を以て河中節度使と爲し、仍ほ李克用に詔し、河東の兵を以て、處存が鎮に赴くを援けしむ。盧龍の兵、易州を攻む。裨將劉仁恭、地に穴して城に入り、遂に之に克つ。仁恭は深州の人なり。李克用、自ら將として無極を救ひ、成徳の兵を敗る。成徳の兵退きて新城を保つ。克用復た進撃して大に之を破り、新城を抜く。成徳の兵走る。追うて九門に至り、斬首萬餘級。盧龍の兵既に易州を得て驕怠す。王處存、夜、卒三千を遣はし、羊皮を蒙りて城下に造らしむ。盧龍の兵、以て羊と爲すや、争ひ出でて之を掠めんとす。處存奮撃して大に之を破り、復た易州を取る。李全忠走る。陝虢節度使王重盈に同平章事を加ふ。

〔一六〕 乾符二年、李茂勳、幽州を得、二世二十一年にして滅ぶ。

李全忠既に師を喪ひ、罪を獲んことを恐れ、餘衆を收め、還りて幽州を襲ふ。六月、李可舉、窘急し、族を擧げて樓に登りて自ら焚死す。全忠自ら留後と爲る。東都留守李罕之、秦宗權の將孫儒と、相拒ぐこと數月。罕之、兵少く、食盡き、城を棄てて西して

〔一七〕 澠池を保つ。宗權、東都を陷る。

秋七月、李全忠を以て盧龍留後と爲す。

乙巳、右補闕常濬、上疏して以爲はく、「陛下、藩鎮に姑息なること太甚しく、是非功過、首を駢べ足を並べ、天下紛紛たること此の若きを致し、猶ほ未だ之を寤らず。豈に駱谷の艱危を念はず。復た西顧の計を懐く可けんや。宜しく稍典刑を振ひ、以て四方を威すべし」と。田令孜の黨、上に言つて曰はく、「此疏、藩鎮に傳はらば、豈に其猜忿を致さざらんや」と。庚戌、濬を萬州の司戸に貶し、尋ぎて死を賜ふ。

滄州の軍亂れ、節度使楊全攻を逐ひ、牙將盧彥威を立てて留後と爲す。全攻、幽州に奔る。保鑾都將曹誠を以て義昌節度使と爲し、彥威を以て徳州の刺史と爲す。

孫儒、東都に據ること月餘、宮室・官寺・民居を燒き、大に掠め席卷して去る。城中、寂として雞犬だも無し。李罕之復た其の衆を引きて東都に入り、壘を市西に築きて、之に居る。

王重榮自ら以へらく、京城を復する功有り、田令孜の擯する所と爲ると。肯て兗州に之かず。

〔一七〕 澠池縣は都城の西一百五十六里に在り。

〔一八〕 孫儒、東都を陥れ、而して宗權と曰ふは、儒は宗權の將なればなり。

〔一九〕 是非功過云云。是非を齊しくし、功過を一にし、差別する所無きを言ふなり。

〔二〇〕 萬州。秦漢の胸臆縣の地。今の四川省東川道萬縣。

〔二一〕 保鑾。神策の五十四都の一なり。

〔二二〕 城大にして守り難く、且つ居人無し。故に壘を築き、以て自ら保聚す。

〔二三〕 前卷中和三年に見ゆ。

累表して令孜が君臣を離間するを論じ、令孜の十罪を數ふ。令孜、邠寧節度使朱玫・鳳翔節度使李昌符に結び、以て之に抗す。王處存も亦上言す、【一〇】「幽鎮の兵新に退き、臣未だ敢て易定を離れず。且つ王重榮は罪無く、國に大功有り。宜しく輕しく改易有るべからず」と。詔して、其の道に上るを趣す。八月、處存、軍を引きて、晉州に至る。刺史冀君武、城を閉ちて、内れず。而して還る。洛州の刺史馬爽、昭義行軍司馬奚忠信と叶はず、兵を起して邢州の南に屯し、孟方立を脅し、忠信を誅せんと請ふ。既にして衆潰え、爽、魏州に奔る。忠信、人をして樂彥禎に賂うて之を殺さしむ。

秦宗權、鄰道の二十餘州を攻めて之を陷る。唯だ陳州、蔡を距ること百餘里、兵力甚だ弱きに、刺史趙犖、日に宗權と戰ふ。宗權、屈する能はず。詔して、犖を以て蔡州節度使と爲す。犖、朱全忠の援を德とし、全忠と昏を結ぶ。【一一】凡そ全忠が調發する所、立ちどころに至らざるは無し。

王緒、漳州に至る。道險しく糧少きを以て、軍中に令す、「老弱を以て自ら隨ふるを得る無かれ。犯す者は斬らん」と。唯だ王潮兄弟、其母董氏を扶け、崎嶇として軍に従ふ。緒、潮等を召し、之を責めて曰はく、「軍、皆、法有り。未だ法無きの軍有らず。汝、吾が令に違ひ而も謀せずんば、是れ法無きなり」と。三子曰はく、「人、皆、母有り、未だ母無きの人有り。將

【一〇】 幽鎮の兵とは李可舉・王鐸の兵を謂ふ。
【一一】 河中節度使は晉絳慈隰等の州を統ぶ。君武は重榮の巡屬なり。
【一二】 中和三年より以來、黃巢、陳州を攻め、後、秦宗權の攻逼する所と爲る。惟だ朱全忠に倚りて援と爲す。
【一三】 全忠を奉ずる者は趙犖なり。梁の祚を覺めし者は趙犖の子孫なり。

軍奈何ぞ人をして其母を棄てしむる」と。緒怒り、命じて其母を斬らしめんとす。【一四】三子曰はく、「潮等、母に事ふること、將軍に事ふるが如し。既に其母を殺さば、安んぞ其子を用ひん。請ふ母に先だちて死せん」と。將士、皆、之が爲めに請ふ。乃ち之を捨す。氣を望む者有り、緒に謂つて曰はく、「軍中に王者の氣有り」と。是に於て、緒、將卒に勇略己に踰え及び氣質魁岸なる者有るを見れば、皆、之を殺す。劉行全も亦死す。衆皆自ら危みて曰はく、【一五】「行全は親なり。且つ軍鋒の冠なり。猶ほ免れず。況んや吾が屬をや」と。行きて、南安に至る。王潮、其前鋒の將に説きて曰はく、「吾が屬、墳墓を違り、妻子を捐て、【一六】外郷に羈旅して羣盜を爲すは、豈に欲する所ならんや。乃ち緒の迫脅する所と爲るが故なり。今、緒、猜刻不仁にして、妄に無辜を殺す。軍中の子才たる者、誅を受けて且に盡さんとす。子の須眉、神の若く、騎射絶倫にして、又、前鋒たり。吾竊に子の爲めに之を危む」と。前鋒の將、潮の手を執り、泣きて問ふ、「計安にか出でん」と。潮、之が爲めに謀り、壯士數十人を篋竹の中に伏せ、緒が至るを伺ひ、劍を挺き大呼して躍り出で、馬上に就きて之を擒にし、【一七】反縛して以て狗ふ。軍中、皆、萬歳と呼ぶ。潮、前鋒の將を推して主と爲す。前鋒の將曰はく、「吾が屬、今日、魚肉と爲らざりしは、皆、王君の力なり。天、王君を以て主と爲す。誰か

【一四】 王潮兄弟三人、緒に従ふ。
【一五】 行全は緒の妹父なり。
【一六】 南安縣は泉州に屬す。州の西十二里に在り。今の福建省廈門道南安縣。
【一七】 光壽を棄てて閩に入るを謂ふ。
【一八】 子才。特立の貌。
【一九】 須眉。ひげとまゆ。
【二〇】 中和元年、王緒、兵を起して盜を爲す。是に至りて王潮の囚ふる所と爲る。

敢て之に先だたん」と。相推譲すること數四。卒に潮を奉じて將軍と爲す。緒・歎じて曰はく、「此子、吾が網中に在りたるに、殺す能はざりき。豈に天に非ずや」と。潮、兵を引きて將に光州に還らんとし、其屬に約し、過ぐる所、秋毫も犯す無し。行きて沙縣に及ぶ。泉州の人張延魯等、刺史廖彦若が貪暴なるを以て、耆老を帥ゐ、牛酒を奉じて道を遮り、潮に・留まりて州將と爲らんことを請ふ。潮乃ち兵を引きて泉州を圍む。

九月戊申、陳敬瑄を以て 三川及び峽内諸州都指揮制置等使と爲す。

蔡軍、荆南を圍む。馬步使趙匡、前の節度使陳儒を奉じて以て出でんと謀る。留後張瓌、之を覺り、匡及び儒を殺す。

冬十月癸丑、秦宗權、朱全忠を 八角に敗る。王重榮、救を李克用に求む。克用、方に 朝廷の・朱全忠を罪せざるを怨み、兵を選び馬を市ひ、諸胡を聚結し、汴州を攻めんと議す。報じて曰はく、「吾が先づ全忠を滅ぼすを待て。還りて鼠輩を掃ふこと秋葉の如くならんのみ」と。重榮曰はく、「公が關東より還るを待たば、吾、虜と爲らん。若かし、先づ君側の惡を除き、退きて全忠を擒にするの易からんには」と。時に朱玫・李昌符も亦陰に

【三五】 永徽六年、建安を分ちて沙縣を置き、汀州に屬す。今の福建省建安道沙縣。
 【三六】 唐、三川を分ちて、各自に一鎮と爲し、峽内諸州歸峽は荆南節度に屬す。今、陳敬瑄、皆、之を指揮制置す。田令孜、之を右くるなり。
 【三七】 蔡軍。秦宗權が遣はす所の秦宗言の軍なり。
 【三八】 是年正月、張瓌、陳儒を囚ふ。
 【三九】 汴州浚儀縣に、八角鎮有り。
 【四〇】 朱全忠、克用を上源驛に攻む。朝廷、其罪を治むる能はず、故に克用以て怨と爲す。

朱全忠に附く。克用乃ち上言す、「政・昌符、全忠と相表裏し、共に臣を滅ぼさんと欲す。臣、自ら救はざるを得ず。已に蕃漢の兵十五萬を集む。決して來年を以て河を濟り、渭北より二鎮を討たん。京城に近づかず、驚擾する無きを保す。既に二鎮を誅せば、乃ち師を旋して全忠を滅ぼし、以て讐恥を雪がん」と。上、使者を遣はして諭釋せしめ、冠蓋相望む。朱玫、朝廷の・克用を討たんことを欲し、數人を遣はし、潛に京城に入り、積聚を燒き、或は近侍を刺殺せしめ、聲して「克用の爲す所なり」と云ふ。是に於て、京師・震恐し、日に訛言有り。令孜、政・昌符を遣はし、本軍及び神策・鄜延・靈夏等の軍 各三萬人を將ゐて、沙苑に屯し、以て王重榮を討たしむ。重榮、兵を發して之を拒ぎ、急を李克用に告ぐ。克用、兵を引ききて之に赴く。十一月、重榮、兵を遣はして同州を攻む。刺史郭璋、出で戦うて敗れ死す。重榮、政等と、相守ること月餘。克用の兵至り、重榮と俱に沙苑に壁し、表して・令孜及び政・昌符を誅せんと請ふ。詔して、之を和解す。克用、聽かず。十二月癸酉、合戦す。政・昌符大に敗れ、各走りて 本鎮に還る。潰軍、過ぐる所焚掠す。克用進みて京城に逼る。乙亥夜、令孜、天子を奉じ、開遠門より出で、鳳翔に幸す。初め黃巢、長安の宮室を焚きて去るや、諸道の兵、城に入りて縱掠し、府寺・民居を焚くこと什に六七。王徽、累年補葺し、僅に一二を完くす。是に至り

【四一】 各。新唐書宦者傳には凡に作り、綱目・紀事本末には合に作る。
 【四二】 政は邠州に還り、昌符は鳳翔に還る。
 【四三】 開遠門。長安城の西面北來の第一門。
 【四四】 中和三年に黃巢東に走りしより、王徽即ち長安の宮室を補葺す。

て、復た亂兵に焚掠せられ、子遺無し。
是歲、河中軍に號を護國を賜ふ。

二年、春正月、鎮海の牙將張郁、亂を作し、常州を攻め陷る。

李克用還りて河中に軍し、王重榮と同じく表し、大駕の宮に還らんこ

とを請ひ、因つて田令孜を罪狀し、之を誅せんことを請ふ。上復た飛龍

使楊復恭を以て樞密使と爲す。戊子、令孜、上に・興元に幸せんことを請

ふ。上、從はず。是夜、令孜、兵を引ききて宮に入り、上を劫して寶

雞に幸せしむ。黃門衛士、從ふ者纔に數百人のみ。宰相・朝臣、皆、知らず。

翰林學士承旨杜讓能、禁中に宿直し、之を聞き、歩いて乘輿を追ふ。

城を出づること十餘里、人の遣つる所の馬を得たるに、羈勒無し。帶を解

きて頸に繋ぎて之に乗り、獨り追うて上に寶雞に及ぶ。明日、乃ち太子少

保孔緯等數人有り、繼ぎ至る。讓能は審權の子、緯は戮の孫なり。宗正、太廟の神主を奉じ、

鄂に至り、盜に遇うて皆之を失ふ。朝士の乘輿を追ふ者、盤屋に至り、亂兵の掠むる所と爲り、衣

裝殆ど盡く。庚寅、上、孔緯を以て御史大夫と爲し、還りて百官を召さしむ。上、寶雞に留まりて以て

之を待つ。時に田令孜、權を弄し、再び播遷を致し、天下共に之を怨り疾む。朱玫・李昌符も亦之

が用を爲すを恥ぢ、且つ李克用・王重榮の疆きを憚り、更に之と合す。蕭遘、邠寧の奏事判官李松

年が鳳翔に至るに因り、遣りて朱玫を召し、亟かに車駕を迎へしむ。癸巳、

玫、步騎五千を引き、鳳翔に至る。孔緯、宰相に詣り、詔を宣して之を

召さんと欲す。蕭遘・裴澈、令孜が上の側に在るを以て、往くを欲せず、

疾と辭して見ず。緯、臺吏をして百官を趣さしめ、行在に詣らしむ。皆、

辭するに袍笏無きを以てす。緯、(一)三院の御史を召し、泣きて謂ふ、『布衣

の親舊、急有れば猶ほ當に之に赴くべし。豈に天子蒙塵するに、人の臣子

と爲りて、累に召さるれども往かざる者有らんや』と。御史、辨裝數日に

して行かんと請ふ。緯、衣を拂つて起ちて曰はく、『吾が妻病みて死に垂な

んとするに、且つ顧みず。諸君善く自ら謀を爲せ。請ふ此より辭せん』

と。乃ち李昌符に詣り、騎をもて衛送して行在に至らんことを請ふ。昌符、

之を義とし、裝錢を贈り、騎を遣はして之を送らしむ。邠寧・鳳翔の兵、

追うて乘輿に逼り、神策指揮使楊晟を潘氏に敗り、鉦鼓の聲、行宮に聞

ゆ。田令孜、上を奉じて寶雞を發し、禁兵を留めて石鼻を守らしめ、後

【一】 田令孜、楊復恭を擯斥すること、前卷中和三年に見ゆ。

【二】 この宮は行宮を謂ふ。

【三】 寶雞縣は鳳翔の西南六十五里に在り。今、陝西省關中道に屬す。

【四】 この禁中は行宮内を謂ふなり。

【五】 杜審權は二百四十九卷宣宗の大中年に見ゆ。

【六】 孔緯は憲宗紀に見ゆ。

【七】 鄠縣は長安の南六十里に在り。今、陝西省關中道。

【八】 盤屋は鳳翔の東南二百里に在り。今、陝西省關中道。

【九】 帝始め黃巢を避けて蜀に奔る。今、井蒲の兵を避けて出で、再び、播遷を致す。其禍、皆、田令孜が權を弄するより出づ。

【一〇】 唐の末、藩鎮、其屬を遣はして事を奏せしめ、皆、之を奏事官と謂ふ。判官は幕府の右職なり。朱玫、之を遣はして事を行在所に奏せしむ。故に奏事判官と曰ひ、以て尋常の奏事官に別つ。

【一一】 御史大夫の屬に三院あり、一は臺院と曰ひ、侍御史これに屬す。二は殿院と曰ひ、殿中侍御史これに屬す。三は察院と曰ひ、監察御史これに屬す。

【一二】 潘氏。寶雞の東北に在り。

拒と爲し、威義軍を興・鳳・二州に置き、楊晟を以て節度使と爲し、散關を守らしむ。時に軍民雜糅し、鋒鏑縱横す。神策軍使王建・晉暉を以て清道斬斫使と爲す。建、長劍五百を以て、前驅奮擊す。乘輿乃ち前むを得たり。上、傳國寶を以て建に授け、之を負うて以て從はしむ。大散嶺に登る。李昌符、閣道丈餘を焚き、將に摧折せんとす。王建、上を扶掖し、煙焰中より躍り過ぎ、夜、板下に宿す。上、建の膝を枕にして寢ぬ。既に覺め、始めて食を進む。御袍を解きて建に賜うて曰はく、「其の涙痕有るを以ての故なり」と。車駕纔に散關に入るや、朱玫已に寶雞を圍み、石鼻の軍潰ゆ。玫、長驅して散關を攻め、克たす。嗣襄王煊は肅宗の玄孫なり。疾有り、上に從へども及ばず、遵塗驛に留まる。玫の得る所と爲り、與に俱に鳳翔に還る。庚戌、李克用、太原に還る。

二月、王重榮・朱玫・李昌符、復た上表し、田令孜を誅せんと請ふ。

前の東都留守鄭從諫を以て守太傅・兼侍中と爲す。

朱玫・李昌符、山南西道節度使石君涉をして、險要を柵絶し、郵驛を燒かしむ。上、他道に由りて以て進む。山谷崎嶇として、邠軍、其後に迫り、危殆なる者數四、僅に山南に達するを得たり。三

【三】石鼻。寶雞の西南に在り。亦、靈壁と曰ふ。寶雞を去ること三十里。

【四】興州は漢の武都郡沮縣の地。今の陝西省漢中道略陽縣。鳳州は漢の武都郡故道河池二縣の地。今の陝西省漢中道鳳縣。

【五】大散嶺。鳳州梁泉縣松陵堡の南に在り。

【六】煊は肅宗の子、襄王儂の曾孫なり。

【七】遵塗驛は石鼻に在り、亦之を石鼻驛と謂ふ。

【八】邠軍は朱玫の軍。

月壬午、石君涉、鎮を棄て、逃れて朱玫に歸す。癸未、鳳翔の百官蕭遼等、田令孜及び其黨韋昭度を罪狀し、之を誅せんことを請ふ。初め昭度、供奉僧澈に因り、宦官に結び、相と爲るを得たり。澈の師知玄、澈の爲す所を鄙しとす。昭度、同列と與に知玄に詣る毎に、皆、之を拜す。知玄、揖し、澈に詣りて茶を啜らしむ。山南西道監軍馮翊の嚴遵美、上を西縣に迎ふ。丙申、車駕、興元に至る。戊戌、御史大夫孔緯・翰林學士承旨兵部尚書杜讓能を以て、竝に兵部侍郎・同平章事と爲す。保鑾都將李鋌等、邠の軍を鳳州に敗る。詔して、王重榮に應接糧料使を加へ、本道の穀十五萬斛を調し、以て國用を濟はしむ。重榮・表して稱す、「令孜未だ誅せざれば、詔を奉せず」と。尚書左丞盧渥を以て戶部尚書と爲し、山南西道留後に充て、嚴遵美を以て內樞密使と爲し、王建を遣はし、部兵を帥ゐて三泉に成し、晉暉及び神策軍使張造をして、四都の兵を帥ゐて黑水に屯し、棧道を修めて以て往來を通せしむ。建を以て遙に壁州の刺史を領せしむ。將帥遙に州鎮を領すること、此より始まる。

【一】石君涉は邠岐に黨す、車駕猝に至る、故に鎮を棄てて逃る。

【二】昭度が相と爲ること二百五十四卷廣明元年に見ゆ。

【三】節度使既に逃る、故に監軍自ら車駕を迎ふ。

【四】西縣は漢の沔陽縣の地、後魏、分ちて岷縣を置く、隋、改めて西縣と曰ふ。唐、興元府に屬す。府の西一百里に在り。今の陝西省漢中道沔陽縣の西四十里に在り。

【五】武德四年、利州の綿谷を分ちて三泉縣を置く、時に興元府に屬す。府の西南二百十里に在り。今の陝西省漢中道寧羌縣。

【六】從駕五都、王建、一都を以て三泉に成し、暉、造、四都を以て黑水に屯す。黑水は興元成固縣の西北に在り。

陳敬瑄、東川節度使高仁厚を疑ひ、之を去らんと欲す。遂州の刺史鄭君立、兵を起し、漢州を攻め陥れ、進みて成都に向ふ。敬瑄、其將李順之を遣はして逆へ戦はしむ。君立敗れ死す。敬瑄、又、維茂羌の軍を發し、仁軍を撃ちて之を殺す。

朱玫、田令孜が天子の左右に在り、終に去る可からざるを以て、蕭遘に言つて曰はく、「主上・播遷すること六年、中原の將士、矢石を冒し、百姓、饋餉を供し、戦死・餓死し、什に七八を減じ、僅に京城を復するを得、天下方に車駕の宮に還るを喜ぶ。主上、更に勤王の功を以て勅使の榮と爲し、委ぬるに大權を以てし、綱紀を墮り・藩鎮を騷擾し・亂を召き禍を生せしむ。玫、昨、尊命を奉じ、來りて大駕を迎ふ。信察を蒙らず、反つて・君を脅すに類す。吾が輩、國に報ゆるの心極まれり。賊に戦ふの力殫きたり。安んぞ能く頭を垂れ耳を引れ、制を關寺の手に受けんや。李氏の孫尙ほ多し。相公蓋ぞ圖を改めて以て社稷を利せざるか」と。遘曰はく、「主上・踐阼して十餘年、大なる過惡無し。止だ令孜が權を肘腋に專らにするを以て坐するに席に安んせざるを致す。上、之を言ふ毎に、流涕して已まず。近日、上、初め・行く意無し。令孜、兵を帳前に陳ね、迫脅して以て行き、且を俟つを容さず。罪、皆、令孜に在り。人誰か足下が心を王室に盡すを知らざらんや。止だ、兵を引きて

【二五】 勤王の功は、楊復光、實に、之有るに預る。田令孜、其の北司に出づるを以て人主を眩惑し、以て己が榮と爲す。
【二六】 田令孜、王重榮を易置し、以て亂を召く。
【二七】 遘、玫を召し、車駕を迎へしむ。
【二八】 關寺。田令孜をさす。

鎮に還り・拜表して變を迎ふる有るのみ。廢立は重事にして、伊霍も難んずる所なり。遘敢て命を聞かず」と。玫出でて宣言して曰はく、「我、李氏の一王を立てん。敢て異議する者は斬らん」と。夏四月壬子、玫、鳳翔の百官に逼り、襄王煊を奉じ、權に軍國の事を監し、制を承けて封拜指揮せしむ。仍ほ大臣を遣はし、蜀に入りて駕を迎へ、百官に石鼻驛に盟はしむ。玫、蕭遘をして冊文を爲らしむ。仍遘・辭するに文思荒落せるを以てす。乃ち兵部侍郎判戶部鄭昌圖をして之を爲らしむ。乙卯、煊、冊を受く。玫自ら左右神策十軍使を兼ね、百官を帥る、煊を奉じて京師に還り、鄭昌圖を以て同平章事とし、判度支・鹽鐵・戶部に、各副使を置き、三司の事、一に以て焉に委ぬ。河中の百官崔安潛等、襄王に牋を上り、冊を受くるを賀す。

【二九】 王建等が田令孜に歸すること、上の中和四年十月に見ゆ。

田令孜、自ら・天下の容るる所と爲らざるを知り、乃ち樞密使楊復恭を薦めて左神策中尉・觀軍容使と爲し、自ら西川監軍使に除し、往きて陳敬瑄に依る。復恭、令孜の黨を斥け、王建を出して利州の刺史と爲し、晉暉を集州の刺史と爲し、張造を萬州の刺史と爲し、李師泰を忠州の刺史と爲す。
五月、朱玫、中書侍郎同平章事蕭遘を以て太子太保と爲し、自ら侍中・諸道鹽鐵轉運等使を加へ、裴澈に判度支、鄭昌圖に判戶部を加へ、淮南節度使高駢を以て中書令を兼ね、江淮鹽鐵轉運等使・諸

道行營兵馬都統に充て、淮南右都押牙和州の刺史呂用之を嶺南東道節度使と爲し、大に封拜を行ひ、以て藩鎮を悦ばす。吏部侍郎夏侯譚を遣はして河北を宣諭せしめ、戸部侍郎楊陟をして江淮を宣諭せしむ。諸藩鎮、其命を受くる者、什に六七。高駢仍て賤を奉りて勸進す。呂用之、牙を建て幕を開くこと、一に駢と同じく、凡そ駢の腹心及び將校の能く事に任ふる者は、皆逼りて以て己に従はしめ、諸の施爲する所、復た吝嗇せず。駢頗る之を疑ひ、陰に其權を奪はんと欲す。而れども根帶已に固く、之を如何ともする無し。用之、之を知り、甚だ懼れ、其黨前の度支巡官鄭杞・前の知廬州事董瑾に訪ふ。杞曰はく、『此れ固に・晩しと爲す』と。用之問ふ、『策安にか出でん』と。杞曰はく、『曹孟德、言へる有り、「寧ろ我、人に負くとも、人の・我に負く無からん」と。』明日、瑾と共に書一紙を爲り、用之に授く。其語・秘し、人、知る者有る莫し。蕭選、疾と稱して、永樂に歸る。初め鳳翔節度使李昌符、朱玫と同じく謀りて襄王を立つ。既にして政自ら宰相と爲りて權を専らにす。昌符怒り、其官を

【三二】 僖宗再び山南に幸し、天下已に望を絶つ。其の還るを得たるは幸なり。
 【三三】 駢が早く知覺せざりしを言ふ。
 【三四】 曹操、字は孟德。後漢の末、曹操、董卓の難を避け、同行して東に歸り、故人呂伯奢に過る。伯奢、五子を出し、賓主の禮を備ふ。操、倉器の聲を聞き、以て己を圖ると爲し、手づから八人を劒殺して

去る。既にして憤悽として曰はく、寧ろ我、人に負くとも、人の我に負く無からんと。鄭杞、蓋し用之に駢を圖らんとを勸むるなり。
 【三五】 杞瑾の謀は下卷光啓三年に見ゆ。
 【三六】 永樂縣は本、漢の河北縣の地、河中府に屬す。今の山西省河東道永濟縣の東南一百二十里。

受けず、更に表を興元に通す。詔して昌符に檢校司徒を加ふ。朱玫、其將王行諭を遣はし、邢寧河西の兵五萬を將るて乘輿を追はしむ。威義節度使楊晟、戦うて數却き、散關を棄てて走る。行諭進みて鳳州に屯す。是時、諸道の貢賦、多く長安に之き、興元に之かず。從官・衛士、皆、食に乏し。上、涕泣し、計を爲すを知らず。杜讓能、上に言つて曰はく、『楊復光、王重榮と、同じく黃巢を破り、京城を復し、相親善なり。復恭は其兄なり。若し重臣を遣はし、往きて諭すに大義を以てし、且つ復恭の意を致さば、宜しく慮を回らし國に歸するの理有るべし』と。上、之に従ふ。右諫議大夫劉崇望を遣はし、河中に使し、詔を齎して重榮を諭さしむ。重榮即ち命を聽き、使を遣はし、表して絹十萬匹を獻じ、且つ、朱玫を討ちて以て自ら贖はんと請ふ。戊戌、襄王愼、使者を遣はして晉陽に至らしめ、李克用に詔を賜うて言はく、『上、半途に至り、六軍・變擾し、蒼黃として晏駕す。吾、藩鎮の推す所と爲り、今已に冊を受く』と。朱玫も亦克用に書を與ふ。克用、其謀皆政に出づるを聞き、大に怒る。大將蓋寓、克用に説きて曰はく、『變輿・播遷し、天下皆咎を我に歸せり。今、政を誅し、李愼を黜けずんば、以て自ら湔洗する無からん』と。克用、之に従ひ、詔書を燔き、使者に因りて檄を鄰道に移して稱す、『政、敢て藩方を欺き、晏駕すと明言す。當道已に蕃漢の三萬の兵を發し、進みて凶逆

【三七】 代宗の時より、河西、吐蕃に没す。宣宗、河湟を復し、張義潮、涼州を收め、河西復た唐に屬す。
 【三八】 事、前卷中和三年に見ゆ。
 【三九】 上の播越するは、克用と王重榮との兵が京畿に逼るに因り、天下の咎を歸する所と爲る。
 【四〇】 李愼、襄王をいふ。

を討つ。當に共に大功を立つべし」と。寓は蔚州の人なり。

秦賢、宋・汴に寇す。朱全忠、之を尉氏の南に敗る。癸巳、都將郭言を遣はし、步騎三萬を將ゐて蔡州を撃たしむ。

六月、(四〇) 扈蹕都將楊守亮を以て金商節度・京畿制置使と爲し、兵二萬を將ゐて金州に出で、王重榮・李克用と共に朱玫を討たしむ。守亮は、本姓は普、名は亮、曹州の人なり。弟信と、皆、楊復光の假子と爲り、名を守亮・守信と更む。李克用、使を遣はし表を奉じて稱す、「方に兵を發し河を濟り、逆黨を除き、車駕を迎へん。願はくは諸道に詔し、臣と力を協せしめよ」と。是より先、山南の人皆言ふ、「克用、朱玫と合せり」と。人情・恟懼す。表至る。上出して從官に示し、并せて山南に諭す。諸鎮是に由りて帖然たり。然れども克用の表、猶ほ朱全忠を以て言を爲す。上、楊復恭をして書を以て之を諭さしめて云ふ、(四一) 「三輔の事寧きを俟ち、別に(四二) 進止有らん」と。

衡州の刺史周岳、兵を發して潭州を攻む。欽化節度使閔勗、(四三) 淮西の將黃皓を招き、城に入りて共に守る。(四四) 皓遂に勗を殺す。岳攻めて州城を拔き、皓を擒にして之を殺す。鎮海節度使周寶、牙將丁從實を遣はして常州を襲ひ、張郁を逐ふ。(四五) 郁、海陵に奔り、鎮遏使南昌

【四〇】 扈蹕都。神策の五十四都の一。
【四一】 三輔。漢、京兆・馮翊・扶風を以て三輔と爲す。唐の京畿の地是れなり。
【四二】 進止。處置なり。
【四三】 淮西の將。秦宗權の將なり。
【四四】 中和元年、閔勗、潭州に據る。是に至りて敗る。
【四五】 是年正月、張郁、常州を陷る。

の高霸に依る。霸は高駘の將なり。海陵に鎮す。民五萬戶・兵三萬人有り。

秋七月、秦宗權、許州を陥れ、(四六) 節度使鹿晏弘を殺す。

王行瑜進みて興州を攻む。感義節度使楊晟、鎮を棄てて走りて文州に據る。保羅都將李鋌・扈蹕都將李茂貞・陳佩に詔し、大唐峰に屯して以て之を拒がしむ。(四七) 茂貞は博野の人、本姓は宋、名は文通、功を以て姓名を賜はる。

(四八) 欽化軍を更め名づけて武安と曰ひ、衡州の刺史周岳を以て節度使と爲す。

八月、盧龍節度使李全忠・薨す。其子匡威を以て留後と爲す。

王潮、泉州を拔き、廖彥若を殺す。潮、福建觀察陳巖の威名を聞き、敢て福州の境を犯さず、使を遣はして之に降る。巖、潮を表して泉州の刺史と爲す。潮、沈勇にして智略有り、既に泉州を得、離散を招懷し、賦を均しくし兵を繕む。吏民・悅服す。王緒を別館に幽す。緒慙ちて自殺す。

九月、朱玫の將張行實、大唐峰を攻む。李鋌等、撃ちて之を却く。金吾將軍滿存、邠軍と戦ひ、之を破り、復た興州を取り、進みて萬仞寨を守る。

李克修、孟方立を攻む。甲午、其將呂臻を焦岡に擒にし、(四九) 故鎮・武安・臨洛・邯鄲・沙河を拔き、大

【四六】 中和四年、晏弘、許州に據る。是に至りて敗亡す。
【四七】 李茂貞の事、此に始まる。
【四八】 湖南觀察、欽化軍に升ること、前卷中和三年に見ゆ。
【四九】 去年八月、王潮、泉州を圍み、是に至りて之を拔く。
【五〇】 故鎮。九域志に、洛州武安縣に固鎮鎮有り。

將安金俊を以て邢州の刺史と爲す。

長安の百官・太子太師裴瑒等、襄王熲に勸進す。冬十月、熲、皇帝の位に即き、建貞と改元し、遙に上を尊びて太上元皇帝と爲す。

董昌、錢鏐に謂つて曰はく、「汝能く越州を取らば、吾、杭州を以て汝に授けん」と。鏐曰はく、「然り。取らずんば終に後の患を爲さん」と。遂に兵を將る、諸賢より平水に趨き、山を鑿り道を開くこと五百里、曹娥球に出づ。浙東の將鮑君福、衆を帥ゐて之に降る。鏐、浙東の軍と戦ひ、屢之を破り、進みて豊山に屯す。

感化の牙將張雄・馮弘鐸、罪を節度使時溥に得、衆三百を聚め、走りて江を渡り、蘇州を襲うて之に據り、雄自ら刺史と稱す。稍く兵を聚めて五萬に至り、戰艦千餘、自ら天成軍と號す。

河陽節度使諸葛爽・薨す。大將劉經・張全義、爽の子仲方を立てて留後と爲す。全義は臨濮の人なり。

李克修、邢州を攻め、克たずして還る。

十一月、丙戌、錢鏐、越州に克つ。劉漢宏、台州に奔る。

義成節度使安師儒、政を兩廂都虞候夏侯晏・杜標に委ぬ。二人、驕恣にして、軍中、之を忿る。小校張驍、潜に出で、衆二千を聚め、州城を攻む。師儒、晏・標の首を斬り、之を諭す。軍中稍息む。天平節度使朱瑄、滑州を取らんと謀り、濮州の刺史朱裕を遣はし、兵を將る、張驍を誘うて之を殺す。朱全忠、先に其將朱珍・李唐賓を遣はして滑州を襲はしむ。境に入りて大雪に遇ふ。珍等、一夕、馳せて壁下に至り、百梯竝び升り、遂に之に克ち、師儒を虜にして以て歸る。全忠、牙將江陵の胡眞を以て義成留後に知たらしむ。

田令孜、成都に至り、醫を尋ねんと請ふ。〔五〕之を許す。

十二月戊寅、諸軍、鳳州を抜く。滿存を以て鳳州防禦使と爲す。

楊復恭、檄を關中に傳へて稱す、「朱玫の首を得る者は、靜難節度使を以て之を賞せん」と。王行瑜、戦うて數敗れ、罪を攻に獲んことを恐れ、其下と謀りて曰はく、「今、功無く、歸るも亦死せん。曷ぞ汝が曹と與に玫の首を斬り、大駕を

迎へ、邠寧の節鉞を取るに若かんや」と。衆、之に従ふ。甲寅、行瑜、鳳州より、擅に兵を引きて京師に歸る。政方に事を視、之を聞きて怒り、行瑜を召し、之を責めて曰はく、「汝擅に歸る。反せん」と欲するか」と。行瑜曰はく、「吾は反せず、反者朱玫を誅せんと欲するのみ」と。遂に擒にして之を斬り、并せて其黨數百人を殺す。諸軍大に亂れ、京城を焚掠す。士民、衣無く、凍死する者地を

〔五二〕曹娥球。越州會稽縣に平水鎮。曹娥鎮有り。平水は越州の東南四十餘里に在り。是より南して山を踰え小江に出で、剡溪に沿うて東すること二十里、曹娥球に至る。

〔五三〕徐州は、本、武寧軍と號す。咸通に節鎮を罷めしより後、尋ぎて節鎮を復し、改めて感化軍と爲す。中間に武寧と書する者有るは誤なり。是後、時溥既に死し、朱梁始めて徐州を復して武寧軍と爲す。

〔五四〕臨濮。武德四年、雷澤縣を分ちて臨濮縣を置き、濮州に屬す。州の南六十里に在り。今の山東省東臨濮縣の南六十五里。

〔五五〕義成、此より朱全忠に屬す。

〔五六〕西川監軍使を解く。

〔五七〕朱玫の職任を以て之に授くるなり。

〔五八〕屢、李鋌、滿存等に敗らる。

蔽ふ。裴澈・鄭昌圖、百官二百餘人を帥る、襄王を奉じて河中に奔る。王重榮、詐りて迎へ奉ずる爲し、煇を執へて之を殺し、澈・昌圖を囚ふ。百官の死する者殆ど半なり。

台州の刺史杜雄、劉漢宏を誘ひ、執へて董昌に送り、之を斬る。昌徙りて越州に鎮し、自ら知浙東軍府事と稱し、錢鏐を以て知杭州事とす。

王重榮、襄王煇の首を函にして行在に至る。刑部請ふ、『興元城の南樓に御し、馘を獻じ、百官畢く賀せん』と。太常博士殷盈孫・議して以爲はく、『煇は賊臣の逼る所と爲る。止だ節に死する能はざるを以て罪と爲すのみ。禮に、公族の罪、大辟に在れば、君、之が爲めに素服し、舉せずと。今煇已に誅に就く。宜しく廢して庶人と爲し、所在に令して其首を葬らしむべし。其の馘を獻じ賀を稱するの禮は、請ふ朱玫の首至るを俟ちて之を行はん』と。之に従ふ。盈孫は、侑の孫なり。

河陽の大將劉經、李罕之が制し難きを畏れ、自ら兵を引きて洛陽に鎮し、罕之を澠池に襲ひ、罕之の敗る所と爲る。經、洛陽を棄てて走る。罕之、追殺して殆ど盡く。罕之、鞏に軍し、將に河を渡らんとす。經、張全義を遣はし、兵を將めて之を拒がしむ。時に諸葛仲方・幼弱にして、政、劉經に在り。諸將、多く附かず。全義遂に罕之と兵を合はせて河陽を攻む。經の敗る所と爲る。罕之、全義

走りて懷州を保つ。初め忠武決勝指揮使孫儒、龍驤指揮使朗山の劉建鋒と與に、蔡州に成し、黃巢を拒ぐ。扶溝の馬殷、軍中に隸し、材勇を以て聞ゆ。秦宗權が叛するに及び、儒等皆焉に屬す。宗權、儒を遣はし、鄭州を攻め陷る。刺史李璠、大梁に奔る。儒進みて河陽を陷る。留後諸葛仲方、大梁に奔る。儒自ら節度使と稱す。張全義、懷州に據り、李罕之、澤州に據り、以て之を拒ぐ。初め長安の人張佖、宣州の幕僚と爲り、觀察使秦彥の人と爲りを惡み、官を棄てて去り、蔡州を過ぐ。宗權、留めて以て行軍司馬と爲す。佖、劉建鋒に謂つて曰はく、『秦公は剛鷲にして猜忌なり。亡びんこと日無からん。吾が屬何を以て自ら免れん』と。建鋒方に自ら危む。遂に佖と善し。

壽州の刺史張翽、其將魏虔を遣はし、萬人を將るて廬州に寇せしむ。廬州の刺史楊行愨、其將田頴・李神福・張訓を遣はして之を拒がしむ。虔を楮城に敗る。滁州的刺史許勅、舒州を襲ふ。刺史陶雅、廬州に奔る。高駢、行愨に命じ、名を行密と更めしむ。是歲、天平の牙將朱瑾、泰寧節度使齊克讓を逐ひ、自ら留後と稱す。瑾將に兗州を襲はんとし、昏を克讓に求む。乃ち鄆より、車服を盛飾し、私に兵甲を藏し、以て之に赴く。親迎の夕、甲士竊に發

【五七二】襄王煇。監國より竊號に至り、八月に涉りて敗る。【五七三】廣明元年、劉漢宏、浙東を得、是に至りて亡ぶ。【五七四】殷盈孫は二百四十三卷文宗の大和二年に見ゆ。【五七五】鞏。漢の古縣、唐には河南府に屬す。府の東一百一十里に在り。今、河南省河洛道鞏縣。

【五七六】扶溝。漢の縣、唐には許州陳留に屬す。汴州の南一百九十里に在り。今の河南省開封道扶溝縣の東北五十里に在り。馬殷、此に始まる。【五七七】廣明元年、諸葛爽、河陽を得、子に及びて敗る。【五七八】中和四年、行愨、雅をして舒州を取らしむ。

し、克讓を逐うて之に代る。朝廷因つて瑾を以て泰寧節度使と爲す。

安陸の賊帥周通、鄂州を攻む。路審中亡げ去る。岳州の刺史杜洪、虚に乗じて鄂に入り、自ら武昌留後と稱す。朝廷因つて以て之に授く。湘陰の賊帥鄧進思、復た虚に

乗じて岳州を陷る。

秦宗言、荆南を圍むこと二年、張瓌、城に嬰りて自ら守る。城中、米

斗ごとに直錢四十緡、甲鼓を食うて皆盡く。門扉を撃ちて以て夜を警む。

死する者相枕す。宗言、竟に克つ能はずして去る。

三年、春正月、邠州の都將王行瑜を以て 靜難軍節度使と爲し、扈

都頭李茂貞をして 武定節度使を領せしめ、扈都頭楊守宗を金商節度使

と爲し、右衛大將軍顧彦朗を東川節度使と爲し、金商節度使楊守亮を山南

西道節度使と爲す。彦朗は豐縣の人なり。

辛巳、董昌を以て浙東觀察使と爲し、錢鏐を杭州の刺史と爲す。

秦宗權、自ら、兵力、朱全忠に十倍せるに、而も數敗る所と爲るを以て、之を恥ぢ、力を悉して以

て泮州を攻めんと欲す。全忠、兵少きを患へ、二月、諸軍都指揮使朱珍を以て泮州の刺史と爲し、

兵を東道に募り、期するに初夏を以てして還らしむ。

戊辰、三川都監田令孜の官爵を削奪し、端州に長流す。然れども令孜、陳敬瑄に依り、竟に・行

かす。

代北節度使李國昌・薨す。

三月癸未、詔して、僞宰相蕭遘・鄭昌圖・裴澈は、所在に於て、衆を集めて之を斬らしむ。皆、

岐山に死す。時に朝士、熈の官を受くる者、甚だ衆し。法司、皆、處す

るに極法を以てす。杜讓能、之を力争し、免るる者什に七八。

壬辰、車駕、鳳翔に至る。節度使李昌符、車駕、京に還らば、前過を

治めずと雖も、恩賞必ず疎からんことを恐れ、乃ち宮室未だ完からざる

を以て、固く・蹕を府舎に駐めんことを請ふ。之に従ふ。

太傅兼侍中鄭從讜、罷めて太子太保と爲る。

鎮海節度使周寶、親軍千人を募り、後樓兵と號し、稟給、鎮海軍に倍す。鎮海軍皆怨む。而して後

樓兵浸く驕り、制す可からず。寶、聲色に溺れ、政事を親らせず。羅城二十餘里を築き、東第を建つ。

人、其役に苦しむ。寶、僚屬と後樓に宴す。『鎮海軍・怨望す』と言ふ者有り。寶曰はく、『亂れば則ち

之を殺さん』と。度支催勅使薛朗、其言を以て、善き所の鎮海軍將劉浩に告げ、之を戒め、士卒を戢

- 【六五】 中和四年、路審中、鄂州に據る。
- 【六六】 湘陰。漢の羅縣の地、唐には岳州に屬す。州の西南二百七十里に在り。今の湖南省湘江道湘陰縣の西北五十里に在り。
- 【六七】 去年九月、荆南を圍む。
- 【六八】 朱玫の官を以て之を賞するなり。
- 【六九】 泮州を以て武定節鎮と爲す。
- 【七〇】 泮州は、本、平盧の巡屬なり。全忠、兵を東方に募らんと欲し、輒ち刺史を以て珍に授く。

- 【四】 岐山。鳳翔の東四十里に在り。
- 【五】 法司。刑部を謂ふ。
- 【六】 前過。朱玫と與に乗輿を迫逐せしを謂ふ。

めしむ。浩曰はく、『惟だ反せば、以て死を免る可きのみ』と。是夕、寶醉うて方に寝ぬ。浩、其黨を帥ゐて亂を作し、府舎を攻めて之を焚く。寶驚き起き、徒跣し、芙蓉門を叩き、後樓兵を呼ぶ。後樓兵も亦反す。寶、家人を帥ゐ、歩走して青陽門を出で、遂に常州に奔り、刺史丁從實に依る。浩、諸の僚佐を殺し、癸巳、薛朗を迎へて府に入れ、推して留後と爲す。寶先に租庸副使を兼ね、城中の貨財山積す。是日、亂兵の手に盡く。高駢、寶が敗れしを聞き、牙を列し賀を受け、使を遣はして饋るに、鹽粉を以てす。寶怒り、之を地に擲ちて曰はく、『汝、呂用之の在る有り。他日未だ知る可からざるなり』と。揚州、連歲飢ゑ、城中の餓死する者、日に數千人。坊市之が爲めに寥落す。災異數見はる。駢、悉く以爲へらく、周寶、之に當れりと。

山南西道節度使楊守亮、利州の刺史王建が驍勇なるを忌み、屢之を召す。建懼れて往かず。前の龍州の司倉周庠、建に説きて曰はく、『唐祚將に終らんとし、藩鎮互に相呑噬すれども、皆、雄才遠略無く、多難を載濟する能はず。公は勇にして謀有り、士卒の心を得たり。大功を立つる者、公に非ずして誰ぞ。然れども、葭萌は四戰の地にして、以て久しく安んじ難し。閬州は地僻にして人富む。楊茂實は、陳田の腹心にして、職貢を修めず。若し其罪を表し、兵を興して之を討たば、一戰して擒にす可からん』と。建、之に従ひ、溪洞の

- 【七】 駢、寶と仇たり、故に其敗を幸とす。仇と爲ること二百五十四卷中和元年に見ゆ。
- 【八】 細く切りたるを鹽と爲し、碎磨したるを粉と爲す。
- 【九】 利州は山南西道の巡屬なり。建、守亮に殺されんことを懼る、故に敢て往かず。
- 【一〇】 利州は、古の葭萌の地なり。

會豪を召募し、衆八千有り、嘉陵江に沿うて下り、閬州を襲ひ、其刺史楊茂實を逐ひ、而して之に據り、自ら防禦使と稱し、亡命を招納し、軍勢益々盛なり。守亮、制する能はず。部將張虔裕、建に説きて曰はく、『公、天子の微弱なるに乗じ、専ら方州に據る。若し唐室復興せば、公、種無からん。宜しく使を遣はし、表を天子に奉じ、大義に杖りて以て師を行るべし。濟らざる蔑からん』と。部將蔡母諫復た建に説く、『士を養ひ民を愛し、以て天下の變を觀よ』と。建、皆、之に従ふ。庠、虔裕、諫は、皆、許州の人なり。初め建、東川節度使顧彦朗と、俱に神策軍に在り、同じく賊を討つ。建既に閬州に據るや、彦朗、其の侵暴せんことを畏れ、數使を遣はして問遣し、饋るに軍食を以てす。建、是に由りて、東川を犯さず。初め周寶、淮南六合鎮遏使徐約の兵の精なるを聞き、之を誘ひ、蘇州を撃たしむ。

- 【一一】 閬州は東川の巡屬。
- 【一二】 胡三省曰はく、汝穎には奇士多きこと、古より然るなり。史、英雄角逐するときは、天必ず人才を生じて以て之を羽翼するを言ふ。
- 【一三】 胡三省曰はく、豺狼、噬まざるは、要するに仁に非ざるなり、力未だ及ばざるのみ。後の顧彦暉の事を觀れば、見る可きのみと。

卷の第二百五十七

唐紀七十三

僖宗惠聖恭定孝皇帝下の下

光啓三年、夏四月甲辰朔、徐約、蘇州の刺史張雄を逐ふ。(雄其衆を帥る、逃れて海に入る。)高駢、秦宗權が將に淮南に寇せんとするを聞き、左廂都知兵馬使畢師鐸を遣はし、百騎を將ゐて高郵に屯せしむ。時に呂用之、事を用ひ、宿將、多く、誅する所と爲る。師鐸、自ら、黄巢の降將なるを以て、常に自ら危む。師鐸、美妾有り。用之、之を見んと欲す。師鐸、許さず。用之、師鐸が出づるに因り、竊に往きて之を見る。師鐸慙ち怒り、其妾を出す。是に由りて隙有り。師鐸將に高郵に如かんとするや、用之、之を待つこと厚きを加ふ。師鐸益疑ひ懼れ、謂へらく禍、旦夕に在りと。師鐸の子、高郵鎮遏使張神劔の女を娶る。師鐸密に之と謀る。神劔以爲へらく、是事無しと。神劔、名は雄、人、其の善く劔を用ふるを以て、故に之を神劔と謂ふ。時に府中

唐僖宗惠聖恭定孝皇帝光啓三年

籍籍として、亦、以爲へらく、師鐸且に誅を受けんとすと。其母、人をして之に語りて曰はしむ、
 「設し是事有らば、汝自ら努力して前み去れ。老母・弱子を以て累と爲す勿れ」と。師鐸疑うて未
 だ決せず。會、駢の子四十三郎といふ者、素より用之を惡み、師鐸をして外鎮の將吏を帥る・用之の
 罪惡を疏し、其父に聞せしめんと欲し、密に人をして之を給きて曰はしむ、
 「用之、比來、頻に令公に啓し、此に因りて相圖らんと欲す。已に委曲有
 り、張尙書の所に在り。宜しく之に備ふべし」と。師鐸、神劍に問うて曰
 はく、「昨夜、使司、文書有り。翁胡を言はざる」と。神劍、寤らずし
 て曰はく、「之れ無し」と。師鐸、内、自ら安んぜず、營に歸り、腹心に謀
 る。皆、師鐸に兵を起して用之を誅せんことを勸む。師鐸曰はく、「用之、
 數年以來、人怨み鬼怒る。安くんぞ天・手を我に假りて之を誅するにあらざ
 るを知らんや。淮寧軍使鄭漢章は我が郷人にして、昔、歸順の時の副
 將なり。素より用之に切齒す。吾が謀を聞かば必ず喜ばん」と。乃ち夜、
 百騎と與に、潛に漢章に詣り、漢章大に喜び、悉く鎮兵を發し、及び居
 民を驅り、合はせて千餘人、師鐸に従つて高郵に至らしむ。師鐸、張神劍を詰るに、得る所の委曲を
 以てす。神劍驚きて曰はく、「有る無し」と。師鐸、聲色浸く厲し。神劍奮つて曰はく、「公何ぞ事を

- 【四】 籍籍。紛紛なり。
- 【五】 令公。襄王熹、高駢に中書令を加ふ。故に令公と稱す。
- 【六】 當時、機密の文書は之を委曲と謂ふ。張尙書は神劍を謂ふ。
- 【七】 使司。淮南節度使司をいふ。
- 【八】 翁。婚姻を以て之を呼びて翁と爲す。
- 【九】 駢、淮寧軍を淮口に置く。畢師鐸・鄭漢章は、皆、宛句の人なり。
- 【一〇】 歸順の時。黃巢を去りて高駢に歸せし時をいふ。

見るの暗き。用之の姦惡は、天地の容れざる所なり。況んや近者重く權貴に賂ひ、嶺南節度を得、
 復た行かず。或は云ふ、「此土に竊據せんと謀る」と。其をして志を得しめば、吾が輩豈に能く刀
 頭を握り、此妖物に事へんや、要す此數賊を丹し、以て淮海に謝せん。何ぞ必ずしも多言せん」と。
 漢章喜び、遂に命じて酒を取らしめ、臂の血を割き酒に瀝らして共に之を飲む。乙巳、衆、師
 鐸を推して行營使と爲し、文を爲りて天地に告げ、書を淮南の境内に移し、用之及び張守一・諸葛殷
 を誅するの意を言ひ、漢章を以て行營副使と爲し、神劍を都指揮使と爲す。
 神劍、師鐸の成敗未だ知る可からざるを以て、所部を以て高郵に留まらん
 ことを請うて曰はく、「一は則ち公の聲援を爲し、二は則ち糧餉を供給せ
 ん」と。師鐸、悦ばず。漢章曰はく、「張尙書の謀も亦善し。苟くも終
 始心を同じくせば、事捷つの日、子女・玉帛、相與に之を共にせん。今日
 豈に復た相違ふ可けんや」と。師鐸乃ち之を許す。戊申、師鐸・漢章、高郵を發す。庚戌、詞騎、
 以て高駢に白す。呂用之、之を匿す。
 朱珍、淄青に至りて旬日、募に應ずる者萬餘人。又、青州を襲ひ、馬千匹を獲たり。辛亥、還りて
 大梁に至る。朱全忠喜びて曰はく、「吾が事濟れり」と。時に蔡人方に汴州に寇す。其將張旺、北
 郊に屯し、秦賢、板橋に屯し、各衆數萬有り、三十六寨を列し、連延すること二十餘里。全忠、

- 【一】 事、前卷前年に見ゆ。
- 【二】 淮海。揚州をいふ。
- 【三】 高郵より東南のかた揚州に至るまで一百里。
- 【四】 北郊。汴州の城北郊原の地をいふ。即ち赤岡なり。
- 【五】 板橋。汴州の城西に在り。

諸將に謂つて曰はく、「彼、銳を蓄へ兵を休め、方に來りて我を撃ち、未だ朱珍の至れるを知らず、吾が兵少く畏怯して自ら守るのみと謂はん。宜しく其不意に出で、先づ之を撃つべし」と。乃ち自ら兵を引き、秦賢の寨を攻む。士卒、踊躍して先を争ふ。賢、備を爲さず。連に四寨を抜き、萬餘級を斬る。蔡人大に驚き、以て神と爲す。全忠、又、牙將新野の郭言をして、兵を河陽陝虢に募らしむ。萬餘人を得て還る。

畢師鐸の兵、廣陵城下に奄至す。城中驚き擾る。壬子、呂用之、麾下の勁兵を引き、誘ふに重賞を以てし、城を出でて力戦せしむ。師鐸の兵少しく却く。用之、始めて、橋を斷ち門を塞ぎ守備を爲すを得たり。是日、駢、延和閣に登り、諛諂の聲を聞く。左右、師鐸の變を以て告ぐ。駢驚き、急に用之を召し之を詰る。用之徐ろに對へて曰はく、「師鐸の衆、歸るを思ひ、門衛の遏むる所と爲る。適に己に宜しきに隨うて區處せり。計るに尋ぎて退き散せん。儻し或は已ますんば、止だ。玄女の一力士を煩はさんのみ。願はくは令公、憂ふる勿れ」と。駢曰はく、「近者、君の妄を覺ること多し。君善く之を爲せ。吾をして、周侍中と爲らしむる勿れ」と。言畢りて、慘沮すること之を久しくす。用之、慙慙して退く。師鐸退きて、山光寺に屯す。廣陵の城堅く兵多きを以て、甚かに、悔ゆる色有り。癸丑、其屬孫約を遣はし、其

- 〔一〕 延和閣は駢の起す所なること、二百五十四卷中和二年に見ゆ。
- 〔二〕 玄女。道家の神女なり。用之あざむきていふのみ。
- 〔三〕 周侍中。周寶をいふ。事、前卷本年に見ゆ。
- 〔四〕 慘沮。心悽慘として鬱塞するをいふ。
- 〔五〕 慙も亦慙づる也。
- 〔六〕 山光寺。廣陵城北にあり。

子と與に、宣州に詣り、師を觀察使秦彦に乞ひ、且つ許すに城に克つの日彦を迎へて帥と爲さんことを以てす。會、師鐸の館客畢慕顔、城中より逃れ出でて言ふ、「衆心離散し、用之・憂窘せり。若し堅く之を守らば、日ならずして當に潰ゆべし」と。師鐸乃ち悦ぶ。是日未明、駢、用之を召し、問ふに事の本末を以てす。用之始めて實を以て對ふ。駢曰はく、「吾、復た兵を出して相攻むるを欲せず。君、一の、温信の大將を選び、我が手札を以て之を諭さしむ可し。若し其れ未だ従はずんば、當に別に處分すべし」と。用之退き念ふ、「諸將は皆仇敵なり。必ず己に利あらじ」と。甲寅、所部の討擊副使許戡を遣はし、駢の委曲及び用之の誓狀并に酒榷を齎し、出でて師鐸を勞はしむ。師鐸、始め、亦、駢の舊將の勞問し、以て用之の姦惡を具陳し、積憤を、披泄するを得んことを望む。戡が至るを見、大に罵りて曰はく、「梁纘・韓問、何にか在る。乃ち此穢物をして來らしむ」と。戡未だ言を發するに及ばず、己に牽き出して之を斬る。乙卯、師鐸、書を射て城に入る。用之、發かず、即ち之を焚く。丁巳、用之、甲士百人を以て、入りて駢を延和閣下に見る。駢大に驚き、寢室に匿る。久しくして後出でて曰はく、「節度使の居る所に、故無く兵を以て入るは、反せんと欲するか」と。左右に命じて驅り出さしむ。用之大に懼れ、子城の南門を出で、策を擧げて之を指して曰はく、「吾復た此に入る可からず」と。是より、高・呂始めて判る。是夜、駢、其從子前の左金吾衛將軍傑を召し、密

- 〔一〕 温信。温は柔和。信は誠實にして妄言せざる者。
- 〔二〕 委曲。即ち手札なり。
- 〔三〕 披泄。披は開くなり、分つなり。泄は壘を決するなり。

に軍事を議す。戊午、傑を都牢城使に署し、泣きて之を勉めしめ、親信五百人を以て之に給す。用之、諸將に命じ、大に城中の丁壯を索めしめ、朝士・書生を問ふ無く、悉く白刃を以て驅り、縛して城に登らせ、分ちて城上に立たしむ。且より暮に至るまで、休息するを得ず。又、其の外寇と通せんことを恐れ、數、其地を易ふ。家人、之に餉るに、所在を知るもの莫し。是に由りて、城中の人も亦、師鐸が城に入るの晩きを恨む。駢、大將石鐸を遣はし、師鐸の幼子及び其母の書并に駢の委曲を以て、楊子に至り、師鐸を諭さしむ。師鐸遽に其子を遣りて還らしめて曰はく、「令公、但だ呂・張を斬り、以て師鐸に示せ。師鐸敢て恩に負かじ。願はくは妻子を以て質と爲さん」と。駢、用之が其家を屠らんことを恐れ、師鐸の母と妻子とを收め、使院に置く。辛酉、秦彦、其將秦稠を遣はし、兵三千を將る、楊子に至り、師鐸を助けしむ。壬戌、宣州の軍、南門を攻め、克たず。癸亥、又、羅城の東南隅を攻む。城幾ど陥らんとする者數四。甲子、羅城の西南隅の守者、戰格を焚き、以て師鐸に應ず。師鐸、其城を毀ち、以て其衆を内る。用之、其衆千人を帥る、三橋の北に力戦す。師鐸、敗るに垂なんとす。會、高傑、牢城の兵を以て、子城より出で、用之を擒にして以て師鐸に授けんと欲す。用之乃ち參佐門を開きて北に走る。駢、梁纘を召し、昭義軍百餘人を以て、子城を保たしむ。乙丑、師鐸、兵を縱ちて大に掠む。駢、已むを得ず、命じて備を徹せしめ、師鐸と、延和閣の下に相見、

【二五】 使院は節度使司の官屬が事を治むるの所なり。
 【二六】 戰格。木を列れて之を爲る。漢人、之を柝格と謂ひ、後世、之を柝杖と謂ふ。

交拜すること賓主の儀の如くす。師鐸を節度副使・行軍司馬に署し、仍ほ制を承け、左僕射を加ふ。鄭漢章等、各、官を遷すこと差有り。左莫邪都虞候申及は、本徐州の健將なり、入りて駢を見、之に説きて曰はく、「師鐸の逆黨、多からず。(門尙ホ未ダ守) 請ふ令公、此に及びて元從三十人を選び、夜、教場門より出でよ。師鐸が之を覺る比には、追ふとも及ばざらん。然る後、諸鎮の兵を發し、還りて府城を取れ。此れ禍を轉じて福と爲すなり。若し一二日にして事定まらば、浸く恐る艱難及ばんことを。亦、左右に在るを得ざらん」と。之を言ひ且つ泣く。駢、猶豫して聽かず。及、語の泄れんことを恐れ、遂に竄匿す。會、張雄、東塘に至る。及往きて之に歸す。丙寅、師鐸果して兵を分ちて諸門を守らしめ、用之の親黨を搜捕し、悉く之を誅す。師鐸入りて使院に居り、秦稠、宣軍千人を以て、使宅及び諸倉庫を分守す。丁卯、駢、牒して請うて所任を解き、師鐸を以て府事を兼判せしむ。師鐸、孫約を遣はし、宣城に至り、秦彦を趣して江を過ぎしむ。或るひと師鐸に説きて曰はく、「僕射、羈者、兵を擧ぐるは、蓋し、用之の輩、姦邪暴横にして、高令公、坐ながら自ら聲譽に、區理する能はざるを以て、故に衆心に順つて一方の爲めに害を去る。今、用之既に敗れ、軍府廓然たり。僕射宜しく復た高公を奉じて之

【二七】 高駢、左右莫邪都を置くこと、二百五十四卷中和二年に見ゆ。
 【二八】 此に及びて。此時に及びてなり。
 【二九】 胡三省曰はく、楚の靈王、言へる有り、大福は再びせず、祇に辱を取りのみと。高駢、蓋し、行留皆禍なるを知る、故に猶豫して聽かずと。
 【三〇】 張雄、蘇州を棄て、逃れて海に入り、又海より江に浜りて上り、揚州の東塘に至る。
 【三一】 區理。分別處理する也。

を佐け、但だ其兵權を總べて以て號令すべし。誰か敢て服せざらん。用之は乃ち淮南の一叛將なるのみ。所在に移書せば、立ちどころに・梟擒す可からん。此の如くせば、則ち外は推奉の名有り、内は兼井の實を得ん。朝廷之を聞くと雖も、亦、臣節を虧く無からん。高公をして聰明ならしめば、必ず内愧づるを知らん。如し其れ悛めずんば、乃ち机上の肉ならんのみ。奈何ぞ此功業を以て之を它人に付せん。豈に惟だ制を人に受くるのみならんや。終に恐らくは自ら相魚肉とせん。前日、秦稠先づ倉庫を守る、其の相疑ふこと、已に見る可し。且つ秦司空、節度使と爲らば、〔三三〕廬州・壽州、其れ肯て之が下たらんや。僕、戦攻の端を見るに、未だ窮已有らず。豈に惟だ淮南の人、肝腦、地に塗るのみならんや。竊に恐る、僕射の功名成敗、未だ知る可からざるを。若かじ、今に及びて亟かに秦司空を止め、江を過ぎしむる勿らんには。彼若し粗ば安危を識らば、必ず敢て輕しく進まざらん。就使它日我を責むるに約に負くを以てすとも、猶ほ高氏の忠臣たるを失はざらん」と。師鐸、大に以て然らずと爲す。明日、以て鄭漢章に告ぐ。漢章曰はく、「此れ智士なり」と。之を散求す。其人、禍を畏れ、竟に復た出でず。戊辰、駢、家を遷し、出でて南第に居る。師鐸、甲士百人を以て衛と爲す。其實は之を囚ふるなり。是日、宣軍、求むる所未だ獲ざるを以て、進奉兩樓數十間を焚く。

- 【三二】廬州は楊行密、壽州は張翊。
- 【三三】散求。處處をさがし求むるなり。
- 【三四】新唐書高駢傳によれば、駢、乾符より以來、貢賦、天子に入れず、寶貨、進奉樓に山積すと云ふ。駢、乾符の末、始めて浙西より淮南に徙り、中和二年、兵權利權を罷め、貢賦始めて絶り。

實貨悉く煨燼と爲る。己巳、師鐸、府廳に於て事を視る。凡そ官吏、兵權有る者に非ざれば、皆、故の如し。復た駢を東第に遷す。城陥りしより、諸軍大に掠めて、已ます。是に至りて、師鐸始めて先鋒使唐宏を以て靜街使と爲し、之を禁止す。〔三五〕駢、先に鹽鐵使と爲り、積年、貢奉せず。貨財、揚州に在る者、填委して山の如し。駢、郊天・御樓の六軍の立仗儀服を作り、及び大殿の元會・内署・行幸の・供張の器用、皆、金玉を刻鏤し、蟠龍・鸞鳳、數十萬事、悉く亂兵の掠むる所と爲り、閭閻に歸し、張陳して其中に寢處す。庚午、諸葛殷を獲、之を杖殺し、尸を道旁に棄つ。怨家、其目を抉り、其舌を斷つ。衆、瓦石を以て之に投じ、須臾にして家を成す。呂用之が敗るるや、其黨鄭杞、首として師鐸に歸す。師鐸、杞を署して〔三六〕海陵の鹽事に知たらしむ。杞、海陵に至り、陰に〔三七〕高霸の得失を記し、師鐸に聞す。霸、其書を獲、杞の背を杖ち、手足を斷ち、目を刎り舌を截ち、然る後之を斬る。〔三八〕蔡の將盧瑋、萬勝に屯し、泔水を夾みて軍し、以て泔州の運路を絶つ。〔三九〕朱全忠、霧に乗じて之を襲ひ、掩殺して殆ど盡す。是に於て、蔡の兵皆徙りて張旺に就き、赤岡に屯す。全忠復た就きて之を撃ち、二萬餘人を殺す。蔡人大に懼る。或は軍中自ら相驚く。全忠乃ち大梁に還り、兵を養ひ士を休む。

- 【三五】乾符六年、駢、鹽鐵轉運使と爲り、中和二年、使職を解く。
- 【三六】郊天及び御樓肆赦に、六軍、皆、仗を立へ。
- 【三七】海陵縣は鹽鐵を管轄す。
- 【三八】高霸、時に海陵鎮邊使たり。
- 【三九】萬勝鎮は中牟縣に在り。赤岡、泔水の北に在り。